

別 紙 Ⅲ

(別紙Ⅲ)

第 1 前提事実

1 本件特許権Ⅲ

原告は、本件特許権Ⅲを有している。

5 なお、本件特許Ⅲの特許請求の範囲、明細書及び図面（以下、明細書及び図面を「本件明細書Ⅲ」という。）の記載は、別紙「特許公報（甲第 9 号証）」のとおりである。

2 構成要件

10 本件特許Ⅲの特許請求の範囲請求項 1～6（以下、項順に「本件発明Ⅲ－1」などといい、これらを併せて「本件発明Ⅲ」と総称する。）の構成要件は次のとおり分説される。

(1) 請求項 1（本件発明Ⅲ－1）

A 被施療者が着座可能な座部と、

B 被施療者の上半身を支持する背凭れ部と

15 C を備える椅子型のマッサージ機において、

D 前記座部の両側に夫々配設され、被施療者の腕部を部分的に覆って保持する一対の保持部と、

E 前記保持部の内面に設けられる膨張及び収縮可能な空気袋と、を有し、

20 F 前記保持部は、その幅方向に切断して見た断面において被施療者の腕を挿入する開口が形成されていると共に、その内面に互いに対向する部分を有し、

G 前記空気袋は、前記内面の互いに対向する部分のうち少なくとも一方の部分に設けられ、

H 前記一対の保持部は、各々の前記開口が横を向き、且つ前記開口同士が互いに対向するように配設されている

25 I ことを特徴とするマッサージ機。

(2) 請求項 2（本件発明Ⅲ－2）

J 前記一对の保持部は、各々の前記開口が真横を向いていること

K を特徴とする請求項 1 に記載のマッサージ機。

(3) 請求項 3 (本件発明Ⅲ－3)

L 前記保持部は、被施療者の前腕と手首又は掌を保持可能であること

5 M を特徴とする請求項 1 又は 2 に記載のマッサージ機。

(4) 請求項 4 (本件発明Ⅲ－4)

N 前記空気袋は、前記開口側の部分の方が奥側の部分よりも立ち上るように構成されていること

O を特徴とする請求項 1 ～ 3 のいずれかに記載のマッサージ機。

10 (5) 請求項 5 (本件発明Ⅲ－5)

P 前記背凭れ部は、被施療者の胴体を支持するクッション部と、

Q 前記クッション部より前方へ延設され被施療者の上腕及び肩の側部を覆う部分を有するカバー部と、を有し、

15 R 前記カバー部には、膨張及び収縮することにより被施療者の肩に刺激を与えることができる空気袋が設けられている

S ことを特徴とする請求項 1 ～ 4 のいずれかに記載のマッサージ機。

(6) 請求項 6 (本件発明Ⅲ－6)

T 左腕用の前記保持部に設けられた空気袋と、右腕用の前記保持部に設けられた空気袋と、は、夫々独立に駆動されるよう構成されている

20 U ことを特徴とする請求項 1 ～ 5 のいずれかに記載のマッサージ機。

3 被告製品Ⅲの構成

本件特許権Ⅲとの関係で、その被疑侵害品である被告の製品は、構成及び駆動上の相違から別紙「被告製品Ⅲの分類」記載のとおりに分類することができる(以下、これらを「被告製品Ⅲ」と総称する。)。なお、被告製品 59、60 及び 62 は、
25 順に被告製品 9、32 及び 37 の海外向け製品であり、それぞれ本件特許Ⅲに係る限りにおいて、同一の構成を有する。

被告製品Ⅲ－ＡとⅢ－Ｂは、被告製品Ⅲ－Ａの腕部には内壁があるのに対し、被告製品Ⅲ－Ｂの腕部には内壁がない点、被告製品Ⅲ－Ａ－１とⅢ－Ａ－２は、被告製品Ⅲ－Ａ－１の腕部は可動であるのに対し、被告製品Ⅲ－Ａ－２の腕部は固定されている点、●（省略）●

5 被告製品Ⅲの具体的な構成については当事者間に争いがある（主張の概要は、別紙「被告製品Ⅲの構成の主張」のとおりである。）。原告は、被告製品Ⅲ－Ａとの関係で本件発明Ⅲ－１～Ⅲ－６の充足を主張し（ただし、原告は、被告製品Ⅲ－Ａ－２①及びⅢ－Ａ－２②との関係で、本件発明Ⅲ－５の充足性を主張していない。）、被告製品Ⅲ－Ｂとの関係で本件発明Ⅲ－１～Ⅲ－５の充足を主張している（ただし、
10 原告は、被告製品３１、３２及び６０の関係で、本件発明Ⅲ－５の充足性を主張していない。）。

被告製品Ⅲが、本件発明Ⅲ－１に係る構成要件Ａ～Ｃ、Ｇ及びＩ、本件発明Ⅲ－５に係る構成要件Ｐ～Ｒを充足することは当事者間に争いがなく、実質的な争点は、下表のとおりである（表中の「○」は構成要件充足性に争いがないことを示し、「争」
15 は構成要件充足性に争いがあることを示す。枠が着色された部分は、当該構成要件が他の請求項を引用しているために争いがあるとしたものであり、独立の争点ではない。）。

本件発明	構成要件	Ⅲ－Ａ	Ⅲ－Ｂ	備考
Ⅲ－１	A～C、G、I	○	○	
	D（保持部）	争	争	
	E（保持部）	争	争	
	F（保持部）	争	争	
	（開口）	争	○	
	H（開口）	争	○	
	（保持部）	争	争	
Ⅲ－２	J（保持部）	争	争	
	（開口）	争	○	
	（真横）	争		
	K	争	争	
Ⅲ－３	L（保持部）	争	争	
	M	争	争	
Ⅲ－４	N（開口）	争	○	
	（立ち上る）	争	争	
	O	争	争	
Ⅲ－５	P～R	○	○	原告は、被告製品Ⅲ－Ａ－２①及び②、並びに、被告製品Ⅲ－Ｂのうち被告製品３１、３２及び６０との関係で、本件発明Ⅲ－５の充足性を主張しない。
	S	争	争	
Ⅲ－６	T（保持部）	争		●（省略）●
	（夫々独立）	●（省略）●		
	U	争		

4 被告の行為

被告は、被告製品Ⅲにつき、別紙1「被告製品目録」の各「製造販売開始時期」欄記載の時期から、その製造販売を開始した。

5 争点

5 (1) 被告製品Ⅲの構成（争点1）

(2) 「被施療者の腕部を部分的に覆って保持する」「保持部」の充足性（被告製品Ⅲの構成要件D～F、H、J、L及びTの充足性。争点2）

(3) 「開口」の充足性（被告製品Ⅲ－Aとの関係で構成要件F、H、J及びNの充足性。争点3）

10 (4) 「保持部は…開口が真横を向いている」の充足性（被告製品Ⅲ－Aとの関係で構成要件Jの充足性。争点4）

(5) 「前記空気袋は、前記開口部側の部分の方が奥側の部分よりも立ち上る」の充足性（被告製品Ⅲの構成要件Nの充足性。争点5）

15 (6) 「夫々独立に駆動される」の充足性（●（省略）●構成要件Tの充足性。争点6）

第2 争点についての当事者の主張

1 被告製品Ⅲの構成（争点1）

（原告の主張）

20 被告製品Ⅲの構成は、別紙「被告製品Ⅲ－A説明書（原告）」及び同「被告製品Ⅲ－B説明書（原告）」記載のとおりである。

構成要件と対比した被告製品Ⅲの具体的構成に関する原告の主張は、別紙「被告製品Ⅲの構成の主張」の「原告の主張」欄及び「当事者の主張」欄記載のとおりであり、原告主張の被告製品Ⅲの構成と被告主張の被告製品Ⅲの構成との主な相違点は、別紙「被告製品Ⅲの構成の相違点」記載のとおり、被告製品Ⅲ－Aに係る構成
25 ⅢA d 及びⅢA f、被告製品Ⅲ－Bに係る構成ⅢB d である。

（被告の主張）

被告製品Ⅲの構成は、別紙「被告製品Ⅲ－A－1①説明書（被告）」、同「被告製品Ⅲ－A－1②説明書（被告）」、同「被告製品Ⅲ－A－2①説明書（被告）」、「被告製品Ⅲ－A－2②説明書（被告）」及び同「被告製品Ⅲ－B説明書（被告）」、記載のとおりである。

5 構成要件と対比した被告製品Ⅲの具体的構成に関する被告の主張は、別紙「被告製品Ⅲの構成の主張」の「被告の主張」欄及び「当事者の主張」欄記載のとおりである。

2 「被施療者の腕部を部分的に覆って保持する」「保持部」の充足性（被告製品Ⅲの構成要件D～F、H、J、L及びTの充足性。争点2）

10 （原告の主張）

(1)ア 「保持」とは、「たもちつづけること。手放さずに持っていること」、あるいは「一定の状態を支持すること」、「支持した状態を保つこと」を意味するから、特許請求の範囲請求項記載の用語における「保持」を普通の意味で解釈すれば、腕を一定の状態で支持すること又は腕を支持した状態に保つことと解釈される。

15 本件特許Ⅲの請求項1において、保持部は「前記座部の両側に夫々配設され、被施療者の腕部を部分的に覆って保持する一対の保持部と、」（構成要件D）、「前記保持部の内面に設けられる膨張及び収縮可能な空気袋と、を有し、」（構成要件E）、「前記保持部は、その幅方向に切断して見た断面において被施療者の腕を挿入する開口が形成されていると共に、その内面に互いに対向する部分を有し、」（構成要件F）「前記一対の保持部は、各々の前記開口が横を向き、且つ前記開口同士が互いに対向するように配設されている」（構成要件H）と規定されていることから、「保持部」の内面には、膨張及び収縮可能な空気袋が設けられており、このように内面に空気袋が設けられている状態においても、開口が横を向いた一対の「保持部」の対向面側から、開口を介して被施療者が腕を「保持部」に挿入可能であると
20
25 とともに、被施療者が「保持部」に腕を挿入すると、一対の「保持部」は被施療者の腕部を部分的に覆って保持することができる構成であると解釈することができる。

すなわち、「保持部」の内面には膨張及び収縮可能な空気袋が設けられているため、「保持部」に被施療者が腕を挿入した状態で、給排気装置を駆動させると空気袋が「保持部」の内面を受面として膨張、収縮する。これにより、「保持部」に挿入された被施療者の腕が圧迫刺激されたり、その圧迫が開放されたりする。

5 よって、「保持部」に腕を挿入する前の状態では、「保持部」に腕が挿入可能なように空気袋は収縮しており、「保持部」に腕を挿入して空気袋を膨張させることによって初めて、腕に圧迫刺激を与えることができる構成である。そうすると、「保持部」において空気袋が収縮した状態で、被施療者は「保持部」の開口を介して腕を「保持部」に容易に挿入及び引き出すことができる構成である。

10 また、「被施療者の腕部を部分的に覆って保持する一对の保持部」（構成要件D）における「部分的」の意義は、保持部が、被施療者の腕の全てを覆っているものではなく、腕を挿入及び引き出しが可能となる開口を有している点で、部分的とされているということである。

イ 本件明細書Ⅲを参酌すれば、本件発明Ⅲの課題が、被施療者の腕部を施療することにより、本件発明Ⅲを実施すれば、保持部における空気袋によって被施療者の腕部を施療することが可能となる効果を奏することから、「保持」は、施療するために置いた腕の状態を保つことと解される。

ウ 以上から、「被施療者の腕部を部分的に覆って保持する」「保持部」とは、被施療者の腕部を全て覆っているのではなく、覆っていない箇所（幅方向の断面において腕を挿入する開口）があり、被施療者の腕を置いておくことができる部材と解釈すべきである。

(2) 被告は、本件明細書Ⅲ及び図面を参酌すれば、「幅方向の断面視において略C字状の略半円筒形状」のもの以外に開示されていないので、「保持部」の形状は「幅方向の断面視において略C字状の半円筒形状」である旨を主張する。

25 しかし、本件明細書Ⅲの段落【0100】において、「幅方向に切断したときの断面視において略C字状の半円筒形状をなしているものとしたが、これに限定されるも

のではなく」と明示されている。また、技術思想としても略C字状でなければならないという理由はない。

また、被告は、「早期審査に関する事情説明書」（乙C4。以下「本件事事情説明書」という。）記載の作用効果から、本件明細書Ⅲ【図13】（c）記載の略チャネル状の形状のものは含まれない旨を主張する。

しかし、本件事事情説明書に記載した作用効果は、あくまでも引用発明との対比の説明に用いただけのものにすぎない。また、本件発明Ⅲ－1は、保持部に垂直方向ではなく、水平方向での腕の挿入及び引き出しを可能とすることで、腕の挿入及び引き出しを容易にするという点に特徴があるのであるから、開口が横方向を向いているということが重要であり、外殻部の形状は関係がない。したがって、本件明細書Ⅲの【図13】（c）の形状が含まれるのは当然である。

（3） 被告製品Ⅲ－A及びⅢ－Bの腕部は、略コ字状及び略逆コ字状であるので、被施療者の腕を全て覆っているのではなく、部分的に覆っていない箇所がある。また、被告製品Ⅲの腕部には腕を挿入して腕を置くことができる。

したがって、被告製品Ⅲ－A及びⅢ－Bは「被施療者の腕部を部分的に覆って保持する」「保持部」の構成を有する。

（被告の主張）

（1）ア 本件特許Ⅲの特許請求の範囲の記載からすると、被施療者の腕部を「部分的に覆って保持する」部材が「保持部」とであると解されるところ、「保持」とは、一般的に「たもちつづけること。手放さずにもっていること」という意味を有する。しかし、かかる一般的な意味からは、「部分的に覆って保持する」との態様が如何なる態様であるか、また、「保持部」が如何なる形状を有すべき部材であるかは一義的には明らかではない。

イ 本件明細書Ⅲ及び本件発明Ⅲに係る実施の形態を示す【図1】、【図2】、【図6】、【図7】、【図9】、【図10】、【図12】及び【図13】のうちの（a）においては、本件発明Ⅲの「保持部」の形状はいずれも、一般的な体格の成

人の上腕又は前腕の太さよりも若干太い幅の開口を設けた「幅方向の断面視において略C字状の略半円筒形状」とされている。

また、本件明細書Ⅲの【図13】においては、模式的断面図として(a)～(e)が示されており、本件明細書Ⅲの段落【0100】では、これら(a)～(e)の各断面図のうち、本件特許Ⅲに係る発明の実施の形態を示す断面図は(a)及び(c)であるとして示されている。原告が本件発明Ⅲの実施の形態を示す断面図として位置付けている断面図のうち、【図13】(a)の断面図は「幅方向の断面視において略C字状の略半円筒形状」であるものの、【図13】(c)の断面図は「幅方向の断面視において所定角度だけ傾斜させた略チャンネル状」となっている。しかし、出願人たる原告は、本件事務説明書の「(2)本願発明」のうちの「(2-2)本願発明1の作用効果」欄で、本件発明Ⅲ-1の作用効果について、「腕部のマッサージを行わない場合、保持部の上に腕を載せることができる」と明確に説明しているところ、前記【図13】(c)の断面図の場合には、上に腕を載せることができる箇所が存在せず、前記作用効果を奏しない。したがって、前記【図13】(c)の断面図は、実質的には、本件発明Ⅲの実施の形態を示すものではなく、参考例である。

ウ 以上のとおり、本件特許Ⅲ請求項1に係る特許請求の範囲の記載において、「部分的に覆って保持する」との態様が如何なる態様であるか、また、「保持部」が如何なる形状を有する部材であるかが明らかでないところ、「保持」という用語が、一般的に、「たもちつづけること。手放さずにもっていること」という意味を有すること、及び、本件明細書Ⅲ及び図面の実施例全てにおいて、「保持部」の形状として一般的な体格の成人の上腕又は前腕の太さよりも若干太い幅の開口を設けた「幅方向の断面視において略C字状の略半円筒形状」とすることで被施療者の前腕又は上腕を覆うとの構成のみが開示されていることからすれば、「被施療者の腕部を部分的に覆って保持する」「保持部」とは、被施療者の前腕又は上腕の形に沿って腕を覆う、幅方向の断面視において略C字状の略半円筒形状に形成された部材と解すべきである。

(2) 原告は、「保持」の一般的意義、請求項及び明細書の記載から「保持部」や「部分的に」の意義について主張する。

しかし、「被施療者が腕を保持部に挿入し、置いておくことができる」との解釈では、「保持」の一般的意義に照らしても、「被施療者の腕部を部分的に覆って保持する」「保持部」により、被施療者の腕部がいかなる一定の状態で支持されるべきであるのかは、依然不明瞭であるし、「部分的」に関する原告の主張は、「保持部」に構成要件Fの「開口」が形成されていることを示すのみである。

また、原告は、本件明細書Ⅲの段落【0100】における「幅方向に切断したときの断面視において略C字状の半円筒形状をなしているものとしたが、これに限定されるものではなく、」との記載から、本件発明Ⅲの実施の形態が断面視において略C字状の半円筒形状をなしているもの以外をも含む旨を主張する。

しかし、本件特許Ⅲの当初の出願時における明細書の段落【0100】の記載は、「図13は、本発明に係るマッサージ機の保持部の形状を説明する模式的断面図である。以上で説明した実施の形態1～7においては、被施療者の腕部を保持する保持部を、図13(a)で示すような、幅方向に切断したときの断面視において略C字状の半円筒形状をなしているものとしたが、これに限定されるものではなく、図13(b)～(e)に夫々示すような形状としてもよい。」であったが、特許庁から拒絶理由通知を受けたことを受けて、原告は、平成24年4月27日付けの補正書において、明細書の段落【0100】につき、「図13は、本発明(図13(a)、(c))及び参考例(図13(b)、(d)(e))に係るマッサージ機の保持部の形状を説明する模式的断面図である。(以下省略)」(下線部が補正部分)と補正するとともに、同日付けの意見書(乙C39)において「段落番号…【0100】…において、本願請求項1における発明特定事項に対応していない実施の形態は「参考例」としました。」と述べ、特許査定がなされた。このように、【図13】のうち(b)、(d)及び(e)は参考例に係る模式的断面図であり、かつ、前記(1)の本件事情説明書記載の作用効果からすれば、【図13】のうち(c)は本件特許Ⅲに係る発明

の実施の形態ではなく参考例に係る模式的断面図にすぎないと解される。

(3) ア 被告製品Ⅲ－Aについて

被告製品Ⅲ－Aは、一対の腕部を、内壁を有しない後方箇所において幅方向（被
施療者からみて前後方向に垂直な面）で切断すると、断面形状は、いずれも被施療
者側が開いている倒立台形様の多角形状等の形状（上壁・下壁・内壁は略チャンネル
5 状（略コ字状及び略逆コ字状）であり、拡大上壁及び傾斜壁を含めれば倒立台形様
の多角形状等の形状となる。）である。また、内壁を有する前方箇所において幅方
向で切断すると、断面形状は上壁・外壁・下壁・内壁とからなる略四角形状である。

したがって、被告製品Ⅲ－Aの腕部は、被施療者の前腕又は上腕の形に沿って腕を
10 覆う略C字状の略半円筒形状に形成された部材でもなく、「被施療者の腕部を部分的
的に覆って保持する」「保持部」の構成を有しない。

イ 被告製品Ⅲ－Bについて

被告製品Ⅲ－Bは、一対の腕部を、幅方向（被施療者からみて前後方向に垂直な
面）で切断すると、断面形状は被施療者側が開く略チャンネル状（略コ字状及び
15 略逆コ字状）である。被施療者は、腕部に前腕を挿入して前腕の施療を行うところ、
当該腕部の形状は被施療者の前腕の形に沿って前腕を覆う形状ではない。そして、
被施療者が当該腕部に前腕を挿入した状態においても、被施療者の前腕は腕部に載
せて置かれているにすぎず、当該腕部は被施療者の腕を放すことなく保ち続けては
いない。したがって、被告製品Ⅲ－Bは、「被施療者の腕部を部分的に覆って保持
20 する」「保持部」の構成を有しない。

3 「開口」の充足性（被告製品Ⅲ－Aとの関係で構成要件F、H、J及びNの
充足性。争点3）

（原告の主張）

(1) 本件特許Ⅲの請求項1の「開口」は「保持部」に形成されており（構成要件
25 F）、「保持部」は、前腕のマッサージを行うためのものであるところ、構成要件
Dは「前記座部の両側に夫々配設され、被施療者の腕部を部分的に覆って保持する

一对の保持部」と規定しており、構成要件Ⅰは、「被施療者の前腕と手首又は掌を保持可能であること」と規定しているから、請求項Ⅰにおいては、被施療者の前腕を対象としており、手首又は掌を保持可能か否かについて問わないことを明らかにしている。

5 したがって、「開口」とは、被施療者の前腕を挿入するものであれば足り、何ら限定が付されることはない。

(2) 被告は、「開口」に関して、腕を挿入する口が長手方向の全長にわたって両端に至るまで連続して形成され両端が切りっぱなし状に開放されている構成以外の構成は何ら開示されていないこと、及び、本件事実説明書記載の作用効果からすれば、腕を挿入する口が長手方向の全長にわたって両端に至るまで連続して形成され
10 両端が切りっぱなし状に開放されていなければならない旨を主張する。

しかし、被告が指摘するものはいずれも実施例であり、これに限定されるものではない。また、本件事実説明書記載の作用効果は、引用発明との対比の説明のために記載されたにすぎないし、同作用効果からすれば、前腕部を水平に動かして保持
15 部に挿入でき、腕を保持部内に位置させていても内側に曲げることができるものということになるところ、開口部の両端が切りっぱなし状でなくとも、前腕を水平移動させることで肩を上げることなく前腕を保持部に挿入することや、腕を保持部内に位置させた状態で内側に曲げることは可能である。

(3) 被告製品Ⅲ－Aは、いずれも被施療者の前腕を挿入することが可能である
20 から、「開口」の構成を有する。

仮に、被告の主張を前提にするとしても、被告製品Ⅲ－Aの保持部の間隙の幅は10cmであり、成人の腕の幅よりも大きく、被施療者は腕を挿入できるものであるから、いずれにしても「開口」を充足する。なお、被告は、被告製品Ⅲ－Aの腕の挿入方法という被告製品の使用方法に関して主張しているようであるが、本件特
25 許Ⅲはマッサージ機の発明であり、使用方法は問題ではない。

(被告の主張)

(1)ア 「開口」とは、一般的に、「外に向かって穴が開くこと。また、その穴。」、「部材の開いた口」などの意味を有する。

本件特許Ⅲの特許請求の範囲請求項１に係る「開口」に関する記載からすると、保持部を幅方向に切断して見た断面において被施療者の腕を挿入する口が「開口」であるとして解されるが、保持部の「幅方向に切断して見た断面」が保持部の如何なる箇所を「幅方向に切断」して見たものであるのかは明らかではない。

イ 本件明細書Ⅲの記載及び図面（本件発明Ⅲの実施の形態を示す各図面のうち、特に【図１】、【図２】、【図６】、【図７】、【図９】、【図１０】及び【図１２】）には、本件発明Ⅲの実施の形態として、保持部の幅方向のどの切断面においても、被施療者が腕を挿入する口を有する構成が開示されている。

本件特許Ⅲの出願経過において、原告は、本件事務説明書において、本件発明Ⅲ－１の作用効果について、「a. 肘を曲げ、前腕部を水平に動かすことで、腕を保持部に挿入することができる。従って、肩を上げなくても腕を保持部に入れることができるので、保持部に腕を挿入することが容易である。b. 腕を保持部内に位置させた状態であっても内側に曲げることができる。従って、保持部内に腕を位置させた状態で両腕を曲げ、その両腕で雑誌等を持ったり種々の作業をしたりできる。これにより、両腕の自由度が断然高くなる。」と説明し、先行技術文献である「文献１：特開２００１－２０４７７６号公報」に関して、「文献１には、左右の肘掛け部の上部に、上方に開口するＵ字状の腕保持部が設けられたマッサージ機が開示されている。しかし、本願発明１の保持部とは開口の向きが異なり、少なくとも前記構成Ｆを有しておらず、前記作用効果a～cも奏さない。」と述べている。このように、原告は、本件発明Ⅲにつき、①肩を上げない水平方向への移動によって腕を挿入することができ、かつ、②腕を保持部内に挿入させた状態で内側に曲げることができるとの作用効果を奏することを明確に説明している。

ウ 以上のとおり、本件特許Ⅲ請求項１に係る特許請求の範囲の記載において、「開口」が保持部の如何なる箇所を「幅方向に切断」して見たものであるのかが明

らかでないところ、本件明細書Ⅲ及び図面の実施例全てにおいて、保持部の幅方向のどの切断面においても被施療者が腕を挿入する口を有する構成のみが開示されている（保持部のいずれかの切断面において被施療者が腕を挿入する口が存在しない構成の開示はない。）。また、本件特許Ⅲの出願経過を参酌すると、「開口」とは、

①肩を上げない水平方向への移動によって腕を挿入することができ、かつ、②腕を保持部内に挿入させた状態で内側に曲げることができるように開いたものでなければならず、そのためには、保持部の幅方向のいずれの切断面においても被施療者が腕を挿入する口が形成されている必要がある。

これらを踏まえると、「開口」とは、保持部の幅方向のいずれの切断面においても、被施療者が腕を挿入する口を有する構成を意味すると解するのが相当である。

(2) 原告は、「開口」が形成される「保持部」は手首及び掌部分を対象としていないから、被施療者の掌部分及び手首部分における形状は無関係であること、開口部の両端が切りっぱなしでなくとも、作用効果を奏すること等を指摘して、「開口」とは、被施療者の前腕を挿入するものであれば足りる旨を主張する。

しかし、本件特許Ⅲの「保持部」は、構造上及び機能上、「腕部を」「保持する」部分として一体となっている部分であり、必ずしも腕部に直接対応する部位に限られるものではなく、手首又は掌を含み得る。これに加え、本件特許Ⅲの請求項1を減縮した請求項3における「被施療者の前腕と手首又は掌」を施療する場合は、「被施療者の腕部を…保持する一対の保持部」に含まれることは、本件特許Ⅲの「保持部」が、構造上及び機能上、「腕部を」「保持する」部分として一体となっている部分であることを示すものである。さらに、本件明細書Ⅲの段落【0044】には「第2保持部分12の内面であって、被施療者の手首又は掌に相当する部分には、振動装置15が設けられている。」と記載され、保持部の斜視図として、【図2】が掲載されているところ、本件発明Ⅲの実施の形態の1つとして、「保持部10」の主たる構成要素で「前腕」を「保持する」「第2保持部分12」の内面に、被施療者の手首又は掌に相当する部分を施療する「振動装置15」が設けられている構成が開

示されており、本件明細書Ⅲにも、「保持部」が「腕部を」「保持する」部分として一体となっている部分であることが表れているといえる。

また、本件発明Ⅲに係る発明の実施の形態を示す各図面（【図１】【図２】【図
6】【図７】【図９】【図１０】【図１２】）ではいずれも「保持部」の幅方向の
5 どの断面においても被施療者が腕を挿入する口を有する（腕を挿入する口が長手方
向の全長にわたって両端に至るまで連続して形成され両端が切りっぱなし状に開放
されている）構成が開示され、それ以外の構成は開示されていないから、本件発明
Ⅲとして、「開口」がこのような構成であるとの技術思想が貫かれている。

（３） 被告製品Ⅲ－Ａについて

10 被告製品Ⅲ－Ａの腕部には内壁が存在し、さらに上壁と下壁の長手方向前方は繋
がって閉じており、保持部の幅方向のどの切断面においても被施療者が腕を挿入す
る口を有する構成ではない。また、拡大上壁と傾斜壁の端縁部同士の間隙は腕を挿
入するものではない。

さらに、被告製品Ⅲ－Ａは、内壁が存在するため、腕部を横方向に移動させた
15 しても、内壁が障害となって、保持部内に腕部を挿入し、引き出すことができず、
保持部内への腕部の挿入、保持部からの腕部の引き出しには、腕部を前後方向に移
動させる動作が必須となることなどから、被告製品Ⅲ－Ａは、肩を上げなくても腕
を保持部に入れることができず、保持部内に腕を位置させた状態で両腕を曲げ、そ
の状態で種々の作業を行うこともできない。

20 腕部長手方向の後方に開口した挿入口から、腕を前方斜め下方に向けて挿入する
動作が被告製品Ⅲ－Ａにおける腕の挿入態様であり、被告製品Ⅲ－Ａの腕部の内壁
を有しない拡大上壁と傾斜壁の端縁部同士の間隙は腕を挿入する口として利用され
ることは想定されていない。

したがって、被告製品Ⅲ－Ａは、「開口」を充足しない。

25 なお、原告は、本件事務説明書において、本件発明Ⅲの作用効果 a ～ c（前記(1)）
があることを主張し、特許査定を受けたものであるから、権利行使に際し、同作用

効果を無視して本件特許Ⅲの技術的範囲を広く解釈することは、いわゆる包袋禁反言の原則に反するものであり、禁止される。

4 「保持部は…開口が真横を向いている」の充足性（被告製品Ⅲ－Aとの関係で構成要件Jの充足性。争点4）

5 （原告の主張）

（1） 「開口」は、水平方向における腕の挿入及び引き出しを容易にするものであり、開口面が真横（水平面）に対して垂直であれば、腕の動きに沿うものとなり、これをスムーズに行うことができる。

したがって、「保持部は、開口が真横を向いている」とは、開口面が水平面に対して垂直であることを指している。

（2） 被告は、「開口が真横を向いている」とは、上壁と下壁の外殻部の形状を含めて、それらも「完全な水平方向を向いている」ことを要すると主張するもののようである。

しかし、構成要件Jの文言は「各々の前記開口が真横を向いていること」であり、開口部についての記載はあるものの、上壁と下壁の外殻の形状については記載されていない。

（3） 被告製品Ⅲ－Aの開口部は水平面に対して略垂直であり、真横を向いているから、「保持部は、開口が真横を向いている」の構成を有する。

（被告の主張）

20 （1） 「真横」とは、「全くの横。ちょうど横。水平。」を意味するから、「保持部は、開口が真横を向いている」とは、当該開口が水平方向を向いていることであると解される。

（2） 原告は、開口面が水平面に対して垂直であれば、水平方向における腕の挿入及び引き出しを容易（スムーズ）にすることができるから、「各々の前記開口が真横を向いていること」とは、開口面が水平面に対して垂直であることを指している旨を主張する。

しかし、開口面が水平面に対して垂直であったとしても、水平方向における腕の挿入及び引き出しを容易にすることにはならない。例えば、開口面が水平面に対して垂直な場合を想定したとしても、上壁と下壁が斜め上方向を向いている場合、腕を挿入する導線は左上から右下に向けてであり、腕を水平方向に移動させた場合には、スムーズに挿入することはできない。

(3) 被告製品Ⅲ－Aは、そもそも「開口」が存しないことは前記3のとおりであるが、内壁の存しない後方の間隙についてみても、腕部はいずれも拡大上壁と腰部によって助勢された傾斜壁により、当該間隙は内側（被施療者側）斜め上を向いており、「水平方向」との構成を有していない。

したがって、被告製品Ⅲ－Aは「保持部は、開口が真横を向いている」の構成を有しない。

5 「前記空気袋は、前記開口部側の部分の方が奥側の部分よりも立ち上る」の充足性（被告製品Ⅲの構成要件Nの充足性。争点5）

（原告の主張）

15 (1) 「前記空気袋は、前記開口部側の部分の方が奥側の部分よりも立ち上る」とは、外殻部の奥側の部分と開口側の部分を比較して、開口側の方が、空気袋の位置が高くなることをいう。

(2) 被告は、本件明細書Ⅲの記載（【図5】【図8】）にもかかわらず、膨張時から収縮時に至る動作を示す用語であると主張するが、根拠がない。

20 (3) 被告製品Ⅲ－A及びⅢ－Bにおいては、三方向の壁（上壁、外壁、下壁）で覆って保持する一対の腕部があり、腕部の内側（外壁と反対側）には壁がなく開口となっている。空気袋である拡大上壁及び傾斜壁が保持部を構成する開口端部より内側に延びている結果、空気袋の最も膨らむ中間部分が開口端部に形成され、上壁と下壁との開口側の部分の方が奥側の部分よりも厚み幅が大きくなり、立ち上がるように構成されている。

仮に、被告の主張するとおり、被告製品Ⅲ－Aの空気袋の中央付近が最も変位量

が大きいとした場合、空気袋が外殻部から大きくはみ出る構成であることから、「開口部の部分」が「奥側の部分」よりも高くなっていることは明らかである。

したがって、被告製品Ⅲ－A及びⅢ－Bは、「前記空気袋は、前記開口部側の部分の方が奥側の部分よりも立ち上る」の構成を有する。

5 (被告の主張)

(1) 本件特許Ⅲにおいて、「開口」は各々横を向き、当該「開口」同士が互いに
対向するように配設されているから（構成要件H）、「開口側」は被施療者側であ
り、それと対置される「奥側」は、被施療者と反対側（「開口側」と水平方向に被
施療者から遠ざかった側）である。また、「立ち上る」とは、動作を示すものであ
10 り、立ち上がりの程度は「保持部」の内面に設けられる「空気袋」が収縮時から膨
張時に至った際の、当該「空気袋」の垂直方向の変位量により理解されるのが自然
である。

(2) 原告は、「立ち上る」とは、空気袋の位置を示すものであり、膨張時・収縮
時という時的要素はなく、「高くなっていること」をいう旨を主張する。

15 しかし、本件明細書Ⅲ上、「立ち上る」との用語の意義について明記した記載は
見当たらないところ、「立ち上（が）る」とは、一般的に、「身を起こして立つ。
起きあがる。」「機械などが動き始める。」といった意味を有し、単なる位置・状
態ではなく、動作を示す（動きを伴うことに用いられる）用語であると解される。
このことは、構成要件Nにおいて、「立ち上っている」との構成ではなく「立ち上
20 る」との構成とされていることから理解できる。そして、本件発明Ⅲが腕部の膨
張・収縮によって被施療者の腕部を施療する発明であることからすれば、「立ち上
る」とは、膨張時から収縮時に至る動作について形容した記載であると解するのが
自然である。

【図5】及び【図8】、並びにこれらに係る本件明細書Ⅲの記載（【0042】
25 【0066】～【0073】）をみても、「立ち上る」の意義について位置を示すものであ
るとの解釈が導かれるとは解されず、原告の主張の趣旨は明瞭ではない。

(3)ア 被告製品Ⅲ－Aについて

被告製品Ⅲ－Aは、腕部のうち内壁を有しない後方箇所、拡大上壁のエアバッグ及び傾斜壁のエアバッグを有している。拡大上壁のエアバッグも傾斜壁のエアバッグも膨張収縮面の中央部分が最も膨らむように構成されているため、収縮時から膨張時に至った場合、垂直方向の変位量が最も大きいのは、当該エアバッグの中央付近であって、最も膨らむ部分が空気袋のある一つの方に偏るわけではない。

したがって、被告製品Ⅲ－Aは、「前記空気袋は、前記開口側の部分の方が奥側の部分よりも立ち上る」を充足しない。

イ 被告製品Ⅲ－Bについて

被告製品Ⅲ－Bは、腕部のうち上面の内壁のエアバッグも下面の内壁のエアバッグも膨張収縮面の中央部分が最も膨らむように構成されているため、収縮時から膨張時に至った場合、垂直方向の変位量が最も大きいのは、当該エアバッグの中央付近である。

したがって、被告製品Ⅲ－Bは、「前記空気袋は、前記開口側の部分の方が奥側の部分よりも立ち上る」を充足しない。

6 「夫々独立に駆動される」の充足性（●（省略）●構成要件Tの充足性。争点6）

（原告の主張）

(1) 「夫々独立に駆動される」とは、字義どおり左腕用の空気袋と右腕用の空気袋との駆動が独立していることを意味する。

(2) 被告は、本件明細書Ⅲの段落【0105】の実施の形態の説明から、施療されていない腕が存するよう被施療者の腕部を片腕毎に施療する態様で、右腕用の保持部の空気袋と左腕用の保持部の空気袋とを別々に駆動させることを意味すると限定して解釈されるべきである旨を主張する。

しかし、特許請求の範囲は、実施例に限定されるわけではないし、施療されていない腕が存するよう被施療者の腕部を片腕毎に施療する態様でなくとも、「夫々独

立に駆動」することによってマッサージ効果を高める効果等を有する。本件明細書Ⅲの段落【0105】にはその旨が記載されている。

したがって、「夫々独立に駆動される」とは、「施療されていない腕が存するよう被施療者の腕部を片腕毎に施療する態様」という限定は不要である。

5 ●（省略）●

●（省略）●

●（省略）●

●（省略）●

（被告の主張）

10 (1) 本件明細書Ⅲの段落【0105】では、「夫々独立に駆動される」ことの効果として、「一般的に、同時に施療する箇所が少ないほど、マッサージ効果は高まると考えられている。これは、多くの箇所を同時に施療するよりも、少ない箇所を同時に施療する方が、施療箇所に対して加わっている刺激に被施療者の意識が集中しやすいためである。従って、被施療者の腕部を片腕毎に施療することにより、両腕を
15 同時に施療する場合に比して、マッサージ効果を高めることが期待できる。」及び「被施療者の腕部を片腕毎に施療することによって、施療されていない腕でマッサージ機の操作を行うこともできる。」と記載されている。すなわち、片腕毎の施療によって一度の施療箇所が減るため、より良いマッサージ効果が得られるというのが、「夫々独立に駆動される」ことの効果とされている。

20 そうすると、「夫々独立に駆動される」とは、施療されていない腕が存するよう被施療者の腕部を片腕毎に施療する態様で、右腕用の保持部の空気袋と左腕用の保持部の空気袋とを別々に駆動させることを意味すると解される。

●（省略）●

●（省略）●

25 ●（省略）●

第3 当裁判所の判断

1 本件明細書Ⅲには次の記載がある。

(1) 技術分野

「本発明は、被施療者の身体を施療するマッサージ機に関する。」（【0001】）

(2) 背景技術

5 「昨今、椅子型のマッサージ機が広く普及している。図15は、この種のマッサージ機の構成の一例を示す斜視図である。図15に示すように、椅子型のマッサージ機101は、座部102と、背凭れ部103とから主として構成されている。座部102の両側方には、肘掛け部104が設けられている。また、背凭れ部103の内部には、図示しないマッサージ機構が設けられている。被施療者は、座部102に着座し、肘掛け部104を腕置きとして用いて、マッサージ機101を使用す
10 る。また、背凭れ部103の下端部は、座部102の後部で回動自在に枢支されており、背凭れ部103をリクライニングさせることができるようになっている。」
(【0002】)

(3) 発明が解決しようとする課題

15 「しかしながら、上述した如き従来のマッサージ機にあつては、肘掛け部104に例えばバイブレータ等の施療装置が設けられていないことが多く、被施療者の腕部を施療することができないという問題があつた。」（【0003】）

「本発明は斯かる事情に鑑みてなされたものであり、被施療者の腕部を施療することが可能なマッサージ機を提供することを目的とする。」（【0007】）

20 (4) 課題を解決するための手段

「本発明に係るマッサージ機は、被施療者が着座可能な座部と、被施療者の上半身を支持する背凭れ部とを備える椅子型のマッサージ機において、前記座部の両側に夫々配設され、被施療者の腕部を部分的に覆って保持する一对の保持部と、前記保持部の内面に設けられる膨張及び収縮可能な空気袋と、を有し、前記保持部は、
25 その幅方向に切断して見た断面において被施療者の腕を挿入する開口が形成されていると共に、その内面に互いに対向する部分を有し、前記空気袋は、前記内面の互

いに対向する部分のうち少なくとも一方の部分に設けられ、前記一对の保持部は、各々の前記開口が横を向き、且つ前記開口同士が互いに対向するように配設されていることを特徴とする。」（【0010】）

「また、上記発明においては、前記一对の保持部は、各々の前記開口が真横を向
5 いていることが望ましい。」（【0013】）

「また、前記保持部は、被施療者の前腕と手首又は掌を保持可能であることが望
ましい。」（【0014】）

「更に、前記空気袋は、前記開口側の部分の方が奥側の部分よりも立ち上るよう
に構成されていることが望ましい。」（【0015】）

10 「また、前記背凭れ部は、被施療者の胴体を支持するクッション部と、前記クッ
ション部より前方へ延設され被施療者の上腕及び肩の側部を覆う部分を有するカバ
ー部と、を有し、前記カバー部には、膨張及び収縮することにより被施療者の肩に
刺激を与えることができる空気袋が設けられていることが望ましい。」（【0016】）

「また、左腕用の前記保持部に設けられた空気袋と、右腕用の前記保持部に設け
15 られた空気袋と、は、夫々独立に駆動されるよう構成されていることが望ましい。」
（【0018】）

(5) 発明の効果

「以上詳述した如く、本発明に係るマッサージ機によれば、空気袋によって被施
療者の腕部を施療することが可能となる。」（【0028】）

20 (6) 図面の簡単な説明

「…【図 1 3】本発明及び参考例に係るマッサージ機の保持部の形状を説明する
模式的断面図である。…」（【0030】）

(7) 発明を実施するための形態

「図 1 3 は、本発明（図 1 3（a）、（c））及び参考例（図 1 3（b）、（d）、
25 （e））に係るマッサージ機の保持部の形状を説明する模式的断面図である。以上
で説明した実施の形態 1～7 においては、被施療者の腕部を保持する保持部を、図

1 3 (a) で示すような、幅方向に切断したときの断面視において略 C 字状の半円筒形状をなしているものとしたが、これに限定されるものではなく、図 1 3 (b) ～ (e) に夫々示すような形状としてもよい。」 (【0100】)

「図 1 3 (b) は、保持部の形状を、幅方向の断面視において略 L 字状とした場合
5 合について説明する断面図である。図 1 3 (c) は、保持部の形状を、幅方向の断面視において所定角度だけ傾斜させた略チャネル状とした場合について説明する断面図である。図 1 3 (d) は、保持部の形状が幅方向の断面視において略 L 字状となっており、しかも保持部がその角部において屈曲されることが可能な構成について説明する断面図である。また、図 1 3 (e) は、保持部の形状を、幅方向の断面
10 視において上方が開く略チャネル状とした場合について説明する断面図である。」 (【0101】)

「なお、以上で説明した実施の形態 1 ～ 8 に係るマッサージ機においては、左腕用の保持部の空気袋と、右腕用の保持部の空気袋とを夫々独立に駆動する構成とすることが望ましい。一般的に、同時に施療する箇所が少ないほど、マッサージ効果
15 は高まると考えられている。これは、多くの箇所を同時に施療するよりも、少ない箇所を同時に施療する方が、施療箇所に対して加わっている刺激に被施療者の意識が集中しやすいためである。従って、被施療者の腕部を片腕毎に施療することにより、両腕を同時に施療する場合に比して、マッサージ効果を高めることが期待できる。また、被施療者の腕部を片腕毎に施療することによって、施療されていない腕
20 でマッサージ機の操作を行うこともできる。」 (【0105】)

2 被告製品Ⅲの構成(争点1)について

(1) 被告製品Ⅲ-A-1①の構成

証拠(甲57、58)及び弁論の全趣旨によれば、被告製品Ⅲ-A-1①の外観・形状が、別紙「被告製品Ⅲ-A-1①説明書(被告)」記載の図1～14のとおり
25 であることが認められる。

また、被告製品Ⅲ-A-1①が、本件発明Ⅲに係る構成要件A～C、G、I、P

～Rを充足することは当事者間に争いがない。

(2) 被告製品Ⅲ－A－1②の構成

証拠（甲55、56）及び弁論の全趣旨によれば、被告製品Ⅲ－A－1②の外観・形状が、別紙「被告製品Ⅲ－A－1②説明書（被告）」記載の図1～14のとおり
5 であることが認められる。

また、被告製品Ⅲ－A－1②が、本件発明Ⅲに係る構成要件A～C、G、I、P～Rを充足することは当事者間に争いがない。

(3) 被告製品Ⅲ－A－2①の構成

証拠（甲22、23）及び弁論の全趣旨によれば、被告製品Ⅲ－A－2①の外観・
10 形状が、別紙「被告製品Ⅲ－A－2①説明書（被告）」記載の図1～10のとおり
であることが認められる。

また、被告製品Ⅲ－A－2①が、本件発明に係る構成要件A～C、G、I、P～Rを充足することは当事者間に争いがない。

(4) 被告製品Ⅲ－A－2②の構成

証拠（甲67）及び弁論の全趣旨によれば、被告製品Ⅲ－A－2②の外観・形状
15 が、別紙「被告製品Ⅲ－A－2②説明書（被告）」記載の図1～10のとおりである
ことが認められる。

また、被告製品Ⅲ－A－2②が、本件発明Ⅲに係る構成要件A～C、G、I、P～Rを充足することは当事者間に争いがない。

20 (5) 被告製品Ⅲ－Bの構成

証拠（甲24、25）及び弁論の全趣旨によれば、被告製品Ⅲ－Bの外観・形状
が、別紙「被告製品Ⅲ－B説明書（被告）」記載の図1及び2のとおりであること
が認められる。

また、被告製品Ⅲ－Bが、本件発明Ⅲに係る構成要件A～C、G、I、P～Rを
25 充足することは当事者間に争いがない。

(6) 以上から、被告製品Ⅲが、構成要件A～C、G、I、P～Rを充足すること

は当事者間に争いがないから、被告製品Ⅲが構成要件D～F、H、J、L、N及びTを充足するかについて検討する（前記第1の3参照）。

構成要件と対比した被告製品Ⅲの具体的構成に関する当事者の主張は、別紙「被告製品Ⅲの構成の主張」のとおりであり、争いのある部分もあるが、それらについては、構成要件充足性の判断に際して個別に認定する。

3 「被施療者の腕部を部分的に覆って保持する」「保持部」の充足性（構成要件D～F、H、J、L及びTの充足性。争点2）について

(1)ア 構成要件Dが「被施療者の腕部を部分的に覆って保持する…保持部」と規定し、構成要件Fが「前記保持部は、その幅方向に切断して見た断面において被施療者の腕を挿入する開口が形成されていると共に、その内面に互いに対向する部分を有し」と規定し、構成要件Hが「前記一对の保持部は、各々の前記開口が横を向き、且つ前記開口同士が互いに対向するように配設されている」と規定しているほか、本件特許Ⅲに係る特許請求の範囲請求項において、「保持部」の形状等を特定する規定はない。

イ 本件明細書Ⅲの記載をみるに、本件発明Ⅲは、従来、座部と、背凭れ部とから主として構成されている椅子型のマッサージ機は、肘掛け部に例えばバイブレータ等の施療装置が設けられていないことが多く、被施療者の腕部を施療することができないという課題があったこと（【0002】【0003】）に対し、被施療者の腕部を施療することが可能なマッサージ機を提供することを目的（【0007】）とし、かかる課題を解決するための手段として、被施療者が着座可能な座部と、被施療者の上半身を支持する背凭れ部とを備える椅子型のマッサージ機において、前記座部の両側に夫々配設され、被施療者の腕部を部分的に覆って保持する一对の保持部と、前記保持部の内面に設けられる膨張及び収縮可能な空気袋と、を有し、前記保持部は、その幅方向に切断して見た断面において被施療者の腕を挿入する開口が形成されていると共に、その内面に互いに対向する部分を有し、前記空気袋は、前記内面の互いに対向する部分のうち少なくとも一方の部分に設けられ、前記一对の保持部は、

各々の前記開口が横を向き、且つ前記開口同士が互いに対向するように配設されていることを特徴とする構成を採用し（【0010】）、これにより、空気袋によって被施療者の腕部を施療することが可能となる（【0028】）との効果を奏するものである。このような、従来技術の課題、本件発明Ⅲの目的、解決手段等に照らすと、「保持部」は、その構成上、その内面の互いに対向する部分の少なくとも一方の部分に空気袋が設けられ、被施療者の腕部を部分的に覆って保持する機能を有しており、空気袋によって被施療者の腕部を施療することが可能であれば足り、その形状について限定を加えるものではない。その他、本件明細書Ⅲにおいて、保持部の形状に限定を加える記載はない。

ウ 以上から、「被施療者の腕部を部分的に覆って保持する」「保持部」とは、字義どおり、被施療者の腕部を部分的に覆って保持する機能を有していれば足りると解するのが相当である。

(2)ア これに対し、被告は、「保持」の字義や本件明細書Ⅲ及び図面の実施例の全てにおいて、「保持部」の形状として一般的な体格の成人の上腕又は前腕の太さよりも若干太い幅の開口を設けた「幅方向の断面視において略C字状の略半円筒形状」とすることで被施療者の前腕又は上腕を覆う構成のみが開示されていることを指摘して、「被施療者の腕部を部分的に覆って保持する」「保持部」とは、被施療者の前腕又は上腕の形に沿って腕を覆う、幅方向の断面視において略C字状の略半円筒形状に形成された部材と解すべきである旨を主張する。

本件明細書Ⅲにおいて、各実施の形態には、幅方向の断面視において略C字状の略半円筒形状のものが記載されている。しかし、段落【0100】には、「図13は、本発明（図13（a）、（c））及び参考例（図13（b）、（d）、（e））に係るマッサージ機の保持部の形状を説明する模式的断面図である。以上で説明した実施の形態1～7においては、被施療者の腕部を保持する保持部を、図13（a）で示すような、幅方向に切断したときの断面視において略C字状の半円筒形状をなしているものとしたが、これに限定されるものではなく、図13（b）～（e）に

夫々示すような形状としてもよい。」と記載されており、「保持部」の形状が、「幅方向の断面視において略C字状の略半円筒形状のもの」に限定されないことは明らかである。

イ また、被告は、本件事情説明書記載の作用効果から、本件明細書Ⅲ【図13】
5 (c)は参考例であって、かかる形状のものは「保持部」に含まれない旨を主張するから、この点について検討する。

本件事情説明書は、本件特許Ⅲの出願過程で、出願人である原告が特許庁に提出したものであるところ、出願に係る発明と先行技術文献とを対比して、当該発明には、先行技術文献にない作用効果があること等の説明として、次のとおり記載され
10 ている(乙C4)。

「(2-2) 本願発明1の作用効果

本願発明1は、以下のような作用効果a～cを奏する。即ち、

a. 肘を曲げ、前腕部を水平に動かすことで、腕を保持部に挿入することができる。
従って、肩を上げなくても腕を保持部に入れることができるので、保持部に腕を挿
15 入することが容易である。

b. 腕を保持部内に位置させた状態であっても内側に曲げることができる。従って、保持部内に腕を位置させた状態で両腕を曲げ、その両腕で雑誌等を持ったり種々の作業をしたりできる。これにより、両腕の自由度が断然高くなる。

c. 腕部のマッサージを行わない場合、保持部の上に腕を載せることができる。保持部上に腕を載せることで、腕を自由に動かすことができるようになり、足、臀部、及び背中等の腕以外の部位にマッサージを受けながら種々の作業を行うことができる。」
20

前記アのとおり、本件明細書Ⅲの【図13】は、「本発明及び参考例に係るマッサージ機の保持部の形状を説明する模式的断面図」(【0030】)であるところ、【図
25 13】(c)は、同(b)(d)(e)のような参考例ではなく、「本発明に係るマッサージ機の保持部の形状を説明する模式的断面図である」と記載され、「保持

部の形状を、幅方向の断面視において所定角度だけ傾斜させた略チャンネル状とした場合について説明する断面図」（【0100】 【0101】）であるとされる。本件明細書Ⅲには、前記所定角度について何らの限定もないことから、わずかに傾斜させた略チャンネル状のもの、すなわち、傾斜させた略チャンネル状の形状の上に腕を載せることが可能なものも「保持部」として想定されていると解するのが相当である。また、
5 【図13】（c）に図示された形状（傾斜）であっても、被施療者が、ことさら肩を上げる動作をせずに前腕部を水平方向に動かして（本件事務説明書には「肩を上げなくても」腕を保持部に入れることができると記載されるが、被施療者の動作を説明する内容であり、被施療者の体格及びその動作態様は一定ではないことに照らすと、全く肩が動かないことを意味するのではなく、「ことさら肩を上げる動作を
10 せずに」との趣旨と理解できる。）、その上で腕を自由に動かしたり、種々の作業を行ったりすることは可能であって、本件事務説明書にいう作用効果a～cを奏するものと解される。

したがって、【図13】（c）に図示される略チャンネル状の形状のものも「保持部」の形状に含まれると解するのが相当である。
15

ウ 以上から、前記被告の主張はいずれも採用できない。

（3） 被告製品Ⅲ－A及びⅢ－Bの「腕部」が略チャンネル状（略コ字状及び略逆コ字状）の形状であることは被告も認めているところ、このような形状も腕部を保持する機能を有し、「保持部」の形状に含まれる。また、前記2のとおり、被告製品
20 Ⅲ－A及びⅢ－Bの外観をみると、いずれも被施療者の腕部を部分的に覆うものである。

したがって、被告製品Ⅲ－A及びⅢ－Bは、「被施療者の腕部を部分的に覆って保持する」「保持部」の構成を有する。

4 「開口」の充足性（被告製品Ⅲ－Aとの関係で構成要件F、H、J及びNの充足性。争点3）について
25

（1）ア 「開口」に関し、請求項1には、構成要件Fが「前記保持部は、その幅方

向に切断して見た断面において被施療者の腕を挿入する開口が形成されている」と規定し、構成要件Hが「前記一对の保持部は、各々の前記開口が横を向き、且つ前記開口同士が互いに対向するように配設されている」と規定していることから、「開口」とは、「保持部」に「その幅方向に切断して見た断面において」形成され、被施療者側から外側に向かって「横」方向に「被施療者の腕を挿入する」ことができる箇所であるものと認められる。ここで「保持部」は、被施療者の腕部を部分的に覆って保持するものであって、「座部の両側に配設され」との配置関係から、「被施療者の腕」は、少なくとも、被施療者の前腕を含むものと解される。

その他、「開口」に関して限定等を加える規定はない。

イ 本件明細書Ⅲをみるに、前記3(1)イのとおり、本件発明Ⅲは、被施療者の腕部を施療することができないという従来技術の課題に対し、被施療者の腕部を施療することが可能なマッサージ機を提供することを目的とするもので、かかる課題を解決するための手段として、各構成要件記載の構成を備えることにより、空気袋によって被施療者の腕部を施療することが可能となるとの効果を奏するものである。そうであるところ、「保持部」には、その内面の互いに対向する部分の少なくとも一方の部分に、空気袋が設けられているところ、「保持部」の「横」を向いた「開口」に対して、被施療者側から外側に向かって「被施療者の腕を挿入する」ことが可能であれば、保持部の一部に内壁があったとしても、「空気袋によって被施療者の腕部を施療することが可能となる」との効果は奏されるものである。

よって、内壁の有無に関わらず、「保持部」の「横」を向いた「開口」に対して、被施療者側から外側に向かって「被施療者の腕を挿入する」ことが可能であれば、その充足性は満たされるものと解される。

その他、本件明細書Ⅲには、「保持部」の「開口」に関し、限定を加える記載はない。

ウ 本件事実説明書には、前記3(2)イのとおり、a～c記載の作用効果が記載されているところ、このうち「保持部」に形成された「開口」の技術的意義に関する

ものはa及びbである。そして、それらの記載からすると、「開口」が形成された「保持部」は、被施療者がことさら肩を上げる動作をせずに前腕部を水平方向に動かすことで腕を挿入し、腕を保持部内に位置させた状態であっても内側に曲げることができるとの作用効果を奏すべきものと解される。

5 エ 以上によれば、「開口」とは、「保持部」に「その幅方向に切断して見た断面において」形成され、被施療者側から外側に向かって「横」方向に「被施療者」の前腕を少なくとも含む「腕を挿入する」ことのできる箇所を意味し、「開口」が形成された「保持部」は、被施療者がことさら肩を上げる動作をせずに前腕部を水平方向に動かすことで腕を挿入でき、腕を保持部内に位置させた状態であっても内
10 側に曲げることができるとの作用効果を奏すべきものと解される。

(2)ア 被告は、本件明細書Ⅲの記載及び図面の実施例において、保持部の幅方向のどの切断面においても被施療者が腕を挿入する口を有する構成のみが開示されていることを指摘して、「開口」とは、保持部の幅方向のいずれの切断面においても、被施療者が腕を挿入する口を有する構成を意味すると解するのが相当である旨を主張する。
15

本件明細書Ⅲにおいて各実施の形態に記載された保持部は、幅方向のいずれの切断面においても、被施療者が腕を挿入する口を有する構成であって、内壁が存在しない構成のみであるが、これらはいずれも実施例にすぎず、前記(1)アのとおり、本件特許Ⅲに係る特許請求の範囲請求項の記載上、内壁が存在しない構成に限定する
20 ような規定は存在しない。また、前記(1)イのとおり、内壁の有無に関わらず、「保持部」の「横」を向いた「開口」に対して、被施療者側から外側に向かって「被施療者の腕を挿入する」ことが可能であれば、本件発明Ⅲの作用効果を奏するものと解される。

したがって、全ての実施例が内壁を有さないものであることをもって、「開口」
25 が内壁を有さないものに限定されることはない。

イ また、被告は、本件特許Ⅲの出願経過を参酌すると、「開口」とは、①肩を

上げない水平方向への移動によって腕を挿入することができ、かつ、②腕を保持部内に挿入させた状態で内側に曲げることができるように開いたものでなければならず、そのためには、保持部の幅方向のいずれの切断面においても被施療者が腕を挿入する口が形成されている必要がある旨を主張する。

5 しかし、前記3(2)イのとおり、本件事情説明書の「肩を上げなくても腕を保持部に入れることができるので、保持部に腕を挿入することが容易である。」との記載は、被施療者の動作として、「開口」が他の態様で形成された「保持部」と比べて、「開口」が「横」を向いて形成された「保持部」の方が、肘を曲げ、前腕部を水平方向に動かす態様で腕を挿入することで、ことさら肩を上げる動作をせずに腕を挿入
10 入することが容易となることを意味するものと解され、「保持部」に形成される「開口」が、肩を全く動かさずに「肘を曲げ、前腕部を水平に動かす」態様で腕を挿入することができるものに限定されるとは解されない。

したがって、本件事情説明書の記載から、「開口」が、保持部の幅方向のいずれの切断面においても被施療者が腕を挿入できるものに限定されることにはならない。
15 い。

ウ 以上から、被告の前記主張はいずれも採用できない。

(3)ア 前記2並びに証拠(甲C7)及び弁論の全趣旨によれば、被告製品Ⅲ-Aの開口は、「保持部」に「その幅方向に切断して見た断面において」形成されており、被施療者の手から掌に対応する部分に内壁が存在するものの、開口部分(挿入
20 口)は相応の幅があるため、被施療者が横から腕を挿入する際に若干肘や手首を曲げたり、掌を丸めたりすることにより、自然に挿入することができることがわかる。すなわち、被施療者は、肩が多少動くことがあっても、ことさら肩を上げる動作をせずに水平方向への移動によって「開口」から「保持部」に腕を挿入することが可能であり、また、腕を腕部に挿入した状態で内側に曲げることも可能であることが
25 認められる。

イ 被告は、被告製品Ⅲ-Aの腕部の内壁を有しない拡大上壁と傾斜壁の端縁部

同士の間隙は腕を挿入する口として利用されることは想定されていない旨を主張する。

しかし、被告製品 26、28 及び 30 のカタログや取扱説明書（甲 51、52、56～58）その他の証拠をみても、被施療者が前記間隙に腕を自然に挿入できないとは認められない。また、マッサージ機という物の発明において、「開口」という物の構成要件の充足性を判断するに当たり、特定の使用態様に限定して解釈すべき事情も認められない。

被告の前記主張は採用できない。

ウ したがって、被告製品Ⅲ－Aは、「開口」の構成を有する。

10 5 「保持部は…開口が真横を向いている」の充足性（被告製品Ⅲ－Aとの関係で構成要件 J の充足性。争点 4）について

(1) ア 開口の方向に関しては、構成要件 J が「前記一対の保持部は、各々の前記開口が真横を向いている」と規定していることから、開口面の方向が真横であるものと解するのが相当である。また、前記 4 (1) のとおり、「開口」とは、「保持部」
15 に「その幅方向に切断して見た断面において」形成され、被施療者側から外側に向かって「横」方向に「被施療者の腕を挿入する」ことのできる箇所を意味するものと解されるから、開口面の方向は、開口が形成された保持部において、開口を画定する保持部の両端部を結んだ面の方向を意味するものと解される。

イ 本件明細書Ⅲをみるに、前記 3 (1) イ記載の本件特許Ⅲの課題、目的、効果等に照らすと、「保持部」の「横」を向いた「開口」に対して、被施療者側から外側
20 に向かって「被施療者の腕を挿入する」ことが可能であれば足り、その他、本件明細書Ⅲにおいて、開口の方向に限定を加えるような記載はない。

ウ 以上から、「保持部は…開口が真横を向いている」とは、保持部の両端部を結んだ面の方向が真横を向いていることを意味していると解するのが相当である。

25 (2) 被告は、「保持部は…開口が真横を向いている」とは、当該開口が水平方向を向いていることであると解される旨を主張する。

被告の前記主張は、開口を形成する拡大上壁及び傾斜壁の双方又は少なくとも一方が水平であることを要するとする趣旨と解されるところ、前記(1)のとおり、構成要件上は「開口が真横を向いている」とされており、開口とは開口面と解するのが相当であって、開口を形成する拡大上壁及び傾斜壁の方向に限定を加える規定は存在しない。

したがって、被告の前記主張は採用できない。

(3) 前記2のとおり、外観上、被告製品Ⅲ－Aの腕部の開口は、拡大上壁及び傾斜壁との端部により画定されているところ、両端部を結んだ開口面の方向は真横を向いていることが認められる。

したがって、被告製品Ⅲ－Aは、「保持部は…開口が真横を向いている」の構成を有する。

6 「前記空気袋は、前記開口部側の部分の方が奥側の部分よりも立ち上る」の充足性（被告製品Ⅲの構成要件Nの充足性。争点5）について

(1)ア 空気袋の立ち上がりに関し、構成要件Nが「前記空気袋は、前記開口側の部分の方が奥側の部分よりも立ち上るように構成されている」と規定していることから、奥側の部分より開口側の部分の方が、空気袋の立ち上がり方が大きいことを意味しているものと解される。一方、開口側のいかなる部分においても奥側の部分よりも立ち上るとは規定されていないから、開口側と奥側を比べた際に、全ての部分において、開口側が奥側よりも立ち上っている必要があるとまでは解されない。

本件特許Ⅲの特許請求の範囲請求項には、その他、空気袋の立ち上がりに関する規定は存在しない。

イ 本件明細書Ⅲをみるに、第1保持部分を幅方向へ切断したときの断面図である【図5】、【図8】には、空気袋（11b、11c、26b、26c）が全体として保持部の奥側（図の右側）よりも開口側（図の左側）の端部近傍において高さが高くなるよう盛り上がる形状が示されている（なお、厳密に言えば、【図5】の下側の端部に関し、空気袋11cの形状の最も盛り上がっている部分は、開口端部

ではなく、少し奥側（図面上、右側）にずれた部分である。）。

また、被施療者の腕部を施療するとの課題を解決するためには、空気袋の全ての部分において、開口側の部分の方が奥側の部分よりも立ち上っている必要はなく、空気袋に、保持部の開口側の部分の方が奥側の部分よりも立ち上るように構成され
5 ている部分があつて、空気袋の膨張・圧縮の程度が保持部の奥側の部分よりも開口側の部分の方が大きい部分があり、当該部分に被施療者の腕部がおおよそ位置することによって、被施療者の腕部がそのような空気袋の構成に応じた膨張・圧縮に伴う力を受ければ良いことは明らかである。

したがって、本件明細書Ⅲからは、空気袋に、保持部の開口側の部分の方が奥側
10 の部分よりも立ち上るように構成されている部分があれば良いものと解される。

ウ 以上から、「前記空気袋は、前記開口部側の部分の方が奥側の部分よりも立ち上る」とは、空気袋に、保持部の開口側の部分の方が奥側の部分よりも立ち上るように構成されている部分があることを意味していると解するのが相当である。

(2) 被告は、「立ち上る」とは、動作を示すものであり、立ち上がりの程度は「保持部」の内面に設けられる「空気袋」が収縮時から膨張時に至った際の、当該「空気袋」の垂直方向の変位量により理解されるのが自然であると主張する。
15

しかし、前記(1)ア及びイのとおり、本件特許Ⅲの特許請求の範囲請求項の記載や本件明細書Ⅲの記載から、「立ち上る」が動作を示すものであるとは認めるに足りない。また、被施療者の腕部の施療という課題解決にとって技術的意義が大きいのは、空気袋が膨張収縮する際の垂直方向の変位量よりは、腕部を押圧する程度や場所であるから、「立ち上る」の意義について被告主張のように解することは困難である。
20

したがって、被告の前記主張は採用できない。

(3) 前記2並びに証拠（甲57、58）及び弁論の全趣旨によれば、被告製品3
25 0は、膨張状態において、開口側の部分が奥側の部分よりも立ち上っている部分の
あることが認められ、被告製品Ⅲ－Aも同様であることが推認されるところ、これ

を覆す事情はない。

また、前記 2 並びに証拠（甲 26、27）及び弁論の全趣旨によれば、被告製品 9 は、膨張状態において、開口側の部分が奥側の部分よりも立ち上っている部分の
5 があることが認められ、被告製品Ⅲ－B も同様であることが推認されるところ、これを覆す事情はない。

以上から、被告製品Ⅲ－A 及びⅢ－B は、「前記空気袋は、前記開口部側の部分の方が奥側の部分よりも立ち上る」の構成を有する。

7 「夫々独立に駆動される」の充足性（●（省略）●構成要件 T の充足性。争点 6）について

10 (1) ア 空気袋の駆動に関し、構成要件 T が「夫々独立に駆動される」と規定していることから、字義どおり、左腕用の空気袋と右腕用の空気袋との駆動が独立しており、それぞれの動作が同一でなく、異なったタイミングで動作するよう駆動されることを意味するものと解される。

15 本件特許Ⅲの特許請求の範囲請求項において、その他、空気袋の駆動に関して限定を加える規定は存在しない。

イ 本件明細書Ⅲをみるに、空気袋の駆動に関する規定は存在しない。

ウ 以上から、「夫々独立に駆動される」とは、その字義どおり、左腕用の空気袋と右腕用の空気袋との駆動が独立しており、異なったタイミングで動作するよう駆動されることを意味するものと解するのが相当である。

20 (2) 被告は、本件明細書Ⅲの段落【0105】の実施の形態の説明から、施療されていない腕が存するよう被施療者の腕部を片腕毎に施療する態様で、右腕用の保持部の空気袋と左腕用の保持部の空気袋とを別々に駆動させることを意味すると限定して解釈されるべきである旨を主張する。

25 しかし、前記(1)アのとおり、本件特許Ⅲの特許請求の範囲請求項の記載上、「夫々独立に駆動される」以上の限定は加えられていない。また、前記 3 (1)イのとおり、本件発明Ⅲの作用効果は、空気袋によって被施療者の腕部を施療することであると

ころ、本件明細書Ⅲの段落【0105】は、実施例に関する記載であり、「被施療者の腕部を片腕毎に施療することにより、両腕を同時に施療する場合に比して、マッサージ効果を高めることが期待できる。また、被施療者の腕部を片腕毎に施療することによって、施療されていない腕でマッサージ機の操作を行うこともできる。」と
5 の作用効果は、当該実施例に関する作用効果にすぎない。

したがって、被告の前記主張は採用できない。

●（省略）●

8 小括

(1) 被告製品Ⅲ－Aについて

10 ア 被告製品Ⅲ－A－1①及びⅢ－A－1②(1)

●（省略）●

イ 被告製品Ⅲ－A－1②(2)

●（省略）●

ウ 被告製品Ⅲ－A－2①及びⅢ－A－2②

15 原告は、被告製品Ⅲ－A－2①及びⅢ－A－2②との関係で、本件発明Ⅲ－5の充足性を主張していない。●（省略）●

(2) 被告製品Ⅲ－Bについて

ア 被告製品8、9、12、13及び59

原告は、被告製品8、9、12、13及び59との関係で、本件発明Ⅲ－6の充
20 足性を主張していない。被告製品8、9、12、13及び59は、構成要件A～Sを充足するから、本件発明Ⅲ－1～Ⅲ－5の技術的範囲に属する。

イ 被告製品31、32及び60

原告は、被告製品31、32及び60との関係で、本件発明Ⅲ－5及びⅢ－6の充足性を主張していない。被告製品31、32及び60は、構成要件A～Oを充足
25 するから、本件発明Ⅲ－1～Ⅲ－4の技術的範囲に属する。

請求項		Ⅲ－A－1①	Ⅲ－A－1②(1)	Ⅲ－A－1②(2)	Ⅲ－A－2①	Ⅲ－A－2②	Ⅲ－B
1	A～C、G、I	充（争いなし）	充（争いなし）	充（争いなし）	充（争いなし）	充（争いなし）	充（争いなし）
	D	充	充	充	充	充	充
	E	充	充	充	充	充	充
	F	充	充	充	充	充	充
	H	充	充	充	充	充	充
2	J	充	充	充	充	充	充
	K	充	充	充	充	充	充
3	L	充	充	充	充	充	充
	M	充	充	充	充	充	充
4	N	充	充	充	充	充	充
	O	充	充	充	充	充	充
5	P	充（争いなし）	充（争いなし）	充（争いなし）			充（31、32及び60を除く）
	Q	充（争いなし）	充（争いなし）	充（争いなし）			
	R	充（争いなし）	充（争いなし）	充（争いなし）			
	S	充	充	充			
6	T	●（省略）●					
	U	充	充	非充足	充	充	

以上

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第5009445号

(P5009445)

(45) 発行日 平成24年8月22日(2012.8.22)

(24) 登録日 平成24年6月8日(2012.6.8)

(51) Int.Cl.

F 1

A 6 1 H 7/00 (2006.01)

A 6 1 H 7/00 3 2 2 E

請求項の数 6 (全 18 頁)

(21) 出願番号	特願2012-61490 (P2012-61490)	(73) 特許権者	000112406
(22) 出願日	平成24年3月19日(2012.3.19)		ファミリー株式会社
(62) 分割の表示	特願2009-275966 (P2009-275966)		大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号
原出願日	平成14年4月19日(2002.4.19)	(72) 発明者	稲田 二千武
(65) 公開番号	特開2012-110764 (P2012-110764A)		大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号
(43) 公開日	平成24年6月14日(2012.6.14)		ファミリー株式会社内
審査請求日	平成24年3月21日(2012.3.21)	(72) 発明者	藤井 康夫
早期審査対象出願			大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号
			ファミリー株式会社内
		審査官	土田 嘉一

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 マッサージ機

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

被施療者が着座可能な座部と、被施療者の上半身を支持する背凭れ部とを備える椅子型のマッサージ機において、

前記座部の両側に夫々配設され、被施療者の腕部を部分的に覆って保持する一対の保持部と、

前記保持部の内面に設けられる膨張及び収縮可能な空気袋と、を有し、

前記保持部は、その幅方向に切断して見た断面において被施療者の腕を挿入する開口が形成されていると共に、その内面に互いに対向する部分を有し、

前記空気袋は、前記内面の互いに対向する部分のうち少なくとも一方の部分に設けられ

10

、前記一対の保持部は、各々の前記開口が横を向き、且つ前記開口同士が互いに対向するように配設されていることを特徴とするマッサージ機。

【請求項 2】

前記一対の保持部は、各々の前記開口が真横を向いていることを特徴とする請求項 1 に記載のマッサージ機。

【請求項 3】

前記保持部は、被施療者の前腕と手首又は掌を保持可能であることを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載のマッサージ機。

【請求項 4】

20

前記空気袋は、前記開口側の部分の方が奥側の部分よりも立ち上るように構成されていることを特徴とする請求項 1～3 のいずれかに記載のマッサージ機。

【請求項 5】

前記背凭れ部は、被施療者の胴体を支持するクッション部と、前記クッション部より前方へ延設され被施療者の上腕及び肩の側部を覆う部分を有するカバー部と、を有し、

前記カバー部には、膨張及び収縮することにより被施療者の肩に刺激を与えることができる空気袋が設けられていることを特徴とする請求項 1～4 のいずれかに記載のマッサージ機。

【請求項 6】

左腕用の前記保持部に設けられた空気袋と、右腕用の前記保持部に設けられた空気袋と、は、夫々独立に駆動されるよう構成されていることを特徴とする請求項 1～5 のいずれかに記載のマッサージ機。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、被施療者の身体を施療するマッサージ機に関する。

【背景技術】

【0002】

昨今、椅子型のマッサージ機が広く普及している。図 15 は、この種のマッサージ機の構成の一例を示す斜視図である。図 15 に示すように、椅子型のマッサージ機 101 は、座部 102 と、背凭れ部 103 とから主として構成されている。座部 102 の両側方には、肘掛け部 104 が設けられている。また、背凭れ部 103 の内部には、図示しないマッサージ機構が設けられている。被施療者は、座部 102 に着座し、肘掛け部 104 を腕置きとして用いて、マッサージ機 101 を使用する。また、背凭れ部 103 の下端部は、座部 102 の後部で回動自在に枢支されており、背凭れ部 103 をリクライニングさせることができるようになっている。

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0003】

しかしながら、上述した如き従来のマッサージ機にあっては、肘掛け部 104 に例えばパイプレータ等の施療装置が設けられていないことが多く、被施療者の腕部を施療することができないという問題があった。

【0007】

本発明は斯かる事情に鑑みてなされたものであり、被施療者の腕部を施療することが可能なマッサージ機を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0010】

本発明に係るマッサージ機は、被施療者が着座可能な座部と、被施療者の上半身を支持する背凭れ部とを備える椅子型のマッサージ機において、前記座部の両側に夫々配設され、被施療者の腕部を部分的に覆って保持する一対の保持部と、前記保持部の内面に設けられる膨張及び収縮可能な空気袋と、を有し、前記保持部は、その幅方向に切断して見た断面において被施療者の腕を挿入する開口が形成されていると共に、その内面に互いに対向する部分を有し、前記空気袋は、前記内面の互いに対向する部分のうち少なくとも一方の部分に設けられ、前記一対の保持部は、各々の前記開口が横を向き、且つ前記開口同士が互いに対向するように配設されていることを特徴とする。

【0013】

また、上記発明においては、前記一対の保持部は、各々の前記開口が真横を向いている

ことが望ましい。

【0014】

また、前記保持部は、被施療者の前腕と手首又は掌を保持可能であることが望ましい。

【0015】

更に、前記空気袋は、前記開口側の部分の方が奥側の部分よりも立ち上るように構成されていることが望ましい。

【0016】

また、前記背凭れ部は、被施療者の胴体を支持するクッション部と、前記クッション部より前方へ延設され被施療者の上腕及び肩の側部を覆う部分を有するカバー部と、を有し、前記カバー部には、膨張及び収縮することにより被施療者の肩に刺激を与えることができる空気袋が設けられていることが望ましい。

10

【0018】

また、左腕用の前記保持部に設けられた空気袋と、右腕用の前記保持部に設けられた空気袋と、は、夫々独立に駆動されるよう構成されていることが望ましい。

【発明の効果】

20

【0028】

以上詳述した如く、本発明に係るマッサージ機によれば、空気袋によって被施療者の腕部を施療することが可能となる。

【図面の簡単な説明】

【0030】

【図1】本発明の実施の形態1に係るマッサージ機の構成を示す斜視図である。

【図2】本発明の実施の形態1に係るマッサージ機が備える保持部の構成を示す斜視図である。

【図3】第1保持部分の背凭れ部に対する取り付け構造を示す拡大斜視図である。

30

【図4】背凭れ部に対する第1保持部分の取付構造を示す断面図である。

【図5】第1保持部分を幅方向へ切断したときの断面図である。

【図6】本発明の実施の形態2に係るマッサージ機の構成を示す斜視図である。

【図7】本発明の実施の形態3に係るマッサージ機の構成を示す斜視図である。

【図8】本発明の実施の形態3に係る肘掛け部及び保持部を幅方向へ切断したときの断面図である。

【図9】本発明の実施の形態4に係るマッサージ機の構成を示す斜視図である。

【図10】本発明の実施の形態5に係るマッサージ機の要部の構成を示す拡大斜視図である。

【図11】参考例の実施の形態6に係るマッサージ機の要部の構成を示す拡大斜視図である。

40

【図12】本発明の実施の形態7に係るマッサージ機の構成を示す斜視図である。

【図13】本発明及び参考例に係るマッサージ機の保持部の形状を説明する模式的断面図である。

【図14】参考例の実施の形態8に係るマッサージ機の要部の構成を示す拡大斜視図である。

【図15】従来のマッサージ機の構成の一例を示す斜視図である。

【発明を実施するための形態】

【0031】

以下、本発明の実施の形態について図面を参照しながら説明する。

50

【0032】

(実施の形態1)

図1は、本発明の実施の形態1に係るマッサージ機の構成を示す斜視図である。図1に示す如く、本実施の形態1に係るマッサージ機1は、座部5、背凭れ部6、及びフットレスト7から主として構成されている。座部5は、水平配置された棒状の脚部5aをその下部両側に夫々有する基台5bの上部に、クッション部5cが配されて構成されている。クッション部5cは、ウレタンフォーム、スポンジ、又は発泡スチロール製の内装材（図示せず）が基台5bの上面に載置されており、更にこれをポリエステル製の起毛トリコット、合成皮革、又は天然皮革等からなる外装材にて覆って構成されている。

【0033】

10

座部5の上部前側には、被施療者の足首及び脛脛をマッサージするためのフットレスト7の上端部が枢着されている。これにより、フットレスト7は、その上端部を中心にして前後に回転可能とされている。

【0034】

更に座部5の後部には、背凭れ部6が設けられている。背凭れ部6は、被施療者の上半身を支持すべく、一般的な体格の成人がマッサージ機1に着座した際に、該成人の身体の一部がその外部にはみ出ない程度の大きさとされており、前面視略長方形をなしている。背凭れ部6の下端部は、座部5の後部に横方向の枢軸によって枢支されており、この枢軸を中心に背凭れ部6が回転することにより、前後にリクライニングが可能とされている。

【0035】

20

背凭れ部6の内部には、マッサージ機構8が設けられている。かかるマッサージ機構8の構成については、例えば特開2000-350756号公報にその詳細が記載されているので、ここではその説明を省略する。

【0036】

また、座部5の両側方には、略前後方向へ延びたガイドレール9が設けられている。このガイドレール9には、夫々被施療者の腕部を保持するための保持部10が係合している。

【0037】

保持部10の構成を更に詳しく説明する。図2は、保持部10の構成を示す斜視図である。図2に示すように、保持部10は、被施療者の上腕を保持するための第1保持部分11と、被施療者の前腕を保持するための第2保持部分12とから主として構成されている。第1保持部分11は、断面視において略C字状の略半円筒形状をなしており、その一端部が背凭れ部6のガイドレール9より上方の箇所に取り付けられている。

30

【0038】

第1保持部分11の開口部（長手方向へ延びた欠落部分）は、一般的な体格の成人の上腕の太さよりも若干大きい幅とされており、第2保持部分12の開口部は、一般的な体格の成人の前腕の太さよりも若干大きい幅とされている。従って、施療者の上腕及び前腕を第1保持部分11及び第2保持部分12へ夫々の開口部から挿入することが可能である。

【0039】

図3は、第1保持部分11の背凭れ部6に対する取り付け構造を示す拡大斜視図である。第1保持部分11の一端部には、回転金具13aがその中央部分で枢着されている。この回転金具13aは、略角板状の部材の両端を、夫々略クランク形状に屈曲させた如き形状をなしている。即ち、回転金具13aの両端部は、夫々一方向へ突出した段部とされている。この段部の突出側の夫々には、ローラ13bが各別に枢着されている。

40

【0040】

従って、回転金具13aは、第1保持部分11に対する取付軸を中心に回転することが可能であり、また、夫々のローラ13bも回転金具13aに対して回転することが可能である。

【0041】

図4は、背凭れ部6に対する第1保持部分11の取付構造を示す断面図である。図4に

50

示すように、ローラ 13b は背凭れ部 6 の側部に取り付けられたガイドレール 14 に係合している。このガイドレール 14 は、背凭れ部 6 の側部の長手方向に沿って設けられており、ローラ 13b がガイドレール 14 内で転動することが可能である。よって、第 1 保持部分 11 は、ガイドレール 14 に沿って移動することが可能であるとともに、回転金具 13a の取付軸を中心として回転することも可能である。

【0042】

図 5 は、第 1 保持部分 11 を幅方向へ切断したときの断面図である。図 5 に示すように、図 5 に示すように、第 1 保持部分 11 は、比較的硬度が高い材料からなり、略 C 字状の断面形状を有する略半円筒形状の外殻部 11a を備えている。この外殻部 11a の内面の略全体には、空気袋 11b が設けられている。また、この空気袋 11b の表面には、図 2 で示すような、複数の空気袋 11c が設けられている。かかる空気袋 11b、11c は、夫々ポンプ、電磁弁等からなる、座部 5 又は背凭れ部 6 に設けられた給排気装置（図示せず）にエアホース（図示せず）によって接続されており、給排気装置の動作によって膨張・収縮することが可能となっている。また、空気袋 11b と空気袋 11c とは夫々独立に膨張・収縮するように構成されている。このような構成により、空気袋 11c が膨張・収縮することによって、被施療者の上腕部に圧迫刺激を与えたり、それを解放することができ、空気袋 11b が膨張・収縮することによって、空気袋 11c による刺激の強さを調節することができる。

【0043】

一方、第 2 保持部分 12 は、その下部から係合部 12a が下方へ突出している（図 1 参照）。そして、この係合部 12a は、ガイドレール 9 に係合している。これにより、第 2 保持部分 12 は、ガイドレール 9 に沿って略前後方向へ移動することが可能となっている。

【0044】

また、第 2 保持部分 12 の内面であって、被施療者の手首又は掌に相当する部分には、振動装置 15 が設けられている。この振動装置が振動することにより、被施療者の手首又は掌に刺激を与えることが可能となっている。なお、第 2 保持部分 12 のその他の構成は、第 1 保持部分の構成と略同様であるので、その説明を省略する。

【0045】

このような第 1 保持部分 11 と第 2 保持部分 12 とは、略横方向の枢軸によって枢着されている。これによって、保持部 10 は、この部分で屈曲することが可能となっている。

【0046】

次に、本発明の実施の形態 1 に係るマッサージ機の動作について説明する。被施療者は、座部 5 に着座し、背凭れ部 6 に上体を凭れかけた状態で、上腕部を第 1 保持部分 11 に、前腕部を第 2 保持部分 12 に夫々挿入する。背凭れ部 6 が後方へ傾倒されたとき、第 1 保持部分 11 は、背凭れ部 6 とともに後方へ移動する。背凭れ部 6 の被施療者の肩に当接する位置（以下、肩位置という）は、背凭れ部 6 の傾倒前後において異なることとなる。即ち、背凭れ部 6 の傾倒前における肩位置よりも、傾倒後における肩位置の方が、背凭れ部 6 の下側となる。このとき、第 1 保持部分 11 は、このような肩位置の変化に合わせて、ガイドレール 14 に沿って背凭れ部 6 の長手方向へ移動する。

【0047】

また、第 1 保持部分 11 が後方へ移動するため、これに引っ張られて第 2 保持部分 12 がガイドレール 9 に沿って略後方へ移動する。第 1 保持部分 11 の背凭れ部 6 との連結箇所は、背凭れ部 6 の傾倒とともに後方へ移動しつつ下方へ移動することとなる一方、第 1 保持部分 11 の第 2 保持部分 12 との連結箇所は、略後方へ移動するのみであり、このため第 1 保持部分 11 は、背凭れ部 6 の傾倒に伴って、略後方へ移動しながら略後方へ傾倒することとなる。これに対して、第 2 保持部分 12 は、ガイドレール 9 に沿って略後方へ移動するのみであるため、その傾倒角度は殆ど変化しない。よって、第 1 保持部分 11 と第 2 保持部分 12 とがなす角度は、背凭れ部 6 の傾倒に伴って変化することとなる。また、第 1 保持部分 11 と第 2 保持部分 12 との連結箇所は、被施療者の肘位置に相当するた

め、被施療者は、保持部 10 の屈曲角度の変化に合わせて、肘の屈曲角度を自然に変化させることができる。これによって、背凭れ部 6 の傾倒後においても、被施療者は自然な姿勢を保つことができる。

【0048】

また、前述した給排気装置の動作によって、第 1 保持部分 11 に設けられた空気袋 11b, 11c 及び第 2 保持部分 12 に設けられた空気袋が膨張・収縮する。これにより、被施療者の腕部を略全体に亘って施療することができる。

【0049】

(実施の形態 2)

図 6 は、本発明の実施の形態 2 に係るマッサージ機の構成を示す斜視図である。図 6 に示すように、本発明の実施の形態 2 に係るマッサージ機 16 は、椅子型をなしており、被施療者が着座するための座部 17 と、被施療者の上半身を支持するための背凭れ部 18 と、被施療者の足置きとして用いられるフットレスト 19 とから主として構成されている。

【0050】

座部 17 は、基台 17b の上部に、クッション部 17a が配されて構成されている。基台 17b は、比較的高い硬度を有する合成樹脂製であり、その内側が凹状に窪んだ形状とされている。クッション部 17a は、ウレタンフォーム、スポンジ、又は発泡スチロール製の内装材（図示せず）が基台 17b の内面に載置されており、更にこれをポリエステル製の起毛トリコット、合成皮革、又は天然皮革等からなる外装材にて覆って構成されている。従って、座部 17 は、被施療者が着座したときに、被施療者の腰部及び大腿部を背部から側部に亘って覆うような形状となっている。

【0051】

また、クッション部 17a は、被施療者の大腿部の背部に対応する凹状の内底部分と、該内底部分の両側部に設けられ、被施療者の大腿部の側部に対応する内側部分とから構成されており、内底部分の中央から左右に分割した領域が、夫々所定の曲率で窪んだ円弧面とされていて、内底部分の中央部が他の部分より若干盛り上がっている。これによって、被施療者が座部 17 に着座したときに、被施療者の大腿部の形状とクッション部 17a の形状とが概ね合致しているため、被施療者の大腿部にかかる負担が少なくてすむ。

【0052】

フットレスト 19 は、被施療者の下腿部を保持するための上部部材 19a と、被施療者の足底を保持するための下部部材 19b との 2 つの部材によって主として構成されている。上部部材 19a は、凹状に窪んだ形状をなすカバー部 19c と、該カバー部 19c の内側に設けられたクッション部 19d とを有しており、クッション部 19d は、被施療者の両下腿部を覆うように保持すべく、凹状に窪んだ形状とされている。また、上部部材 19a の上端部は、座部 17 の上部前側の部分に枢着されており、これによりフットレスト 19 がこの部分を支点として前後に回動可能とされている。

【0053】

更にクッション部 19d の形状を詳しく説明すると、クッション部 19d は、被施療者の下腿部の背部に対応する凹状の内底部分と、該内底部分の両側部に設けられ、被施療者の下腿部の側部に対応する内側部分とから構成されており、内底部分の中央から左右に分割した領域が、夫々所定の曲率で窪んだ円弧面とされていて、内底部分の中央部が他の部分より若干盛り上がっている。

【0054】

下部部材 19b もまた、凹状に窪んだ形状をなすカバー部 19e と、該カバー部 19e の内側に設けられたクッション部 19f とを有している。クッション部 19f は、カバー部 19e の凹状の内面の略全体にわたって設けられており、これによって、被施療者の両足を覆うように保持することが可能となっている。

【0055】

更にクッション部 19f の形状を詳しく説明すると、クッション部 19f は、クッション部 19d と同様に、凹状の内底部分と、該内底部分の両側部に設けられた内側部分との

3つの部分から構成されている。このクッション部19fの内底部分は、被施療者の足底に対応し、内側部分は、被施療者の足の側部に対応している。また、クッション部19dと同様に、内底部分の中央から左右に分割した領域が、夫々所定の曲率で窪んだ円弧面とされており、内底部分の中央部が他の部分よりも若干盛り上がっている。

【0056】

また、下部部材19bは、上部部材19aの下端部に枢着されており、前後方向に回転可能とされている。また、上部部材19aの背部、即ちカバー部19cの凹状の外側の部分には、図示しないシリンダが設けられており、これによって上部部材19aと下部部材19bとがなす角度を調節することが可能となっている。

【0057】

背凭れ部18は、座部17の後部に設けられている。この背凭れ部18は、例えばその下端部が基台17bに前後に回転自在に枢着されており、これによってリクライニング可能とされている。なお、背凭れ部18を傾倒させるに伴って、背凭れ部18の下部を座部17の内側に潜り込ませるように背凭れ部18を移動させる構成としてもよい。このようにすることによって、被施療者の胴体の背部と、背凭れ部18に内蔵され、被施療者の背中に機械的刺激を与えるためのマッサージ機構との相対的な位置のずれが発生することを抑制することができる。

【0058】

また、背凭れ部18は、被施療者の胴体を支持するための部分と、被施療者の頭部を支持するための部分とから主として構成されている。背凭れ部18の全体は、内側が凹状に窪んだ形状をなすカバー部18aによって一体的に構成されており、このカバー部18aの内側に、被施療者の胴体を支持するためのクッション部18bと、被施療者の頭部を支持するためのクッション部18cとが上下に並べられた状態で設けられている。カバー部18aは、基台17bと同じ材料によって、丸みを帯びた略舟形状に形成されており、クッション部18b、18cは、前述したクッション部17aと同じ内装材及び外装材によって構成されている。

【0059】

クッション部18bは、被施療者が着座したときに、被施療者の胴体を背部から側部に亘って覆うような形状となっている。また、背凭れ部18の内部、被施療者の胴体の背部に対応する箇所、即ち凹状の内底部分には、前述したマッサージ機構（図示せず）が設けられている。かかるマッサージ機構は、図示しないモータによって駆動され、背凭れ部18に沿って昇降することが可能であり、また所謂揉み動作及びたたき動作等の施療動作を行うことが可能である。

【0060】

また、カバー部18aは、クッション部18bより前方に延設された部分を有しており、この部分の内側にも、クッション部18dが設けられている。このクッション部18dは、被施療者が着座したときに、被施療者の上腕部及び肩の側部を覆うような位置に設けられている。

【0061】

また、前述したような各クッション部17a、18b、18c、18d、19d、19fには、夫々複数の空気袋（図示せず）が設けられており、図示しない給排気装置にかかる空気袋が接続されている。そして、このような給排気装置の動作によって、夫々の空気袋が膨張・収縮することが可能となっている。このような構成により、被施療者の身体各部、例えば、胴体の背部及び側部、肩部、頸部、大腿部の背部及び側部、下腿部の背部及び側部、並びに足底等に刺激を与えることができるようになっている。

【0062】

前述したような座部17の両側部には、2つのガイドレール21が設けられている。このガイドレール21には、被施療者の腕部を保持するための保持部10が係合している。

【0063】

また、背凭れ部18のカバー18aは、被施療者が着座したときに、被施療者の肩に相

当する部分が前方へ張り出した形状となっており、この先端部分に、保持部 10 の第 1 保持部分 11 が取り付けられている。この第 1 保持部分 11 の取り付け構造は、実施の形態 1 に係るマッサージ機の第 1 保持部分 11 の取り付け構造と同様であるので、その説明を省略する。

【0064】

また、本実施の形態 2 に係るマッサージ機 16 の保持部 10 のその他の構成及び作用は、実施の形態 1 に係るマッサージ機 1 の保持部 10 の構成及び作用と同様であるので、同符号を付し、その説明を省略する。

【0065】

(実施の形態 3)

図 7 は、本発明の実施の形態 3 に係るマッサージ機の構成を示す斜視図である。本実施の形態 3 に係るマッサージ機 22 は、座部 17 の両側部に、肘掛け部 23 が夫々設けられている。この肘掛け部 23 は、略前後方向に延びており、上下に若干湾曲した如き棒状をなしており、その上面を被施療者の腕置きとして利用することが可能となっている。また、肘掛け部 23 の上方には、被施療者の前腕を保持するための保持部 24 が配されている。

【0066】

図 8 は、肘掛け部 23 及び保持部 24 を幅方向へ切断したときの断面図である。図 8 に示すように、肘掛け部 23 の下部には、該肘掛け部 23 の長手方向へ沿って、ガイドレール 25 が設けられている。このガイドレール 25 は、上下方向を厚さ方向とした略板状をなしており、その厚さ方向中間部分に、扁平な空隙部 25a が設けられている。この空隙部 25a は、ガイドレールの外側面、即ち、座部 17 の反対側の側面にて開口しており、また、空隙部 25a の座部 17 側の端部は、その空隙の厚みが他の部分よりも拡大された拡大部 25b となっている。この拡大部 25b は、横方向へ所定長さだけ設けられている。

【0067】

このような空隙部 25a には、保持部 24 が有する移動部材 24a が挿入されている。移動部材 24a は、空隙部 25a の薄い空隙部分よりも若干薄い板を、略直角に屈曲させた如き形状をなしており、略水平な板状の部分と、略鉛直な板状の部分とから主として構成されている。移動部材 24a の略水平な板状の部分は、空隙部 25a に係入せしめられている。また、この移動部材 24a の略水平な板状の部分の先端部は、他の部分より厚みを増してあるストッパ 24b とされており、このストッパ 24b が前述した空隙部 25a の拡大部 25b 内に配されている。ストッパ 24b の厚さは、拡大部 25b の厚さよりも薄く、空隙部 25a の拡大部 25b 以外の部分よりも厚くされている。また、ストッパ 24b の横方向の長さは、拡大部 25b の横方向の長さよりも短くされている。従って、移動部材 24a は、ストッパ 24b が、拡大部 25b の両側端に当接する範囲内で、横方向へ移動することが可能となっている。

【0068】

また、移動部材 24a の前後方向の長さは、空隙部 25a の前後方向の長さよりも短くされている。これによって、移動部材 24a は、その前後端が空隙部 25a の前後端に当接する範囲内で、前後方向へ移動することが可能となっている。

【0069】

このような移動部材 24a の略鉛直な板状の部分の上端部は、ガイド部材 24c に接続されている。ガイド部材 24c は、板状部材が略円弧状に湾曲された如き形状をなしており、その湾曲の中心軸方向が略前後方向とされている。また、ガイド部材 24c の長手方向（軸長方向）の中間部分には、円弧の円周方向へ長い切り欠き部 24d が設けられている（図 7 参照）。

【0070】

ガイド部材 24c の湾曲内側には、保持部分 26 が配されている。この保持部分 26 は、幅方向に切断したときの断面視において略 C 字状の略半円筒形状をなしており、その外

面がガイド部材 24c の内面に略密接された状態となっている。

【0071】

保持部分 26 は、外殻部 26a 及び空気袋 26b, 26c によって主として構成されている。外殻部 26a は、幅方向の断面視において略 C 字状の湾曲板状をなしており、比較的硬度が高い材料によって形成されている。また、外殻部 26a の長さ方向（前後方向）中間部分の外面には、突起 26d が設けられている。この突起 26d は、ガイド部材 24c の切り欠き部 24d の幅よりも若干短い幅とされており、その頭部において幅が拡大されている。このような突起 26d は、切り欠き部 24d を貫通しており、その頭によって抜け止めがされた状態で、切り欠き部 24d に係合されている。従って、保持部分 26 は、突起 26d が切り欠き部 24d 内で移動することが可能な範囲内で、湾曲の円周方向へ移動することが可能である。

10

【0072】

また、外殻部 26a の内面の略全面に亘って、空気袋 26b が設けられている。また、この空気袋 26b の表面には、複数の空気袋 26c が設けられている。かかる空気袋 26b, 26c は、夫々ポンプ、電磁弁等からなる、座部 17 又は背凭れ部 18 に設けられた給排気装置（図示せず）にエアホース（図示せず）によって接続されており、給排気装置の動作によって膨張・収縮することが可能となっている。また、空気袋 26b と空気袋 26c とは夫々独立に膨張・収縮するように構成されている。このような構成により、空気袋 26c が膨張・収縮することによって、被施療者の上腕部に圧迫刺激を与えたり、それを解放することができ、空気袋 26b が膨張・収縮することによって、空気袋 26c による刺激の強さを調節することができる。

20

【0073】

また、外殻部 26a の後端部分の外面の一箇所には、可撓性を有する連結部材 27 の一端が接続されている。この連結部材 27 は、ホース状のフレキシブルアーム等によって構成され、その内部に前記空気袋 26b, 26c に連通するエアホース及び各種制御用の信号線等が配されている。また、連結部材 27 の他端は、背凭れ部 18 のカバー部 18a の外面であって、マッサージ機 22 に着座した被施療者の肩に相当する箇所に取り付けられている。

【0074】

本実施の形態 3 に係るマッサージ機 22 のその他の構成は、実施の形態 2 に係るマッサージ機 16 の構成と同様であるので、同符号を付し、その説明を省略する。

30

【0075】

以上の如き構成により、背凭れ部 18 を後方へ傾倒させた場合には、連結部材 27 によって保持部分 26 が後方へ引っ張られ、これによって保持部分 26 がガイドレール 25 に沿って後方へ移動することとなる。よって、背凭れ部 18 が後方へ傾倒された場合に、保持部分 26 が被施療者の腕部とともに後方へ移動することとなり、背凭れ部 18 の傾倒後にも、腕置きとしての役割を十分に発揮することができる。

【0076】

また、保持部分 26 が被施療者の腕部を中心として回転可能であるので、腕部の施療部位を被施療者の嗜好に合わせて調節することもできる。

40

【0077】

（実施の形態 4）

図 9 は、本発明の実施の形態 4 に係るマッサージ機の構成を示す斜視図である。図 9 に示す如く、本実施の形態 4 に係るマッサージ機 28 は、被施療者の上腕を保持するための第 1 保持部分 29 と、被施療者の前腕を保持するための第 2 保持部分 30 とを有する保持部 31 を備えている。第 1 保持部分 29 の前端部分と、第 2 保持部分 30 の後端部分とは、可撓性を有する連結部材 31a によって連結されている。また、第 1 保持部分 29 の後端部分と、背凭れ部 18 のカバー部 18a の一箇所とは、可撓性を有する連結部材 31b によって連結されている。なお、連結部材 31a, 31b の構成は、実施の形態 3 で説明した連結部材 27 の構成と同様であるので、説明を省略する。

50

【0078】

また、第2保持部分30の外面の下部には、移動部材24aが取り付けられている。なお、第1保持部分29及び第2保持部分30のその他の構成は、実施の形態1において説明した第1保持部分11及び第2保持部分12の構成と同様であるので、説明を省略する。

【0079】

また、本実施の形態4に係るマッサージ機28のその他の構成は、実施の形態3に係るマッサージ機22の構成と同様であるので、同符号を付し、その説明を省略する。

【0080】

以上の如き構成により、本実施の形態4に係るマッサージ機28では、第1保持部分29と第2保持部分30とが連結部材31aによって連結されているため、第1保持部分29と第2保持部分30との間を、如何なる方向へでも屈曲させることができる。また、第1保持部分29と背凭れ部18とが連結部材31bによって連結されているため、背凭れ部18に対して、第1保持部材を所定の範囲内で如何なる位置へでも移動させることができる。また、凭れ部18が後方へ傾倒された場合に、連結部材31bによって第1保持部分29が後方へ引っ張られ、また連結部材31aによって第2保持部分30が後方へ引っ張られて、第2保持部分30がガイドレール25に沿って後方へ移動することとなる。よって、背凭れ部18が後方へ傾倒された場合に、第1保持部分29と第2保持部分30との間の角度が変化しつつ、第1保持部分29が被施療者の上腕とともに、第2保持部分30が被施療者の前腕とともに、後方へ移動することとなり、背凭れ部18の傾倒後にも、保持部31が腕置きとしての役割を十分に発揮することができる。

【0081】

また、本実施の形態4に係るマッサージ機28では、第1保持部分29が、連結部材31a、31bによって、第2保持部分30及び背凭れ部18に夫々連結されているので、横方向にも移動することができる。従って、被施療者の体格に合わせて、第1保持部分29が横方向へ移動することとなり、より一層被施療者に自然な姿勢をとらせることができる。

【0082】

(実施の形態5)

図10は、本発明の実施の形態5に係るマッサージ機の要部の構成を示す拡大斜視図である。本実施の形態5に係るマッサージ機は、図10に示す如き保持部32を備えている。保持部32は、2つの保持部分33、34を備えている。保持部分33、34は、夫々幅方向に切断したときの断面視において略C字状の略半円筒形状をなしており、保持部分33が前方、保持部分34が後方に位置するように、前後に並べて同軸的に配置されている。保持部分33、34は、夫々略C字状の断面形状の湾曲板状をなす外殻部33a、34aと、外殻部33a、34aの内面の略全面に亘って夫々設けられた空気袋33b、34bと、空気袋33b、34bの表面に夫々複数設けられた空気袋33c、34cとから主として構成されている。なお、保持部分33、34の構成は、実施の形態3において説明した保持部分26の構成と同様であるので、説明を省略する。

【0083】

保持部分33、34は、夫々第1支持部材35によって支持されている。この第1支持部材35は、幅方向の断面視において略C字状の湾曲板状をなしており、その内面に保持部分33、34が夫々摺動可能に取り付けられている。更に詳しく説明すると、外殻部33aの後端部分と、外殻部33bの前端部分との両方に重なるように、第1支持部材35は設けられており、外殻部33a、34bは夫々独立に、第1支持部材35の内面を前後方向へ摺動することが可能となっている。

【0084】

また、第1支持部材35には、前後方向へ延びた2つの切り欠き部35a、35bが前後に並設されている。前側の切り欠き部35aは、外殻部33aの表面に設けられた突起33dに係合しており、後側の切り欠き部35bは、外殻部34aの表面に設けられた突

起 3 4 d に係合している。これによって、保持部分 3 3 は、突起 3 3 d が切り欠き部 3 5 a 内で移動可能な範囲において、第 1 支持部材 3 5 に対して前後方向へ移動することが可能であり、保持部分 3 4 は、突起 3 4 d が切り欠き部 3 5 b 内で移動可能な範囲において、第 1 支持部材 3 5 に対して前後方向へ移動することが可能である。

【0085】

このような第 1 支持部材 3 5 は、第 2 支持部材 3 6 に支持されている。第 2 支持部材 3 6 は、幅方向の断面視において略 C 字状の湾曲板状をなしており、その内面に第 1 支持部材 3 5 の外面が接するように、第 1 支持部材 3 5 を支持している。また、第 2 支持部材 3 6 には、円弧の円周方向へ延びた 2 つの切り欠き部 3 6 a が設けられており、これらの切り欠き部 3 6 a 夫々に、第 1 支持部材 3 5 の外面に設けられた 2 つの突起 3 5 c が係合している。これによって、第 1 支持部材 3 5 は、突起 3 5 c が切り欠き部 3 6 a 内で移動可能な範囲において、第 2 支持部材 3 6 に対して円周方向へ移動することが可能である。

【0086】

また、第 2 支持部材 3 6 の外面には、移動部材 2 4 a が取り付けられている。本実施の形態 5 に係る移動部材 2 4 a は、複数のリブによって補強されている。なお、本実施の形態 5 に係るマッサージ機のその他の構成は、実施の形態 3 に係るマッサージ機 2 2 の構成と同様であるので、同符号を付し、その説明を省略する。

【0087】

以上の如き構成により、本実施の形態 5 に係るマッサージ機では、保持部分 3 3, 3 4 を第 1 支持部材 3 5 夫々前後方向へ移動することにより、被施療者の腕部の長さに合わせて、保持部 3 2 の長さを調節することができる。

【0088】

また、第 1 支持部材 3 5 を円周方向へ移動させることにより、これと保持部分 3 3, 3 4 が一体的に円周方向へ移動することとなり、空気袋 3 3 c, 3 4 c による施療位置を調節することができる。

【0089】

(実施の形態 6)

図 1 1 は、参考例の実施の形態 6 に係るマッサージ機の要部の構成を示す拡大斜視図である。本実施の形態 6 に係るマッサージ機は、図 1 1 に示す如き保持部 3 7 を備えている。保持部 3 7 は、幅方向の断面視において略 C 字状の略半円筒形状をなす保持部分 3 8 と、この保持部分 3 8 より小さい半径の略半円筒形状をなす保持部分 3 9 とを有している。保持部分 3 8 の先端部は、保持部分 3 9 の後端部に重なった状態とされており、図示しない係合構造によって保持部分 3 8 と保持部分 3 9 とが相対的に前後方向へ移動可能な状態で係合されている。また、保持部分 3 8 は、幅方向の断面視において略 C 字状の略半円筒形状をなす外殻部 3 8 a と、空気袋 3 8 b, 3 8 c とを備えている。外殻部 3 8 a の内面の内、保持部分 3 9 の移動によって保持部分 3 9 と重なりうる範囲を除いた部分の略全体に亘って、空気袋 3 8 b が設けられており、この空気袋 3 8 b の表面の数箇所に、複数の空気袋 3 8 c が設けられている。

【0090】

一方、保持部分 3 9 は、略半円筒形状の外殻部 3 9 a と、空気袋 3 9 b, 3 9 c とを備えている。外殻部 3 9 a の内面の略全体に亘って、空気袋 3 9 b が設けられており、この空気袋 3 9 b の表面の数箇所に、複数の空気袋 3 9 c が設けられている。

【0091】

また、外殻部 3 8 a の後端の一箇所には、可撓性を有する連結部材 4 0 の一端が接続されている。この連結部材 4 0 の他端は、図示しない背凭れ部に接続されている。また、外殻部 3 9 a の下部には、連結部材 4 1 の一端が接続されている。この連結部材 4 1 の他端は、図示しない座部に接続されている。このような連結部材 4 0, 4 1 の構成は、実施の形態 3 で説明した連結部材 2 7 の構成と同様であるので、説明を省略する。

【0092】

なお、本実施の形態6に係るマッサージ機のその他の構成は、実施の形態3に係るマッサージ機22からガイドレール25を取り除いたもの同様の構成であるので、同符号を付し、その説明を省略する。

【0093】

以上の如き構成により、本実施の形態6に係るマッサージ機では、保持部分38と保持部分39とが相対的に長手方向へ移動することが可能であるので、被施療者の体格に合わせて、保持部37の長さを調節することができる。

【0094】

また、保持部37が、連結部材40、41によって背凭れ部及び座部に連結されているので、所定の範囲で保持部37を如何なる方向へでも移動することができ、被施療者の体格に合わせて、保持部37の位置の調整を行うことができる。

【0095】

なお、本実施の形態6においては、連結部材41が可撓性を有している構成について述べたが、これに限定されるものではなく、例えば、連結部材41を棒状部材によって構成し、その上端を外殻部39aの下部に取り付け、その下端をユニバーサルジョイントを介して座部に接続する構成としてもよい。

【0096】

また、この場合、連結部材41を、例えばネジ構造等の公知の伸縮構造を利用することにより、伸縮自在に構成することが好ましい。これにより、被施療者の体格に合わせて保持部37の位置（高さ）を調節することができる。

【0097】

（実施の形態7）

図12は、本発明の実施の形態7に係るマッサージ機の構成を示す斜視図である。本実施の形態7に係るマッサージ機42は、被施療者の右腕用の第2保持部分12の先端に、操作パネル43が設けられている。この操作パネル43には、図示しない複数の操作ボタンが設けられており、被施療者がこれらを押圧することによりマッサージ機に対して各種の動作指示を行うことができるようになっている。

【0098】

なお、本実施の形態7に係るマッサージ機42のその他の構成は、実施の形態2に係るマッサージ機16の構成と同様であるので、同符号を付し、その説明を省略する。

【0099】

以上の如き構成により、右腕用の第2保持部分12と一体的に操作パネル43が移動することとなるので、背凭れ部18を傾倒させた場合であっても、被施療者の手元から操作パネル43が離れることがなく、被施療者がマッサージ機42の操作を行いやすい。

【0100】

図13は、本発明（図13（a）、（c））及び参考例（図13（b）、（d）、（e））に係るマッサージ機の保持部の形状を説明する模式的断面図である。以上で説明した実施の形態1～7においては、被施療者の腕部を保持する保持部を、図13（a）で示すような、幅方向に切断したときの断面視において略C字状の半円筒形状をなしているものとしたが、これに限定されるものではなく、図13（b）～（e）に夫々示すような形状としてもよい。

【0101】

図13（b）は、保持部の形状を、幅方向の断面視において略L字状とした場合について説明する断面図である。図13（c）は、保持部の形状を、幅方向の断面視において所定角度だけ傾斜させた略チャンネル状とした場合について説明する断面図である。図13（d）は、保持部の形状が幅方向の断面視において略L字状となっており、しかも保持部がその角部において屈曲されることが可能な構成について説明する断面図である。また、図13（e）は、保持部の形状を、幅方向の断面視において上方が開口する略チャンネル状とした場合について説明する断面図である。

【0102】

また、図13(a)～(e)で示すように、夫々の保持部をガイドレール等によって左右方向へ移動することが可能に構成してもよい。

【0103】

(実施の形態8)

図14は、参考例の実施の形態8に係るマッサージ機の要部の構成を示す拡大斜視図である。本実施の形態8に係るマッサージ機は、図14に示す如き保持部44を備えている。保持部44は、例えば略長方形の袋状の布製のカバー44aの内部に、複数の空気袋(図示せず)が設けられて構成されている。このカバー44aの両側縁部には、互いに係合可能なファスナ44bの2つの歯状部材が夫々取り付けられている。従って、ファスナ44bを閉じた場合には、保持部44は筒状となり、ファスナ44bを開ききった場合には、保持部44は略長形状に展開されることとなる。

10

【0104】

また、保持部44は、肘掛け部に、前後方向へ移動自在に取り付けられていてもよい。更に、保持部44は、図示しない背凭れ部にその一端(被施療者の上腕の肩近傍部に対応する箇所)が連結されていてもよい。

【0105】

なお、以上で説明した実施の形態1～8に係るマッサージ機においては、左腕用の保持部の空気袋と、右腕用の保持部の空気袋とを夫々独立に駆動する構成とすることが望ましい。一般的に、同時に施療する箇所が少ないほど、マッサージ効果は高まると考えられている。これは、多くの箇所を同時に施療するよりも、少ない箇所を同時に施療する方が、施療箇所に対して加わっている刺激に被施療者の意識が集中しやすいためである。従って、被施療者の腕部を片腕毎に施療することにより、両腕を同時に施療する場合に比して、マッサージ効果を高めることが期待できる。また、被施療者の腕部を片腕毎に施療することによって、施療されていない腕でマッサージ機の操作を行うこともできる。

20

【符号の説明】

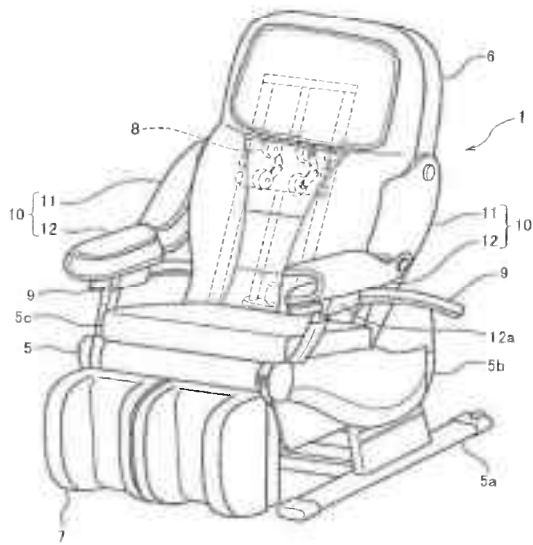
【0106】

- 1 マッサージ機
- 5 座部
- 6 背凭れ部
- 7 フットレスト
- 8 マッサージ機構
- 9 ガイドレール
- 10 保持部
- 11 第1保持部分
- 11a 外殻部
- 11b 空気袋
- 11c 空気袋
- 12 第2保持部分
- 12a 係合部
- 13a 回転金具
- 13b ローラ
- 14 ガイドレール
- 15 振動装置

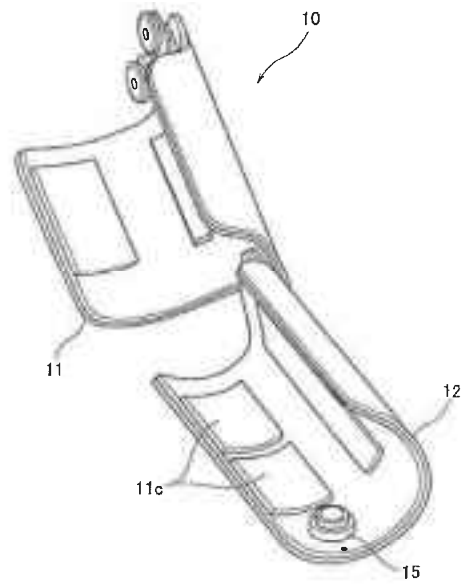
30

40

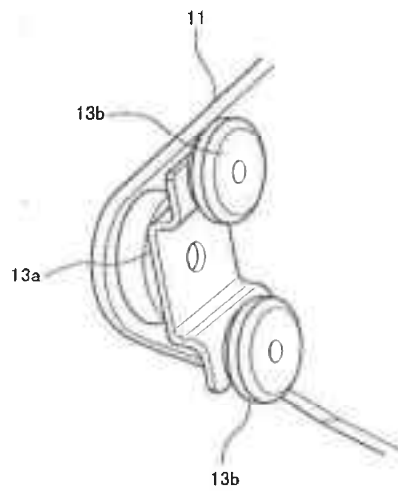
【図 1】



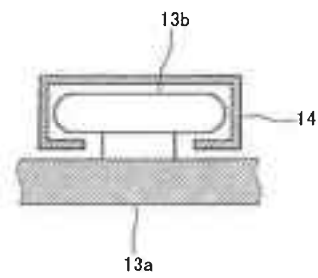
【図 2】



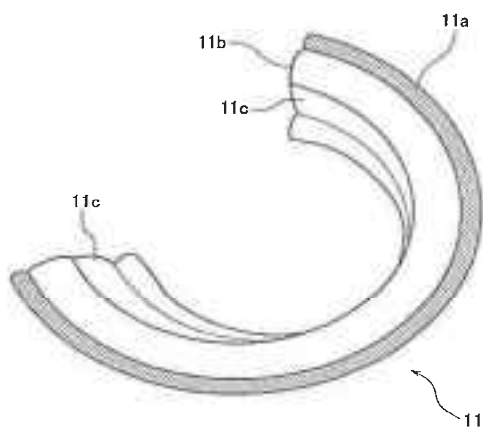
【図 3】



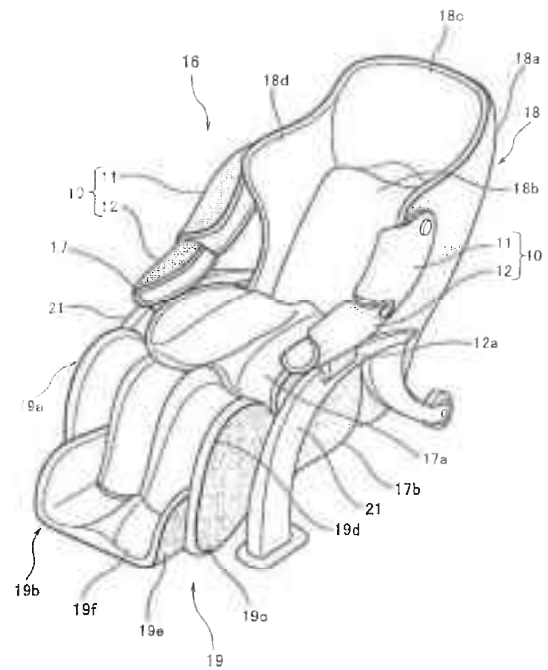
【図 4】



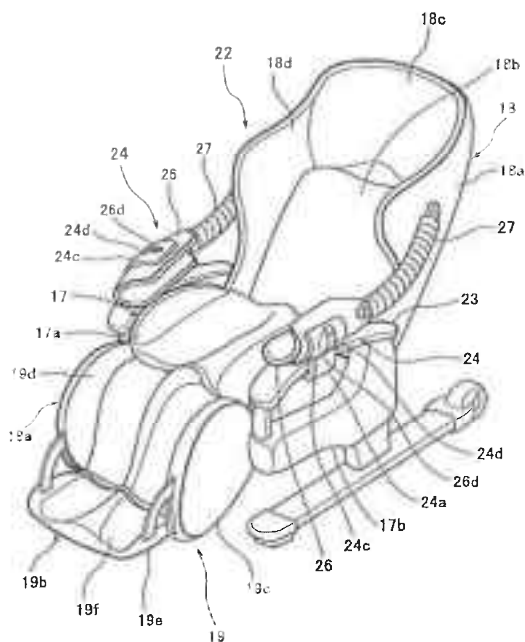
【図 5】



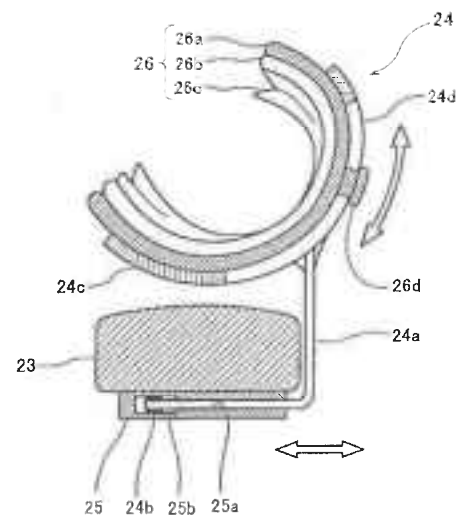
【図 6】



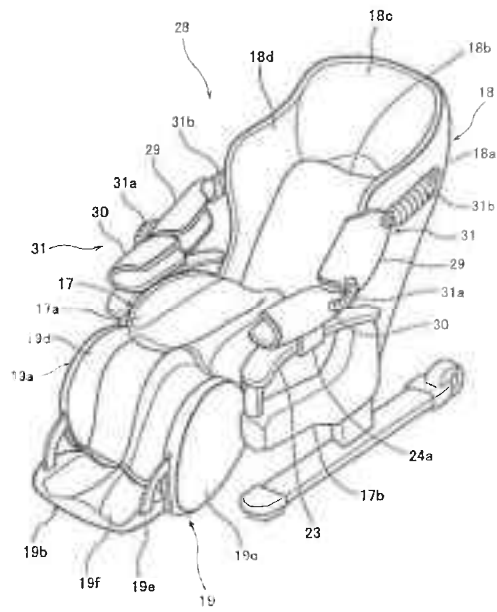
【図 7】



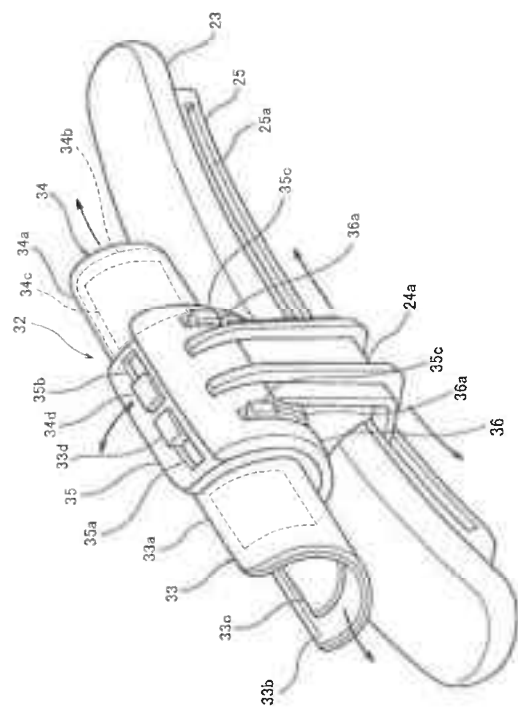
【図 8】



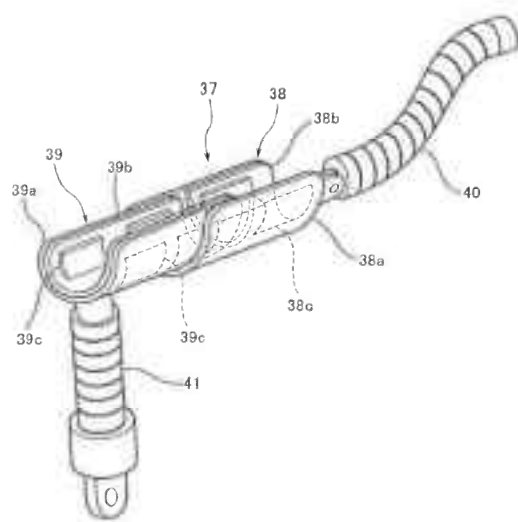
【図 9】



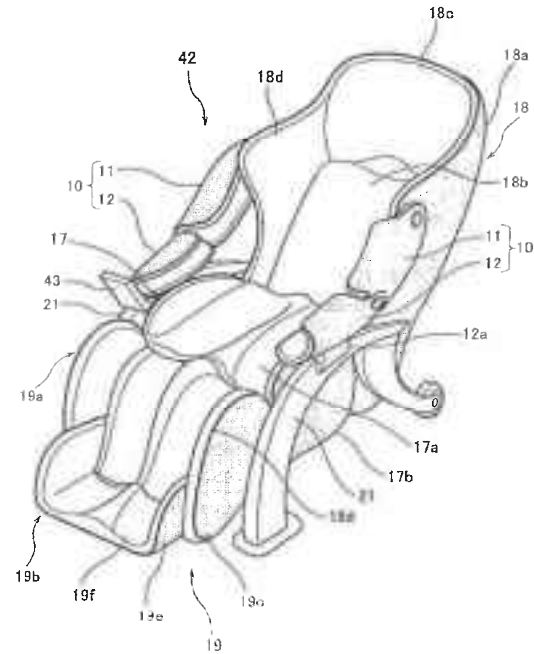
【図 10】



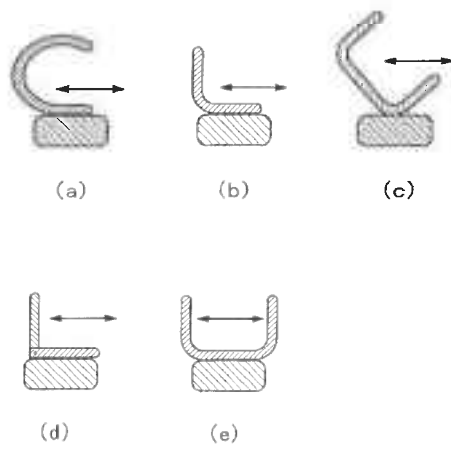
【図 11】



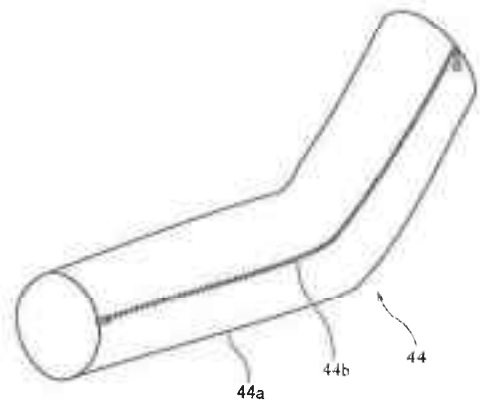
【図 12】



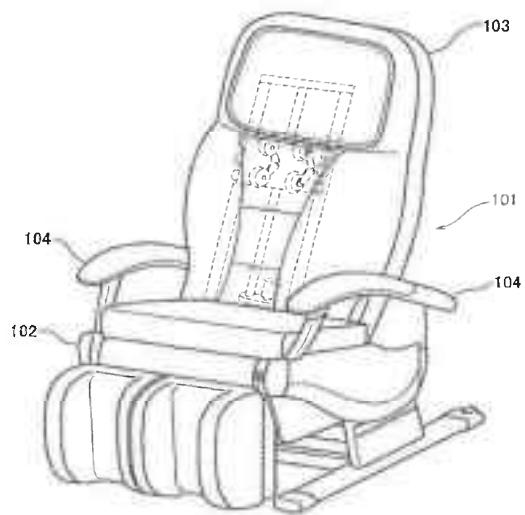
【図 13】



【図 14】



【図 15】



フロントページの続き

- (56)参考文献 特開2001-204776 (JP, A)
国際公開第00/07665 (WO, A1)
特開昭50-136994 (JP, A)
特開平10-263029 (JP, A)
特開2000-288050 (JP, A)
実開昭48-35188 (JP, U)

- (58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
A61H 7/00

(別紙)

被告製品Ⅲの分類

● (省略) ●

		被告製品Ⅲの構成															
		Ⅲ－Ａ－１①				Ⅲ－Ａ－１②	Ⅲ－Ａ－２①	Ⅲ－Ａ－２②		Ⅲ－Ｂ							
構成要件			被告の主張		原告の主張					当事者の主張			被告の主張		原告の主張		
請求項１	A	ⅢＡ１①a	被施療者が着座可能な座部と、			被告の主張と同じ。		ⅢＡ１②a	ⅢＡ２①a	ⅢＡ２②a	Ⅲ－Ａ－１①と同じ。		ⅢＢa	被施療者が着座可能な座部と、		被告の主張と同じ。	
	B	ⅢＡ１①b	被施療者の上半身を支持する背もたれ部と			同上		ⅢＡ１②b	ⅢＡ２①b	ⅢＡ２②b	同上		ⅢＢb	被施療者の上半身を支持する背もたれ部と		同上	
	C	ⅢＡ１①c	を備える椅子型のマッサージチェアにおいて、			同上		ⅢＡ１②c	ⅢＡ２①c	ⅢＡ２②c	同上		ⅢＢc	を備える椅子型のマッサージチェアにおいて、		同上	
	D	ⅢＡ１①d	前記座部の両側に夫々配設され、被施療者の腕を挿入する一対の腕部と、			前記座部両側に夫々配設され、幅方向断面が略コ字状又は略逆コ字状の形状で、被施療者の腕を挿入して腕を置くことができる一対の腕部と、		ⅢＡ１②d	ⅢＡ２①d	ⅢＡ２②d	同上		ⅢＢd	前記座部の両側に夫々配設され、被施療者の腕を挿入して腕を置くことが可能な一対の腕部と、		前記座部両側に夫々配設され、幅方向断面が略コ字状の形状で、被施療者の腕を挿入して腕を置くことができる一対の腕部と、	
	E	ⅢＡ１①e	前記腕部の内壁を有しない後方箇所の内側から被施療者側に大きくはみ出して夫々設けられる膨張及び収縮可能なエアバッグと、を有し、			被告の主張と同じ。		ⅢＡ１②e	ⅢＡ２①e	ⅢＡ２②e	同上		ⅢＢe	前記腕部の上壁の内面及び下壁の内面に夫々設けられる膨張及び収縮可能なエアバッグと、を有し、		被告の主張と同じ。	
	F	ⅢＡ１①f	前記腕部は、被施療者からみて前方が閉じられており、後方に被施療者の腕を挿入する挿入口が形成されていると共に、幅方向（被施療者からみて前後方向に垂直な面）で切断すると、内壁を有しない後方箇所の断面形状は被施療者側が開いている倒立台形様の多角形状等の形状（上壁・下壁・内壁は略チャンネル状（略コ字状及び略逆コ字状）であり、拡大上壁及び傾斜壁を含めれば倒立台形様の多角形状等の形状となる。）であり、拡大上壁と傾斜壁の端縁部同士の間隙は被施療者の腕を挿入するものではなく、また、内壁を有する前方箇所の断面形状は、上壁・外壁・下壁及び内壁とからなる略四角形状であり、内壁を有する箇所においては幅方向には開いている部分は存在せず、上壁の内面と下壁の内面とが互に対向し、			前記腕部は、被施療者の前後方向に延びており、被施療者の手首又は掌を施療する箇所は閉じられており、手首又は掌を施療する箇所以外は被施療者側が空いており、幅方向（被施療者から見て前後方向に垂直な面）で切断すると、内壁を有しない箇所の外殻部の断面形状は被施療者側が開いている倒立台形様の略コ字状及び略逆コ字状（空気袋である拡大上壁及び傾斜壁は可動し、一つの状態として倒立台形様の多角形状等となることもある。）と、略コ字状及び略逆コ字状の開口幅は約16.5センチメートル（空気袋である拡大上壁及び傾斜壁の端縁部同士は、約10センチメートル）であり、内壁を有する被施療者が保持部に腕を挿入した際における手首及び掌に対応する箇所の断面形状は、上壁・外壁・下壁及び内壁とからなる略四角形状であり、内壁を有する箇所においては幅方向には空いている部分は存在せず、上壁の内面と下壁の内面とが互に対向し、		ⅢＡ１②f	ⅢＡ２①f	ⅢＡ２②f	同上		ⅢＢf	前記腕部は、幅方向（被施療者からみて前後方向に垂直な面）で切断すると、被施療者の腕を挿入する開口が形成されていると共に、その内面に互に対向する部分を有し、		被告の主張と同じ。	
	G	ⅢＡ１①g	前記エアバッグは、互に対向する上壁の内面側と下壁の内面側の両方に設けられ、			被告の主張と同じ。		ⅢＡ１②g	ⅢＡ２①g	ⅢＡ２②g	同上		ⅢＢg	前記エアバッグは、互に対向する上壁の内面と下壁の内面の両方に設けられ、		同上	
	H	ⅢＡ１①h	前記一対の腕部は、各々の内壁を有する側面が被施療者側を向いており、かつ前記側面同士が互に対向するように配設されている			同上		ⅢＡ１②h	ⅢＡ２①h	ⅢＡ２②h	同上		ⅢＢh	前記一対の腕部は、各々の前記開口が横を向き、かつ前記開口同士が互に対向するように配設されている		同上	
	I	ⅢＡ１①i	ことを特徴とするマッサージチェア。			同上		ⅢＡ１②i	ⅢＡ２①i	ⅢＡ２②i	同上		ⅢＢi	ことを特徴とするマッサージチェア。		同上	

請求項 2	J	Ⅲ A 1 ① j	前記一对の腕部は、内壁を有し、かつ、内壁を有しない箇所の間隙においては拡大上壁と、腰部によって助勢された傾斜壁により内側（被施療者側）斜め上を向いていること		Ⅲ A 1 ② j	Ⅲ A 2 ① j	Ⅲ A 2 ② j	同上	Ⅲ B j	前記一对の腕部は、各々の前記開口が真横を向いていること	同上
	K	Ⅲ A 1 ① k	を特徴とする上記Ⅲ A 1 ① a～Ⅲ A 1 ① i に記載のマッサージチェア。		Ⅲ A 1 ② k	Ⅲ A 2 ① k	Ⅲ A 2 ② k	同上（ただし、「Ⅲ A 1 ①」とあるのは「Ⅲ A 1 ②」「Ⅲ A 2 ①」「Ⅲ A 2 ②」などと読み替える。）	Ⅲ B k	を特徴とする上記Ⅲ B a～Ⅲ B i に記載のマッサージチェア。	
請求項 3	L	Ⅲ A 1 ① l	前記腕部は、少なくとも被施療者の前腕部分の一部と手首又は掌を挿入することが可能であること	被告の主張と同じ。	Ⅲ A 1 ② l	Ⅲ A 2 ① l	Ⅲ A 2 ② l	Ⅲ－A－1 ①と同じ。	Ⅲ B l	前記腕部は、少なくとも被施療者の前腕部分の一部を置くことが可能であること	被告の主張と同じ。
	M	Ⅲ A 1 ① m	を特徴とする上記Ⅲ A 1 ① a～Ⅲ A 1 ① i 又は 上記Ⅲ A 1 ① a～Ⅲ A 1 ① k に記載のマッサージチェア。		Ⅲ A 1 ② m	Ⅲ A 2 ① m	Ⅲ A 2 ② m	同上（ただし、「Ⅲ A 1 ①」とあるのは「Ⅲ A 1 ②」「Ⅲ A 2 ①」「Ⅲ A 2 ②」などと読み替える。）	Ⅲ B m	を特徴とする上記Ⅲ A 1 ① a～Ⅲ A 1 ① i 又は 上記Ⅲ B a～Ⅲ B k に記載のマッサージチェア。	
請求項 4	N	Ⅲ A 1 ① n	前記エアバッグは、膨張収縮面の中央部分が最も立ち上がるように構成されていること		Ⅲ A 1 ② n	Ⅲ A 2 ① n	Ⅲ A 2 ② n	Ⅲ－A－1 ①と同じ。	Ⅲ B n	前記エアバッグは、膨張収縮面の中央部分が最も立ち上がるように構成されていること	
	O	Ⅲ A 1 ① o	を特徴とする 上記Ⅲ A 1 ① a～Ⅲ A 1 ① l、 上記Ⅲ A 1 ① a～Ⅲ A 1 ① k、 上記Ⅲ A 1 ① a～Ⅲ A 1 ① l とⅢ A 1 ① l 及びⅢ A 1 ① m、 上記Ⅲ A 1 ① a～Ⅲ A 1 ① m のいずれかに記載のマッサージチェア。		Ⅲ A 1 ② o	Ⅲ A 2 ① o	Ⅲ A 2 ② o	同上（ただし、「Ⅲ A 1 ①」とあるのは「Ⅲ A 1 ②」「Ⅲ A 2 ①」「Ⅲ A 2 ②」などと読み替える。）	Ⅲ B o	を特徴とする 上記Ⅲ B a～Ⅲ B l、 上記Ⅲ B a～Ⅲ B k、 上記Ⅲ B a～Ⅲ B l とⅢ B l 及びⅢ B m、 上記Ⅲ B a～Ⅲ B m のいずれかに記載のマッサージチェア。	
請求項 5	P	Ⅲ A 1 ① p	前記背凭れ部は、被施療者の胴体を支持する背パッドと、	被告の主張と同じ。	Ⅲ A 1 ② p			Ⅲ－A－1 ①と同じ。 なお、原告は、被告製品Ⅲ－A－2 ①及び②の関係で請求項 5 の構成要件該当性を主張しない。	Ⅲ B p	前記背凭れ部は、被施療者の胴体を支持する背パッドと、	被告の主張と同じ。
	Q	Ⅲ A 1 ① q	前記背パッドより前方へ延設され被施療者の上腕及び肩の側部を覆う部分を有する側壁と、を有し、	被告の主張と同じ。	Ⅲ A 1 ② q			同上	Ⅲ B q	前記背パッドより前方へ延設され被施療者の上腕及び肩の側部を覆う部分を有する側壁と、を有し、	同上
	R	Ⅲ A 1 ① r	前記側壁には、膨張及び収縮することにより被施療者の方に刺激を与えることができる肩エアバッグが設けられている	被告の主張と同じ。	Ⅲ A 1 ② r			同上	Ⅲ B r	前記側壁には、膨張及び収縮することにより被施療者の方に刺激を与えることができる肩エアバッグが設けられている	同上
	S	Ⅲ A 1 ① s	ことを特徴とするマッサージチェア。特徴とする 上記Ⅲ A 1 ① a～Ⅲ A 1 ① l、 上記Ⅲ A 1 ① a～Ⅲ A 1 ① k、 上記Ⅲ A 1 ① a～Ⅲ A 1 ① l とⅢ A 1 ① l 及びⅢ A 1 ① m、 上記Ⅲ A 1 ① a～Ⅲ A 1 ① m、 上記Ⅲ A 1 ① a～Ⅲ A 1 ① l とⅢ A 1 ① n 及びⅢ A 1 ① o、 上記Ⅲ A 1 ① a～Ⅲ A 1 ① k とⅢ A 1 ① n 及びⅢ A 1 ① o、 上記Ⅲ A 1 ① a～Ⅲ A 1 ① l とⅢ A 1 ① l ～Ⅲ A 1 ① o、 上記Ⅲ A 1 ① a～Ⅲ A 1 ① o のいずれかに記載のマッサージチェア。		Ⅲ A 1 ② s			同上（ただし、「Ⅲ A 1 ①」とあるのは「Ⅲ A 1 ②」と読み替える。）	Ⅲ B s	ことを特徴とするマッサージチェア。特徴とする 上記Ⅲ B a～Ⅲ B l、 上記Ⅲ B a～Ⅲ B k、 上記Ⅲ B a～Ⅲ B l とⅢ B l 及びⅢ B m、 上記Ⅲ B a～Ⅲ B m、 上記Ⅲ B a～Ⅲ B l とⅢ B n 及びⅢ B o、 上記Ⅲ B a～Ⅲ B k とⅢ B n 及びⅢ B o、 上記Ⅲ B a～Ⅲ B l とⅢ B l ～Ⅲ B o、 上記Ⅲ B a～Ⅲ B o のいずれかに記載のマッサージチェア。	

請求項 6	T	Ⅲ A 1 ① t	左腕用の前記腕部に設けられたエアバッグと、右腕用の前記腕部に設けられたエアバッグと、は、夫々独立に駆動されるよう構成されている	被告の主張と同じ。	●（省略）●	●（省略）●			
	U	Ⅲ A 1 ① u	ことを特徴とするマッサージチェア。特徴とする 上記Ⅲ A 1 ① a～Ⅲ A 1 ① l、 上記Ⅲ A 1 ① a～Ⅲ A 1 ① k、 上記Ⅲ A 1 ① a～Ⅲ A 1 ① l とⅢ A 1 ① l 及びⅢ A 1 ① m、 上記Ⅲ A 1 ① a～Ⅲ A 1 ① m、 上記Ⅲ A 1 ① a～Ⅲ A 1 ① l とⅢ A 1 ① n 及びⅢ A 1 ① o、 上記Ⅲ A 1 ① a～Ⅲ A 1 ① k とⅢ A 1 ① n 及びⅢ A 1 ① o、 上記Ⅲ A 1 ① a～Ⅲ A 1 ① l とⅢ A 1 ① l ～Ⅲ A 1 ① o、 上記Ⅲ A 1 ① a～Ⅲ A 1 ① o、 上記Ⅲ A 1 ① a～Ⅲ A 1 ① l とⅢ A 1 ① p～Ⅲ A 1 ① s、 上記Ⅲ A 1 ① a～Ⅲ A 1 ① k とⅢ A 1 ① p～Ⅲ A 1 ① s、 上記Ⅲ A 1 ① a～Ⅲ A 1 ① l とⅢ A 1 ① l 及びⅢ A 1 ① m とⅢ A 1 ① p～Ⅲ A 1 ① s、 上記Ⅲ A 1 ① a～Ⅲ A 1 ① m とⅢ A 1 ① p～Ⅲ A 1 ① s、 上記Ⅲ A 1 ① a～Ⅲ A 1 ① l とⅢ A 1 ① n～Ⅲ A 1 ① s、 上記Ⅲ A 1 ① a～Ⅲ A 1 ① k とⅢ A 1 ① n～Ⅲ A 1 ① s、 上記Ⅲ A 1 ① a～Ⅲ A 1 ① i とⅢ A 1 ① l ～Ⅲ A 1 ① s、 上記Ⅲ A 1 ① a～Ⅲ A 1 ① s、 のいずれかに記載のマッサージチェア。		Ⅲ A 1 ② u	Ⅲ A 2 ① u	Ⅲ A 2 ② u	同上（ただし、「Ⅲ A 1 ①」とあるのは「Ⅲ A 1 ②」「Ⅲ A 2 ①」「Ⅲ A 2 ②」などと読み替える。）	

(別紙)

被告製品Ⅲ－A説明書（原告）

製品名 「マッサージチェア」

5 型式番号 「AS－750」（被告製品30）

1 図面の説明

図1 被告製品30の外観斜視図

図2 被告製品30のエアバッグの位置を表す斜視図

10 図3 被告製品30の腕部に被施療者の腕を挿入した状態を表す斜視図

図4 被告製品30の腕部の収納過程を表す斜視図

2 被告製品30の構成と作用の説明

図1に示すように、被告製品30は、マッサージチェアであり、「座部」
15 を備えている。

座部の後部に背もたれ部（「背凭れ部」に相当）を備えている。背もたれ部の前面には、被施療者の胴体を支持する背パッド（「クッション部」に相当）を有している。背もたれ部は、その左右両側に位置し、背もたれ部の左右両側から背パッドよりも前方へ延設され、被施療者の上腕及び
20 肩の側部を覆う部分を有する一对の側壁（「カバー部」に相当）を有している。側壁の内面（被施療者が着座したときに被施療者の上腕、肩と対向する面）には、膨張及び収縮することにより被施療者の肩に刺激を与える肩エアバッグ（「空気袋」に相当）を備えている。

座部の両側には被施療者の腕を三方向の壁（上壁、外壁、下壁）で覆って保持する一对の腕部を備えている。腕部は不使用时には収納できるように構成されている（図4参照）。腕部の上壁の内面（被施療者の腕が挿
25

入されたときに腕と対向する面）と下壁の内面は互いに対向している。
夫々の腕部の内側（外壁と反対側）には壁がなく開口となっている。

開口のうち前方の $1/2 \sim 1/3$ の範囲には掌エアバッグが内蔵された袋状部が取り付けられている。袋状部には、被施療者の手（指と掌）が
5 挿入される。袋状部は、その全体が腕部の内部空間に位置するように腕部の
上壁の内面、外壁の内面、下壁の内面に取り付けられている。袋状部には、
手が入る挿入口である掌挿入口が後方に向かって開けられており、掌
挿入口の反対側（前方）は閉じられた底部になっている。被施療者は掌挿
10 入口から手の指先を挿入していき、指先が底部に到達するまで挿入する。
指先が底部に到達したときに、袋状部の内部には少なくとも指先から掌
までが入っている。掌エアバッグは、袋状部の掌挿入口のうち外壁と近接
した箇所から外壁と平行に底部に向かって延在し、底部を経由して開口
の側の掌挿入口に至るU字状を有している（図2参照）。掌エアバッグは、
15 接着等の方法により袋状部の内面に取り付けられている。被施療者は掌
エアバッグのU字の間に手を挿入する。

夫々の腕部の開口は真横を向いており、互いに対向している。施療時には、
開口から被施療者の腕（前腕）を保持部の内部に挿入する（図3参照）。
このとき、少なくとも手首から先（指と掌）は袋状部の内部に位置する。
腕部は挿入された被施療者の前腕と手首又は掌を保持する。一対の腕部
20 を前後方向に垂直な面（すなわち「幅方向」に延在する面）で切断したと
きの断面形状は、互いの内側に開口が形成されたコの字状である。

図2に示すように、夫々の腕部のうち、上壁の内面、外壁の内面、下壁
の内面には、空気の給排気によって膨張及び収縮する腕エアバッグ（「空
気袋」に相当）を有している。上壁の腕エアバッグ、外壁の腕エアバッグ、
25 下壁の腕エアバッグは互いに繋がっており、内部のエアは何れのエアバ
ッグにも流通可能である。そのため、上壁の腕エアバッグと下壁の腕エア

バッグにおいては、腕エアバッグが膨張した状態で、腕エアバッグの膨張量は開口に近い側ほど大きく、外壁に近い側ほど小さい。●（省略）●



図 1

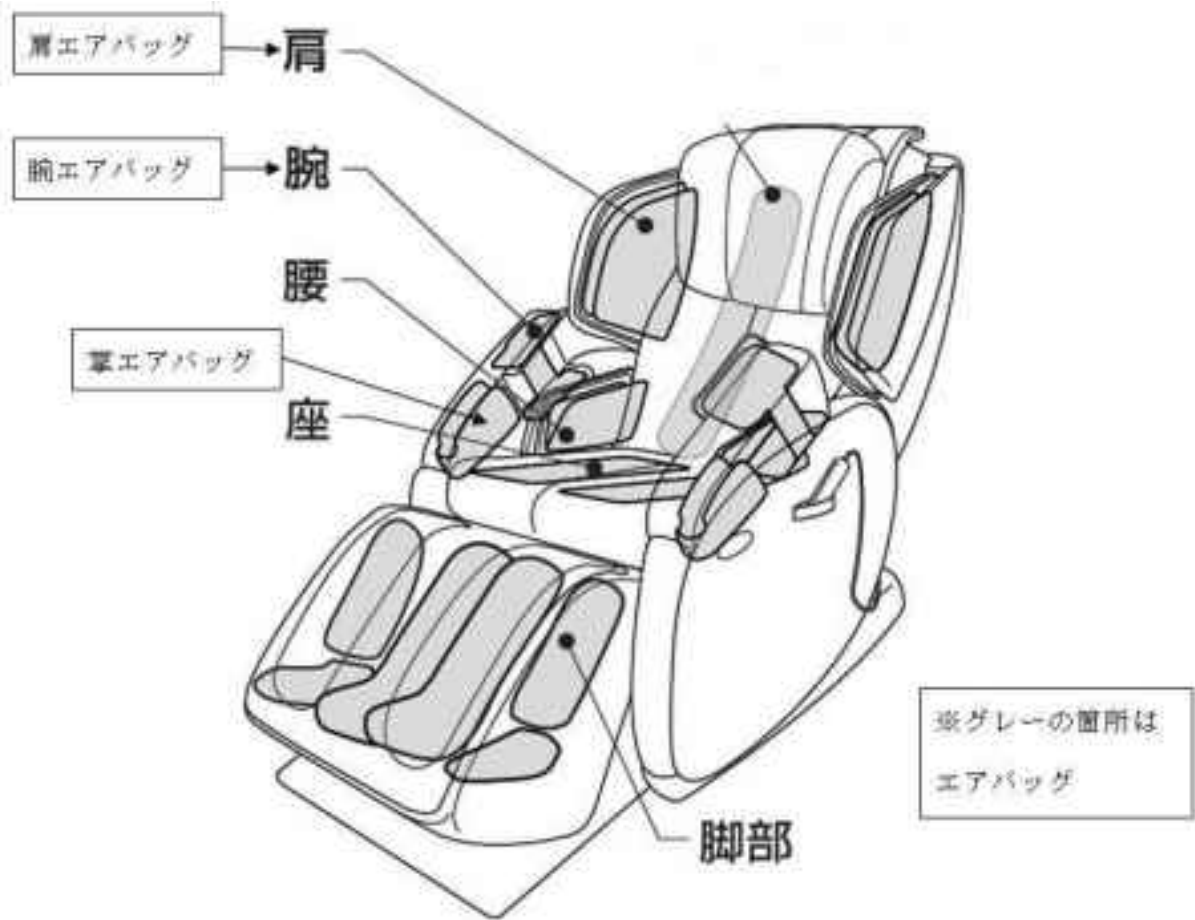


図 2

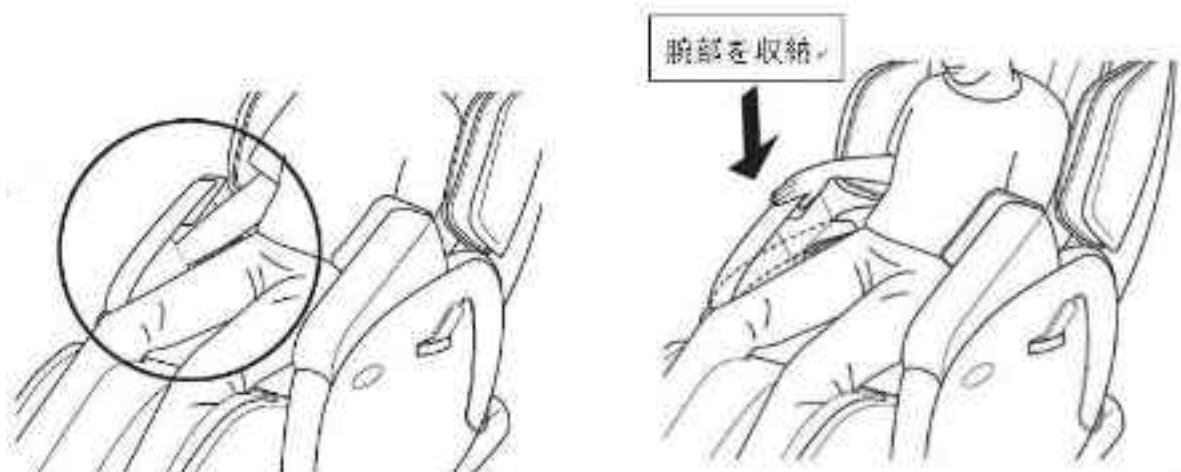


図 3

図 4

(別紙)

被告製品Ⅲ－Ｂ説明書（原告）

製品名 「マッサージチェア」

5 型式番号 「ＡＳ－８４０」（被告製品８）

1 図面の説明

図１ 被告製品８の外観斜視図

図２ 被告製品８のエアバッグの位置を表す斜視図

10 図３ 被告製品９の腕エアバッグの構成を表す写真

図４ 被告製品９の腕エアバッグ全体が膨張した状態を表す写真

図５ 被告製品９の後方の腕エアバッグのみが膨張した状態を表す写真

2 被告製品８の構成と作用の説明

15 図１に示すように、被告製品８は、マッサージチェアであり、「座部」を備えている。

座部の後部に背もたれ部（「背凭れ部」に相当）を備えている。背もたれ部の前面には、被施療者の胴体を支持する背パッド（「クッション部に相当）を有している。背もたれ部は、その左右両側に位置し、背もたれ部の左右両側から背パッドよりも前方へ延設され、被施療者の上腕及び肩の側部を覆う部分を有する一対の側壁（「カバー部」に相当）を有している。側壁の内面（被施療者が着座したときに被施療者の上腕、肩と対向する面）には、膨張及び収縮することにより被施療者の肩に刺激を与える肩エアバッグ（「空気袋」に相当）を備えている。

25 座部の両側には被施療者の腕を三方向の壁（上壁、外壁、下壁）で覆って保持する一対の腕部を備えている。腕部の上壁の内面（被施療者の腕が

挿入されたときに腕と対向する面）と下壁の内面は互いに対向している。夫々の腕部の内側（外壁と反対側）には壁がなく開口となっている。夫々の腕部の開口は真横を向いており、互いに対向している。治療時には、開口から被治療者の腕を保持部の内部に挿入する。腕部は挿入された被治療者の前腕と手首又は掌を保持する。一対の腕部を前後方向に垂直な面（すなわち「幅方向」に延在する面）で切断したときの断面形状は、互いの内側に開口が形成されたコの字状である。

図 2 に示すように、夫々の腕部のうち、上壁の内面と下壁の内面には、空気の給排気によって膨張及び収縮する腕エアバッグ（「空気袋」に相当）を一面あたり 2 個ずつ有している。正確には、下面の内壁はそれぞれの腕エアバッグが 2 段に積層され、合計 4 個の腕エアバッグを有している。図 3 ～ 図 5 は、被告製品 8 と同様の腕エアバッグの構成を有する A S - 8 3 0（被告製品 9）の腕エアバッグの構成を表す写真である。図 3 に示すように、上壁と外壁の境界近傍から上壁の内面に沿って 2 個の白い腕エアバッグが取り付けられており、下壁と外壁の境界近傍から下壁の内面に沿って 2 個の白い腕エアバッグが取り付けられ、さらにその上に黒い腕エアバッグが 2 個取り付けられている。図 4 に示す 6 個ある全ての腕エアバッグが膨張した状態や、図 5 に示す後方の腕エアバッグのみが膨張した状態において、腕エアバッグの膨張量は開口に近い側ほど大きく、外壁に近い側ほど小さいことが分かる。これは、外壁に近い側は腕エアバッグの取付位置（固定位置）であり腕エアバッグが自由に膨らむことができない一方、開口に近い側は腕エアバッグが固定されていないため、夫々の腕エアバッグが自由に膨張するからである。この結果、図 4、図 5 に示すように、上壁の内面の白い腕エアバッグと下壁の内面の黒い腕エアバッグの距離を見ると、外壁に近い側では外壁の高さとはほぼ同じだけ離れているのに対し、開口に近い側では上壁の内面の腕エアバッグ

と下壁の内面の腕エアバッグが共に膨らんで接触している。●（省略）●

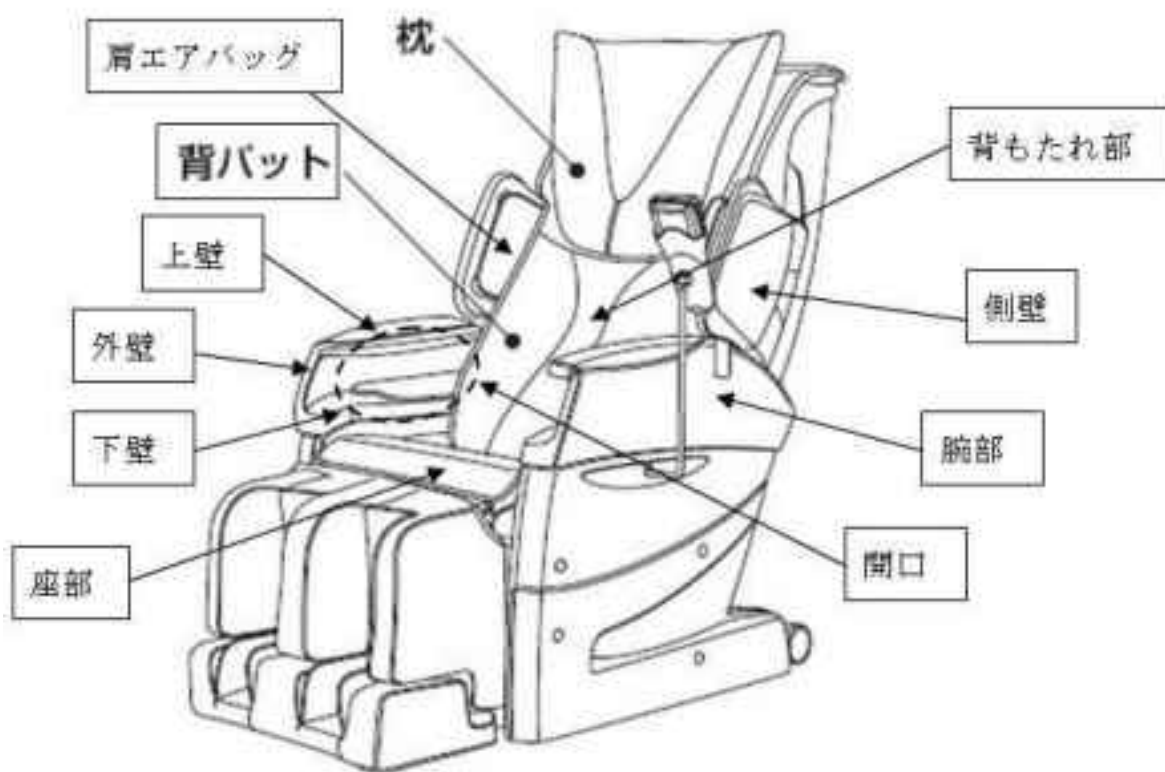


図 1

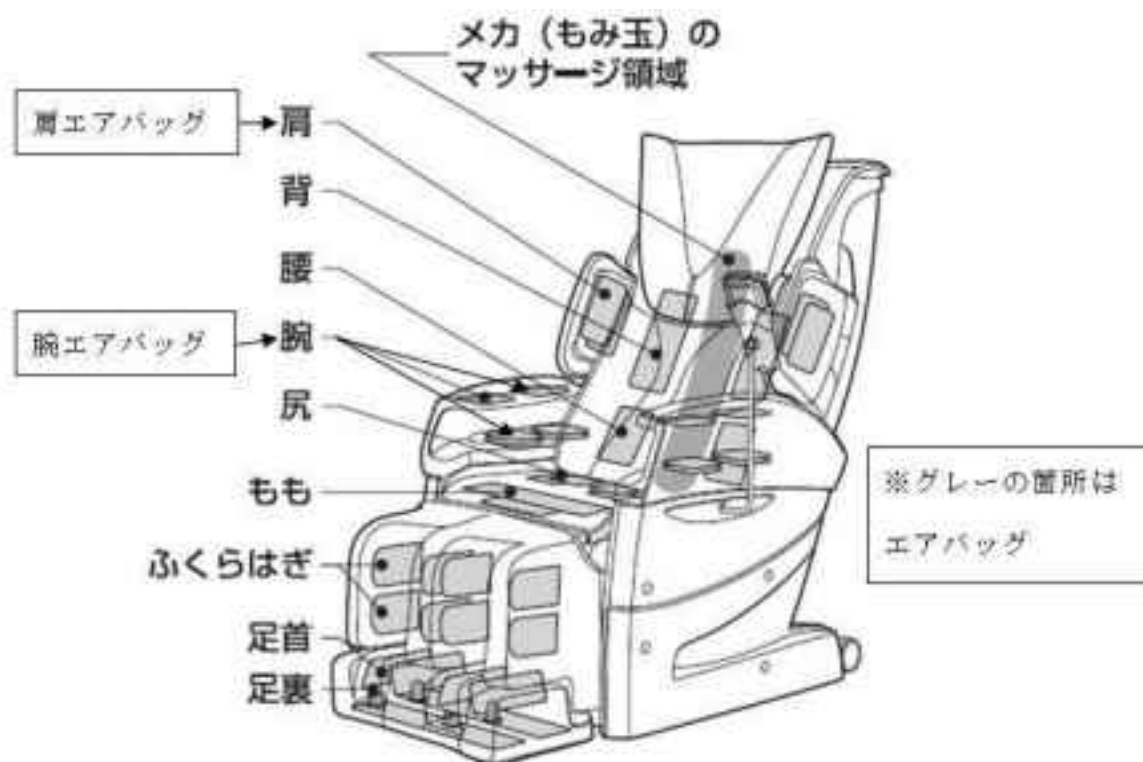


図 2



図 3 （被告製品 9）



図 4 （被告製品 9）



図 5 （被告製品 9）

以上

(別紙)

被告製品Ⅲの構成の相違点

1 被告製品Ⅲ－Aの構成の相違点

被告主張		原告主張	
Ⅲ A1 ① d	前記座部の両側に夫々配設され、被施療者の腕を挿入する一対の腕部と、	Ⅲ Ad	前記座部両側に夫々配設され、幅方向断面が略コ字状又は略逆コ字状の形状で、被施療者の腕を挿入して腕を置くことができる一対の腕部と、
Ⅲ A1 ① f	前記腕部は、被施療者からみて前方が閉じられており、後方に被施療者の腕を挿入する挿入口が形成されていると共に、幅方向（被施療者から見て前後方向に垂直な面）で切断すると、内壁を有しない後方箇所断面形状は被施療者側が開いている倒立台形様の多角形状等の形状（上壁・下壁。内壁は略チャンネル状（略コ字状及び略逆コ字状）であり、拡大上壁及び傾斜壁を含めれば倒立台形様の多角形状等となる。）であり、拡大上壁と傾斜壁の端	Ⅲ Af	前記腕部は、被施療者の前後方向に延びており、被施療者の手首又は掌を施療する箇所は閉じられており、手首又は掌を施療する箇所以外は被施療者側が空いており、幅方向（被施療者から見て前後方向に垂直な面）で切断すると、内壁を有しない箇所の外殻部の断面形状は被施療者側が開いている倒立台形様の略コ字状及び略逆コ字状（空気袋である拡大上壁及び傾斜壁は可動し、一つの状態として倒立台形様の多角形状等となることもある。）、略コ字状及び略逆

	縁部同士の間隙は被施療者の腕を挿入するものではなく、また、内壁を有する前方箇所断面形状は、上壁・外壁・下壁及び内壁とからなる略四角形状であり、内壁を有する箇所においては幅方向には空いている部分は存在せず、上壁の内面と下壁の内面とが互いに対向し、		コ字状の開口幅は約 16.5 センチメートル（空気袋である拡大上壁及び傾斜壁の端縁部同士は、約 10 センチメートル）であり、内壁を有する被施療者が保持部に腕を挿入した際における手首及び掌に対応する箇所断面形状は、上壁・外壁・下壁及び内壁とからなる略四角形状であり、内壁を有する箇所においては幅方向には空いている部分は存在せず、上壁の内面と下壁の内面とが互いに対向し、
--	---	--	---

2 被告製品Ⅲ－Bの構成の相違点

被告主張		原告主張	
ⅢBd'	前記座部の両側に夫々配設され、被施療者の腕を挿入しておくことが可能な一対の腕部と、	ⅢBd	前記座部両側に夫々配設され、幅方向断面が略コ字状又は略逆コ字状の形状で、被施療者の腕を挿入して腕を置くことができる一対の腕部と、

以上

(別紙)

被告製品Ⅲ－Ａ－１①説明書（被告）

製品名 「マッサージチェア」

5 型式番号 「ＡＳ－７５０」（被告製品３０）

１ 図面の説明

図１ 被告製品３０の外観斜視図

図２ 被告製品３０の腕部を使用する際に引き上げる動作を示す図

10 図３ 被告製品３０の腕部に被施療者の腕を挿入した状態を表す斜視図及び挿入部分の拡大図

図４ 被告製品３０の腕部の収納過程を表す斜視図

図５ 被告製品３０の左側の腕部及び腰部を座部側から撮影した写真（腕部のエアバッグ収縮時）

15 図６ 被告製品３０の左側の腕部及び腰部をマッサージチェア正面から撮影した写真（腕部のエアバッグ収縮時）

図７ 被告製品３０の左側の腕部及び腰部を背もたれ部側からマッサージチェア正面方向に撮影した写真（腕部のエアバッグ収縮時）

20 図８ 被告製品３０の左側の腕部及び腰部を背もたれ部側からマッサージチェア正面方向に撮影した写真（腕部のエアバッグ膨張時）

図９～１４ 被告製品３０の左側の腕部に被施療者が被施療者の左腕を挿入する際の一連の動作をマッサージチェア斜め左方向から撮影した写真（図９：被施療者着座時、図１０：被施療者が上体を起こした状態、図１１：被施療者が腕部の引き上げを開始した時点、図１２：被施療者が腕部へ左腕を挿入し始めた時点、図１３：
25 被施療者が腕部へ左腕を挿入し終えた時点、図１４：被施療者が腕部への左腕挿入完了後背もたれ部へもたれた時点）

2 被告製品 30 の構成と作用の説明

図 1 に示すように、被告製品 30 は、マッサージチェアであり、座部を備えている。

座部の後部に被施療者の上半身を支持する背もたれ部を備えている。

5 背もたれ部の前面には、被施療者の胴体を支持する背パッドを有している。背もたれ部は、その左右両側に位置し、背もたれ部の左右両側から前方へ延設され被施療者の上腕及び肩の側部を覆う部分を有する一対の肩部を有し、肩部の内面（被施療者が着座したときに被施療者の上腕、肩と対抗する面）には、膨張及び収縮することにより被施療者の肩に刺激を与えることができるエアバッグが設けられている。

10 座部の両側には被施療者の前腕を挿入可能な一対の腕部を備えている。腕部は不使用時には収納できるように構成されており、使用時には収納されている腕部を引き上げて使用する（図 2 乃至図 4 参照。）。一対の腕部は、いずれもその内側（被施療者からみて被施療者側）に壁を有するとともに（以下、当該壁を「内壁」という。）、その上側、下側、外側においては開いていない（以下、これらの各部分を
15 それぞれ「上壁」、「下壁」、「外壁」という。）。また、上壁と下壁の長手方向前方は繋がって閉じられている。

夫々の腕部のうち、内壁を有しない後方箇所においては、上壁の内面及び下壁の内面側に、伸縮可能な袋に包まれたエアバッグを有しており、また、上側のエアバッグは、幅の狭い上壁から被施療者側に庇（ひさし）状に大きくはみだし、拡大上
20 壁を構成している。また、下側のエアバッグは、幅の狭い下壁から被施療者側へ大きくはみだし、拡大上壁の庇端側に向けて近接するように斜め上方向に傾斜して延びて、傾斜壁を構成している。拡大上壁と傾斜壁の端縁部同士の間隙は図 5 乃至図 7 のとおりであり、被施療者の腕を挿入するものではない。

腕部の内壁を有する前方箇所においては、内壁を構成するエアバッグと、外壁の内面にエアバッグが設けられている（ただし、被告製品 34 は外壁にエアバッグを
25 有しない）。

そして、一对の腕部を内壁を有しない後方箇所において幅方向（被施療者からみて前後方向に垂直な面）で切断すると、断面形状は被施療者側が開いている概ね倒立台形様の多角形状であり（上壁・下壁・内壁は略チャネル状（略コ字状及び略逆コ字状）であり、拡大上壁及び傾斜壁を含めれば概ね倒立台形様の多角形状となる。

- 5 なお、傾斜壁は、腕部に隣接する腰部に支えられ、斜め上方向への傾斜が助勢されている。図7の黄色実線参照。）、また、内壁を有する前方箇所において幅方向で切断すると、断面形状は上壁、外壁、下壁及び内壁とからなる略四角形状であり、幅方向には開いている部分は存在しない。

- 10 また、一对の腕部の内壁を有しない後方箇所における被施療者側が開いている箇所は、被施療者側に向けて斜め上方である（図7の青色矢印参照。）。

腕部の上壁の内面（被施療者の前腕部分（手首から肘まで。以下同じ。）が挿入されたときに当該前腕部分と対向する面）と下壁の内面は互いに対向している。

- 15 腕部を使用する際、被施療者は、上体を起こして背もたれ部との間にスペースを作り、収納されている腕部を引き上げ、この引き上げ動作により現れる、腕部長手方向の後方に開口した挿入口へ、被施療者の肩を上げるとともに腕を後方に引き上げて、後方から、掌・手首・前腕の順で被施療者からみて前方斜め下方に向けて腕を挿入する（図2乃至4、及び図9乃至14参照。）。

- 20 腕部の内壁を有しない後方箇所の上側のエアバッグ（拡大上壁）及び下側のエアバッグ（傾斜壁）においては、エアバッグの膨張時の膨張量（収縮時から膨張時に至った際の垂直方向の変位量）は、当該エアバッグの膨張収縮面の中央部分が最も大きい（図8参照。）。

●（省略）●

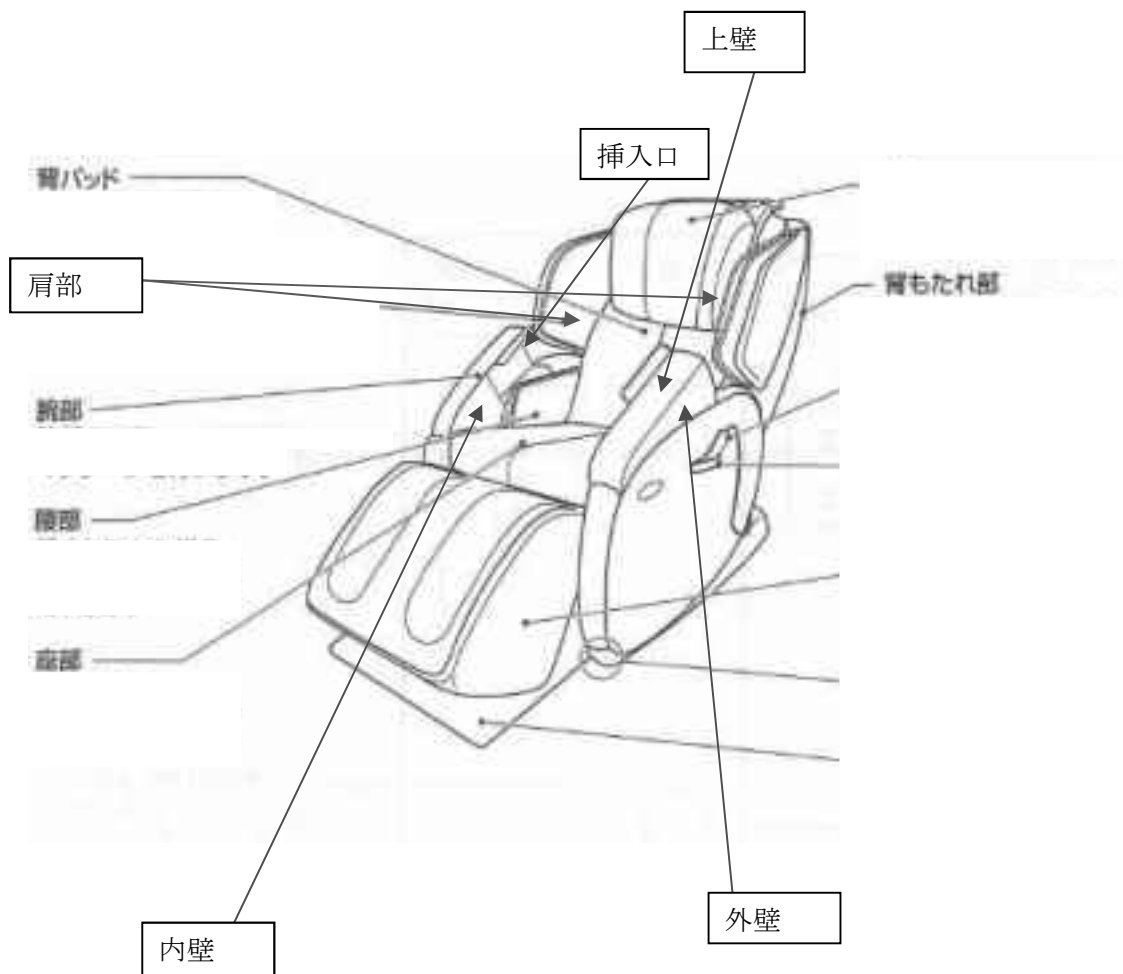


図 1

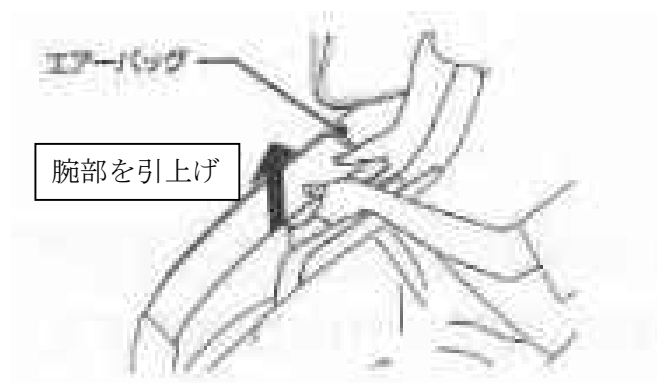


図 2

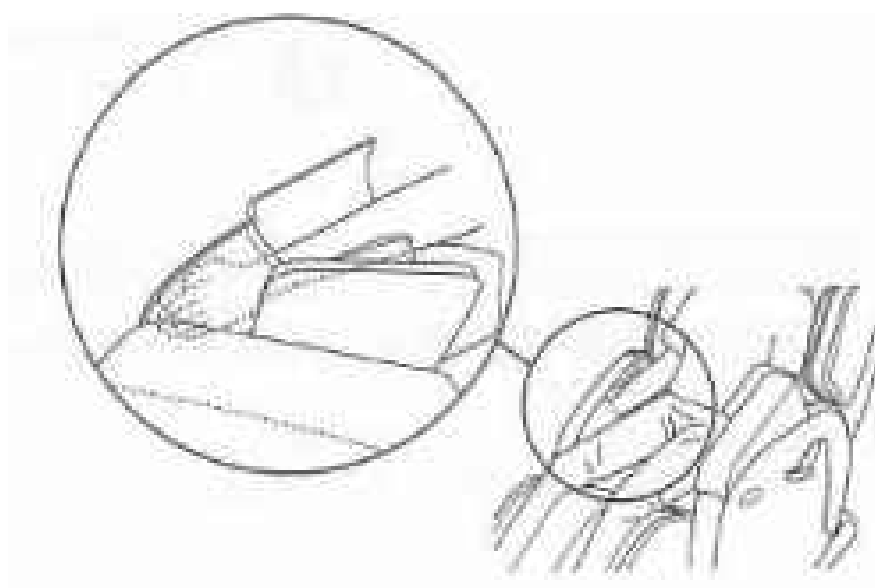


図 3



図 4



図 5



图 6



图 7



图 8



图 9



図 1 0



図 1 1



图 1 2



图 1 3



图 1 4

以上

(別紙)

被告製品Ⅲ－A－1②説明書（被告）

製品名 「マッサージチェア」

5 型式番号 「AS－760」（被告製品28）

1 図面の説明

図1 被告製品28の外観斜視図

図2 被告製品28の腕部を使用する際に引き上げる動作を示す図

10 図3 被告製品28の腕部に被施療者の腕を挿入した状態を表す斜視図及び挿入部分の拡大図

図4 被告製品28の腕部の収納過程を表す斜視図

図5 被告製品28の左側の腕部及び腰部を座部側から撮影した写真（腕部のエアバッグ収縮時）

15 図6 被告製品28の左側の腕部及び腰部をマッサージチェア正面から撮影した写真（腕部のエアバッグ収縮時）

図7 被告製品28の左側の腕部及び腰部を背もたれ部側からマッサージチェア正面方向に撮影した写真（腕部のエアバッグ収縮時）

20 図8 被告製品28の左側の腕部及び腰部を背もたれ部側からマッサージチェア正面方向に撮影した写真（腕部のエアバッグ膨張時）

図9～14 被告製品28の左側の腕部に被施療者が被施療者の左腕を挿入する際の一連の動作をマッサージチェア斜め左方向から撮影した写真（図9：被施療者着座時、図10：被施療者が上体を起こした状態、図11：被施療者が腕部の引き上げを開始した時点、図12：被施療者が腕部へ左腕の一部を挿入し始めた時点、
25 図13：被施療者が腕部へ左腕を挿入し終えた時点、図14：被施療者が腕部への左腕挿入完了後背もたれ部へもたれた時点）

2 被告製品 28 の構成と作用の説明（原告作成製品説明書と特に異なる部分を太字で示した。）

図 1 に示すように、被告製品 28 は、マッサージチェアであり、座部を備えている。

5 座部の後部に被施療者の上半身を支持する背もたれ部を備えている。

背もたれ部の前面には、被施療者の胴体を支持する背パッドを有している。背もたれ部は、その左右両側に位置し、背もたれ部の左右両側から前方へ延設され被施療者の上腕及び肩の側部を覆う部分を有する一対の肩部を有し、肩部の内面（被施療者が着座したときに被施療者の上腕、肩と対抗する面）には、膨張及び収縮することにより被施療者の肩に刺激を与えることができるエアバッグが設けられている。

座部の両側には被施療者の前腕を挿入可能な一対の腕部を備えている。腕部は不使用時には収納できるように構成されており、使用時には収納されている腕部を引き上げて使用する（図 2 乃至図 4 参照。）。一対の腕部は、いずれもその内側（被施療者からみて被施療者側）に壁を有するとともに（以下、当該壁を「内壁」という。）、その上側、下側、外側においては開いていない（以下、これらの各部分をそれぞれ「上壁」、「下壁」、「外壁」という。）。また、上壁と下壁の長手方向前方は繋がって閉じられている。

夫々の腕部のうち、内壁を有しない後方箇所においては、上壁の内面及び下壁の内面側に、伸縮可能な袋に包まれたエアバッグを有しており、また、上側のエアバッグは、幅の狭い上壁から被施療者側に庇（ひさし）状に大きくはみだし、拡大上壁を構成している。また、下側のエアバッグは、幅の狭い下壁から被施療者側へ大きくはみだし、拡大上壁の庇端側に向けて近接するように斜め上方向に傾斜して延びて、傾斜壁を構成している。拡大上壁と傾斜壁の端縁部同士の間隙は図 5 乃至図 7 のとおりであり、被施療者の腕を挿入するものではない。

25 腕部の内壁を有する前方箇所においては、内壁を構成するエアバッグが設けられている（ただし、被告製品 40 は外壁の内面にもエアバッグが設けられている。）。

そして、一对の腕部を内壁を有しない後方箇所において幅方向（被施療者からみて前後方向に垂直な面）で切断すると、断面形状は被施療者側が開いている概ね倒立台形様の多角形状であり（上壁・下壁・内壁は略チャネル状（略コ字状及び略逆コ字状）であり、拡大上壁及び傾斜壁を含めれば概ね倒立台形様の多角形状となる。

- 5 5 なお、傾斜壁は、腕部に隣接する腰部に支えられ、斜め上方向への傾斜が助勢されている。図7の黄色実線参照。）、また、内壁を有する前方箇所において幅方向で切断すると、断面形状は上壁、外壁、下壁及び内壁とからなる略四角形状であり、幅方向には開いている部分は存在しない。

- 10 また、一对の腕部の内壁を有しない後方箇所における被施療者側が開いている箇所は、被施療者側に向けて斜め上方である（図7の青色矢印参照。）。

腕部の上壁の内面（被施療者の前腕部分（手首から肘まで。以下同じ。）が挿入されたときに当該前腕部分と対向する面）と下壁の内面は互いに対向している。

- 15 腕部を使用する際、被施療者は、上体を起こして背もたれ部との間にスペースを作り、収納されている腕部を引き上げ、この引き上げ動作により現れる、腕部長手方向の後方に開口した挿入口へ、被施療者の肩を上げるとともに腕を後方に引き上げて、後方から、掌・手首・前腕の順で被施療者からみて前方斜め下方に向けて腕を挿入する（図2乃至4、及び図9乃至14参照。）。

- 20 腕部の内壁を有しない後方箇所の上側のエアバッグ（拡大上壁）及び下側のエアバッグ（傾斜壁）においては、エアバッグの膨張時の膨張量（収縮時から膨張時に至った際の垂直方向の変位量）は、当該エアバッグの膨張収縮面の中央部分が最も大きい（図8参照。）。

●（省略）●

5

10

15

20

25

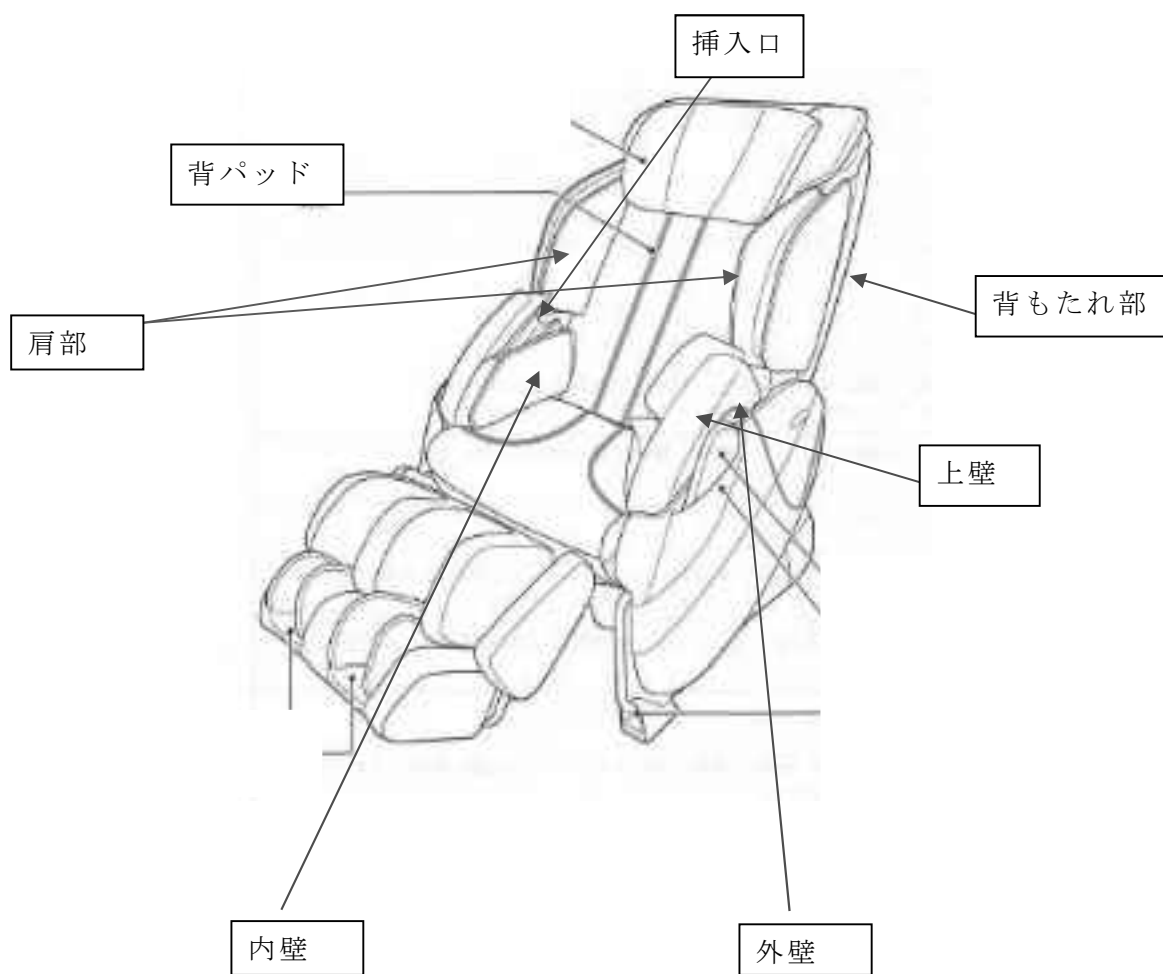


図 1

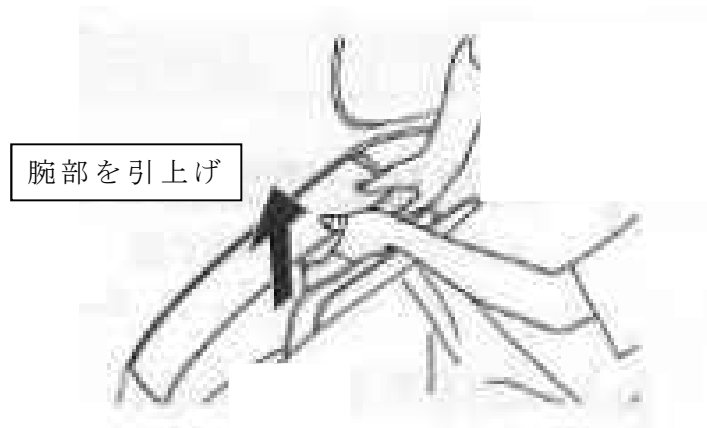


図 2

5

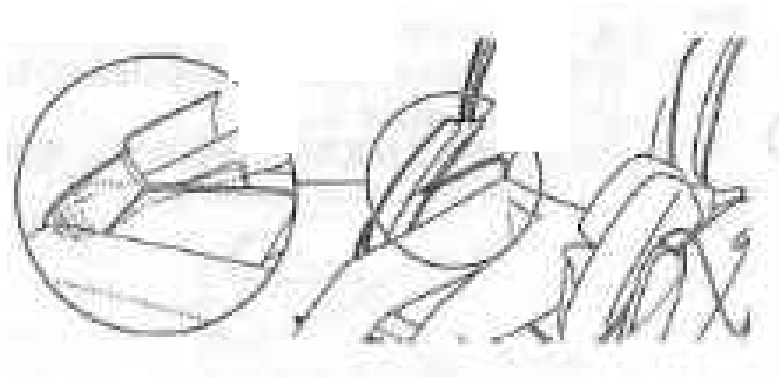


図 3

10

15

20



図 4

5



図 5

10



图 6



图 7



図 8

5



図 9

10



图 1 0

5



图 1 1



図 1 2



図 1 3



图 1 4

以上

(別紙)

被告製品Ⅲ－A－2①説明書（被告）

製品名 「マッサージチェア」

5 型式番号 「AS－845」（被告製品7）

1 図面の説明

図1 被告製品7の外観斜視図

図2 被告製品7の左側の腕部及び腰部を座部側から撮影した写真（腕部のエア
10 バッグ収縮時）

図3 被告製品7の左側の腕部及び腰部をマッサージチェア正面から撮影した写真（腕部のエアバッグ収縮時）

図4 被告製品7の左側の腕部及び腰部を背もたれ部側からマッサージチェア正面方向に撮影した写真（腕部のエアバッグ収縮時）

15 図5 被告製品7の左側の腕部及び腰部を背もたれ部側からマッサージチェア正面方向に撮影した写真（腕部のエアバッグ膨張時）

図6～10 被告製品7の左側の腕部に被施療者が被施療者の左腕を挿入する際の一連の動作をマッサージチェア斜め左方向から撮影した写真（図6：被施療者着座時、図7：被施療者が上体を起こした状態、図8：被施療者が腕部へ左腕を挿入
20 し始めた時点、図9：被施療者が腕部へ左腕を挿入し終えた時点、図10：被施療者が腕部への左腕挿入完了後背もたれ部へもたれた時点）

2 被告製品7の構成と作用の説明

図1に示すように、被告製品7は、マッサージチェアであり、座部を備えている。
25 座部の後部に被施療者の上半身を支持する背もたれ部を備えている。

座部の両側には被施療者の前腕を挿入可能な一対の腕部を備えている。腕部は固

定されている。一对の腕部は、いずれもその内側（被施療者からみて被施療者側）に壁を有するとともに（以下、当該壁を「内壁」という。）、その上側、下側、外側においては開いていない（以下、これらの各部分をそれぞれ「上壁」、「下壁」、「外壁」という。）。また、上壁と下壁の長手方向前方は繋がって閉じられている。

5 夫々の腕部のうち、内壁を有しない後方箇所においては、上壁の内面及び下壁の内面側に、伸縮可能な袋に包まれたエアバッグを有しており、また、上側のエアバッグは、幅の狭い上壁から被施療者側に庇（ひさし）状に大きくはみだし、拡大上壁を構成している。また、下側のエアバッグは、幅の狭い下壁から被施療者側へ大きくはみだし、拡大上壁の庇端側に向けて近接するように斜め上方向に傾斜して延
10 びて、傾斜壁を構成している。拡大上壁と傾斜壁の端縁部同士の間隙は図2乃至図4のとおりであり、被施療者の腕を挿入するものではない。

腕部の内壁を有する前方箇所においては、内壁を構成するエアバッグと、外壁の内面にエアバッグが設けられている。

そして、一对の腕部を内壁を有しない後方箇所において幅方向（被施療者からみ
15 て前後方向に垂直な面）で切断すると、断面形状は被施療者側が開いている概ね倒立台形様の多角形状であり（上壁・下壁・内壁は略チャネル状（略コ字状及び略逆コ字状）であり、拡大上壁及び傾斜壁を含めれば概ね倒立台形様の多角形状となる。なお、傾斜壁は、腕部に隣接する腰部に支えられ、斜め上方向への傾斜が助勢されている。図4の黄色実線参照。）、また、内壁を有する前方箇所において幅方向で
20 切断すると、断面形状は上壁、外壁、下壁及び内壁とからなる略四角形状であり、幅方向には開いている部分は存在しない。

また、一对の腕部の内壁を有しない後方箇所における被施療者側が開いている箇所は、被施療者側に向けて斜め上方である（図4の青色矢印参照。）。

腕部の上壁の内面（被施療者の前腕部分（手首から肘まで。以下同じ。）が挿入
25 されたときに当該前腕部分と対向する面）と下壁の内面は互いに対向している。

腕部を使用する際、被施療者は、上体を起こして背もたれ部との間にスペースを

作り、腕部長手方向の後方に開口した挿入口へ、被施療者の肩を上げるとともに腕を後方に引き上げて、後方から、掌・手首・前腕の順で被施療者からみて前方斜め下方に向けて腕を挿入する（図 6 乃至 10 参照。）。

腕部の腕部の内壁を有しない後方箇所の上側のエアバッグ（拡大上壁）及び下側
5 のエアバッグ（傾斜壁）においては、エアバッグの膨張時の膨張量（収縮時から膨張時に至った際の垂直方向の変位量）は、当該エアバッグの膨張収縮面の中央部分が最も大きい（図 5 参照。）。

●（省略）●

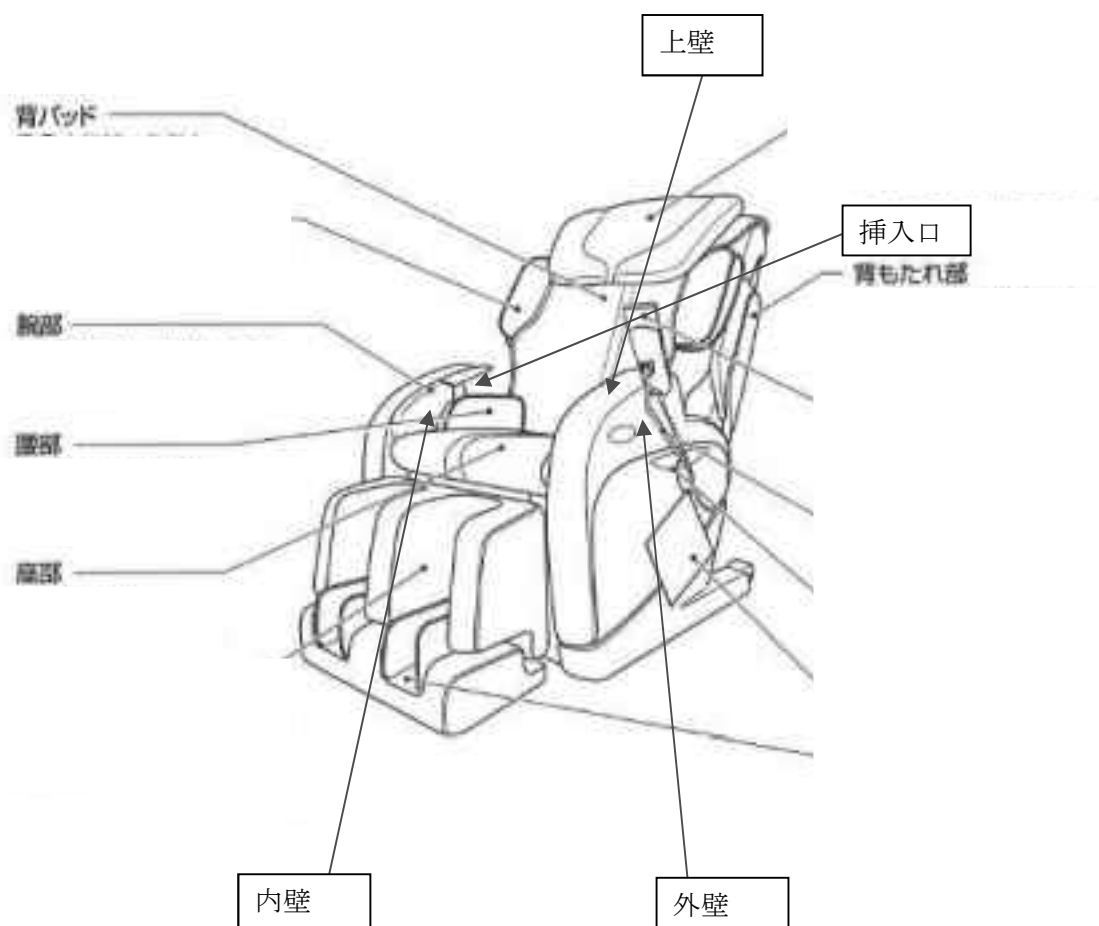


図 1

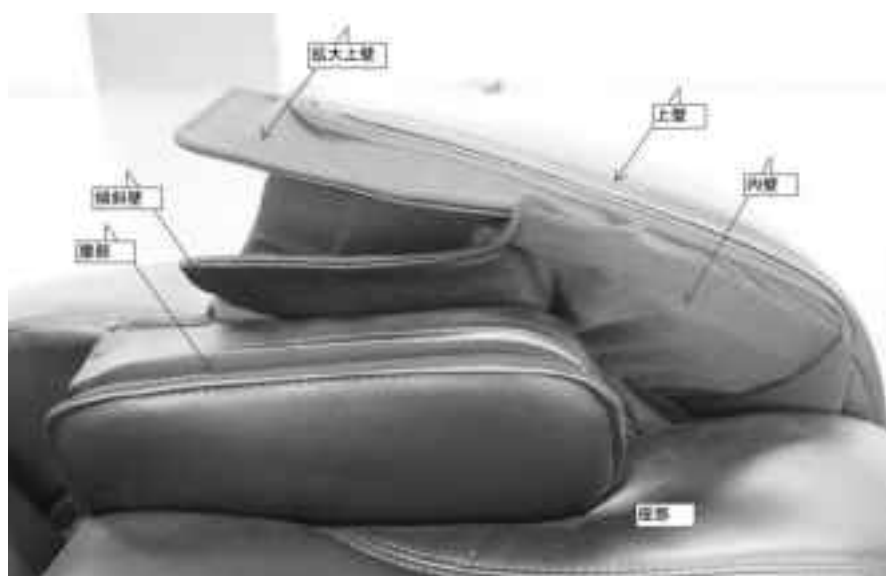


图 2

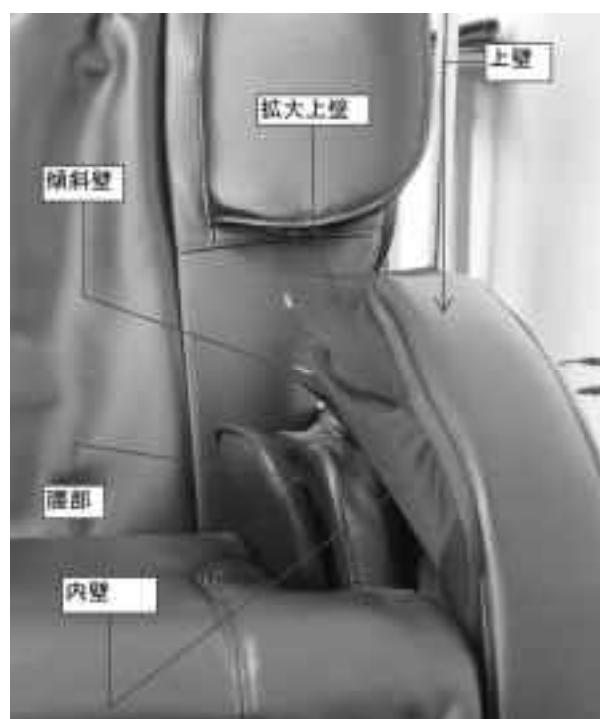


图 3



图 4



图 5



図 6



図 7



图 8



图 9



图 1 0

以上

(別紙)

被告製品Ⅲ－A－2②説明書（被告）

製品名 「マッサージチェア」

5 型式番号 「S K S－3 1 0 0」（被告製品35）

1 図面の説明

図1 被告製品35の外観斜視図

図2 被告製品7の左側の腕部及び腰部を座部側から撮影した写真（腕部のエア
10 バッグ収縮時）

図3 被告製品7の左側の腕部及び腰部をマッサージチェア正面から撮影した写真（腕部のエアバッグ収縮時）

図4 被告製品7の左側の腕部及び腰部を背もたれ部側からマッサージチェア正面方向に撮影した写真（腕部のエアバッグ収縮時）

15 図5 被告製品7の左側の腕部及び腰部を背もたれ部側からマッサージチェア正面方向に撮影した写真（腕部のエアバッグ膨張時）

図6～10 被告製品7の左側の腕部に被施療者が被施療者の左腕を挿入する際の一連の動作をマッサージチェア斜め左方向から撮影した写真（図6：被施療者着座時、図7：被施療者が上体を起こした状態、図8：被施療者が腕部へ左腕を挿入
20 し始めた時点、図9：被施療者が腕部へ左腕を挿入し終えた時点、図10：被施療者が腕部への左腕挿入完了後背もたれ部へもたれた時点）

2 被告製品35の構成と作用の説明

図1に示すように、被告製品35は、マッサージチェアであり、座部を備えている。
25

座部の後部に被施療者の上半身を支持する背もたれ部を備えている。

座部の両側には被施療者の前腕を挿入可能な一对の腕部を備えている。腕部は固定されている。一对の腕部は、いずれもその内側（被施療者からみて被施療者側）に壁を有するとともに（以下、当該壁を「内壁」という。）、その上側、下側、外側においては開いていない（以下、これらの各部分をそれぞれ「上壁」、「下壁」、「外壁」という。）。また、上壁と下壁の長手方向前方は繋がって閉じられている。

夫々の腕部のうち、内壁を有しない後方箇所においては、上壁の内面及び下壁の内面側に、伸縮可能な袋に包まれたエアバッグを有しており、また、上側のエアバッグは、幅の狭い上壁から被施療者側に庇（ひさし）状に大きくはみだし、拡大上壁を構成している。また、下側のエアバッグは、幅の狭い下壁から被施療者側へ大きくはみだし、拡大上壁の庇端側に向けて近接するように斜め上方向に傾斜して延びて、傾斜壁を構成している。拡大上壁と傾斜壁の端縁部同士の間隙は図2乃至図4のとおりであり、被施療者の腕を挿入するものではない。

腕部の内壁を有する前方箇所においては、内壁を構成するエアバッグと、外壁の内面にエアバッグが設けられている。

そして、一对の腕部を内壁を有しない後方箇所において幅方向（被施療者からみて前後方向に垂直な面）で切断すると、断面形状は被施療者側が開いている概ね倒立台形様の多角形状であり（上壁・下壁・内壁は略チャネル状（略コ字状及び略逆コ字状）であり、拡大上壁及び傾斜壁を含めれば概ね倒立台形様の多角形状となる。なお、傾斜壁は、腕部に隣接する腰部に支えられ、斜め上方向への傾斜が助勢されている。図4の黄色実線参照。）、また、内壁を有する前方箇所において幅方向で切断すると、断面形状は上壁、外壁、下壁及び内壁とからなる略四角形状であり、幅方向には開いている部分は存在しない。

また、一对の腕部の内壁を有しない後方箇所における被施療者側が開いている箇所は、被施療者側に向けて斜め上方である（図4の青色矢印参照。）。

腕部の上壁の内面（被施療者の前腕部分（手首から肘まで。以下同じ。）が挿入されたときに当該前腕部分と対向する面）と下壁の内面は互いに対向している。

腕部を使用する際、被施療者は、上体を起こして背もたれ部との間にスペースを作り、腕部長手方向の後方に開口した挿入口へ、被施療者の肩を上げるとともに腕を後方に引き上げて、後方から、掌・手首・前腕の順で被施療者からみて前方斜め下方に向けて腕を挿入する（図 6 乃至 10 参照。）。

- 5 腕部の内壁を有しない後方箇所の上側のエアバッグ（拡大上壁）及び下側のエアバッグ（傾斜壁）においては、エアバッグの膨張時の膨張量（収縮時から膨張時に至った際の垂直方向の変位量）は、当該エアバッグの膨張収縮面の中央部分が最も大きい（図 5 参照。）。

●（省略）●

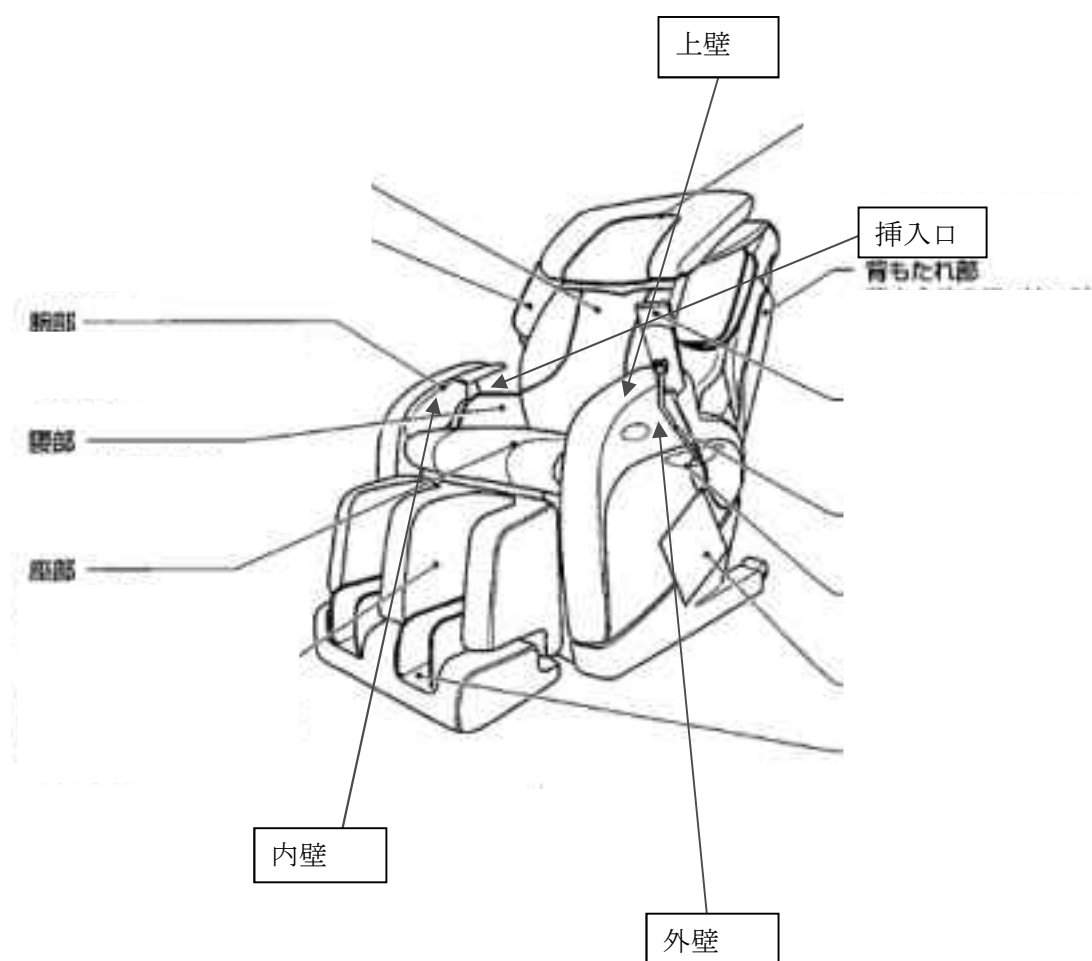


図 1

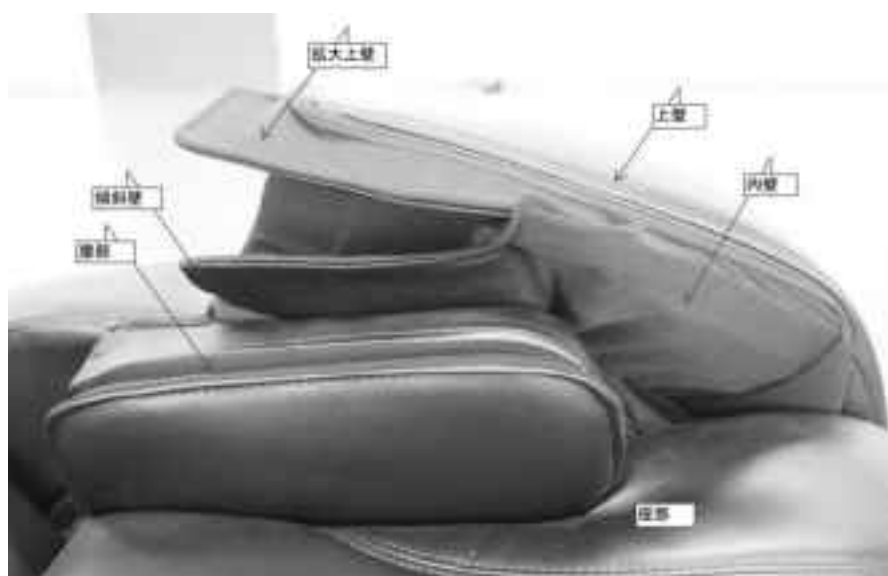


图 2

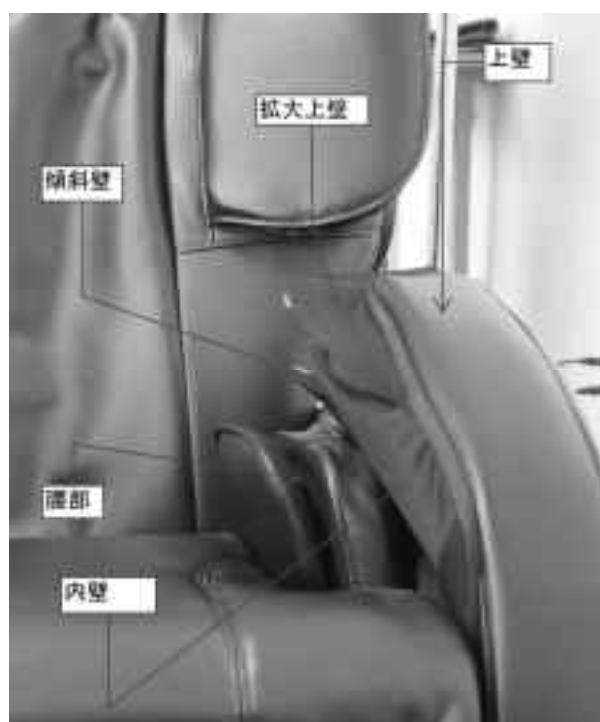


图 3



图 4



图 5



图 6



图 7



图 8



图 9



図 1 0

以上

(別紙)

被告製品Ⅲ－B説明書（被告）

製品名 「マッサージチェア」

5 型式番号 「AS－840」（被告製品8）

1 図面の説明

図1 被告製品8の外観斜視図

図2 被告製品8のエアバッグの位置を表す斜視図

10

2 被告製品8の構成と作用の説明

図1に示すように、被告製品8は、マッサージチェアであり、座部を備えている。

座部の後部に背もたれ部を備えている。背もたれ部の前面には、被施療者の胴体を支持する背パットを有している。背もたれ部は、その左右両側に位置し、背もたれ部の左右両側から背パットよりも前方へ延設され、被施療者の上腕及び肩の側部を覆う部分を有する一対の側壁を有している。側壁の内面（被施療者が着座したときに被施療者の上腕、肩と対向する面）には、膨張及び収縮することにより被施療者の肩に刺激を与える肩エアバッグを有する肩部を備えている。

15

座部の両側には被施療者の前腕を載置可能な一対の腕部を備えており、腕部は固定されている。一対の腕部を、幅方向（被施療者からみて前後方向に垂直な面）で切断すると、断面形状は被施療者側が開いている略チャンネル状（略コ字状及び略逆コ字状）であり、腕部は、その上側、下側、外側においては開いていない（以下、これらの各部分をそれぞれ「上壁」、「下壁」、「外壁」という。）。夫々の腕部の内側（外壁と反対側）には何らの壁も存在せず、開口が形成されている。夫々の腕部の開口は真横を向いており、互いに対向している。

20

25

腕部の上壁の内面（被施療者の前腕部分（手首から肘まで。以下同じ。）が挿入

されたときに当該前腕部分と対向する面)と下壁の内面は互いに対向している。

5 施療時には、被施療者は、被施療者の前腕部分を腕部に挿入する。施療時、被施療者が上記腕部に前腕部分を挿入した状態においても、被施療者の前腕部分は腕部に載せて置かれているに過ぎず、当該腕部は被施療者の腕を放すことなく保ち続け

図2に示すように、夫々の腕部のうち、上壁の内面と下壁の内面には、空気の給排気によって膨張及び収縮するエアバッグを、上面の内壁に2個、下面の内壁に4個(下面の内壁にはエアバッグが2段に積層されている。)有している。

10 腕部の上面の内壁のエアバッグ及び下面の内壁のエアバッグにおいては、エアバッグの膨張時の膨張量(収縮時から膨張時に至った際の垂直方向の変位量)は、当該エアバッグの膨張収縮面の中央部分が最も大きい。

● (省略) ●

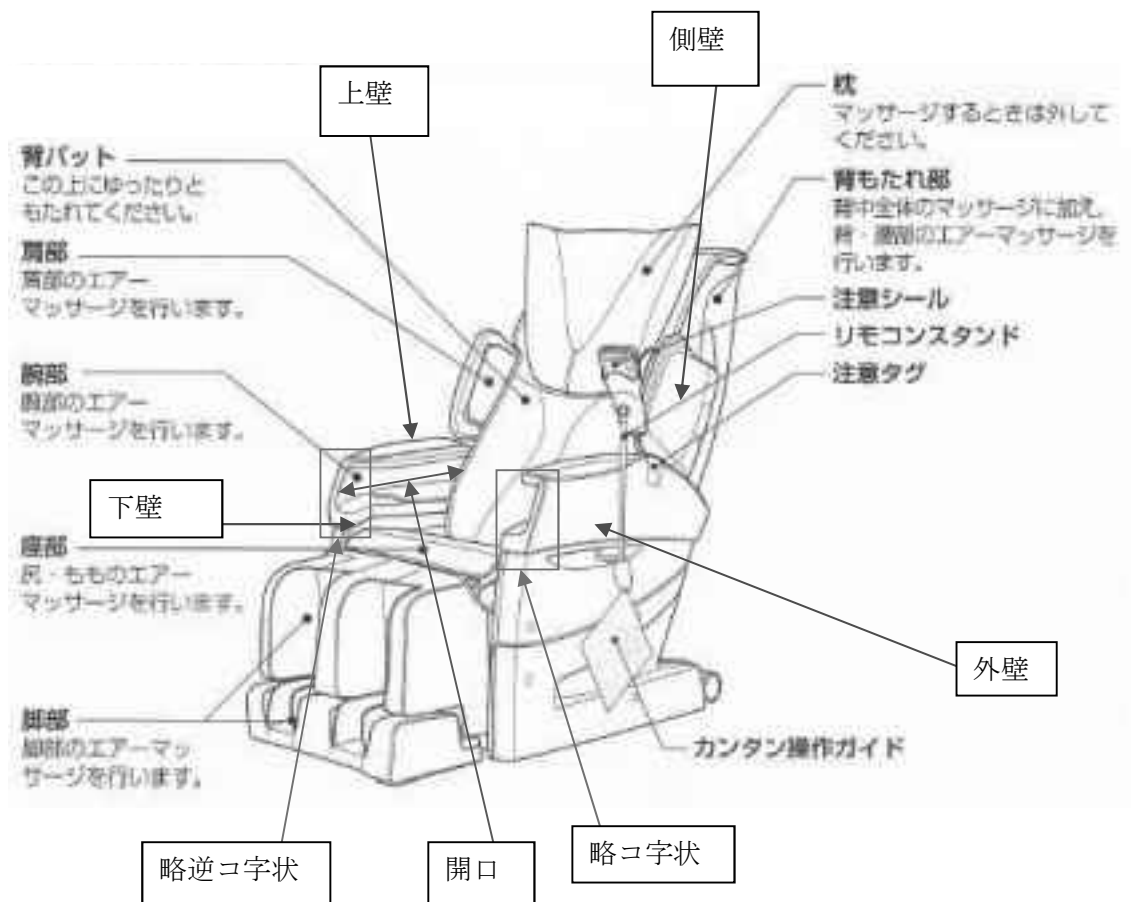


図 1

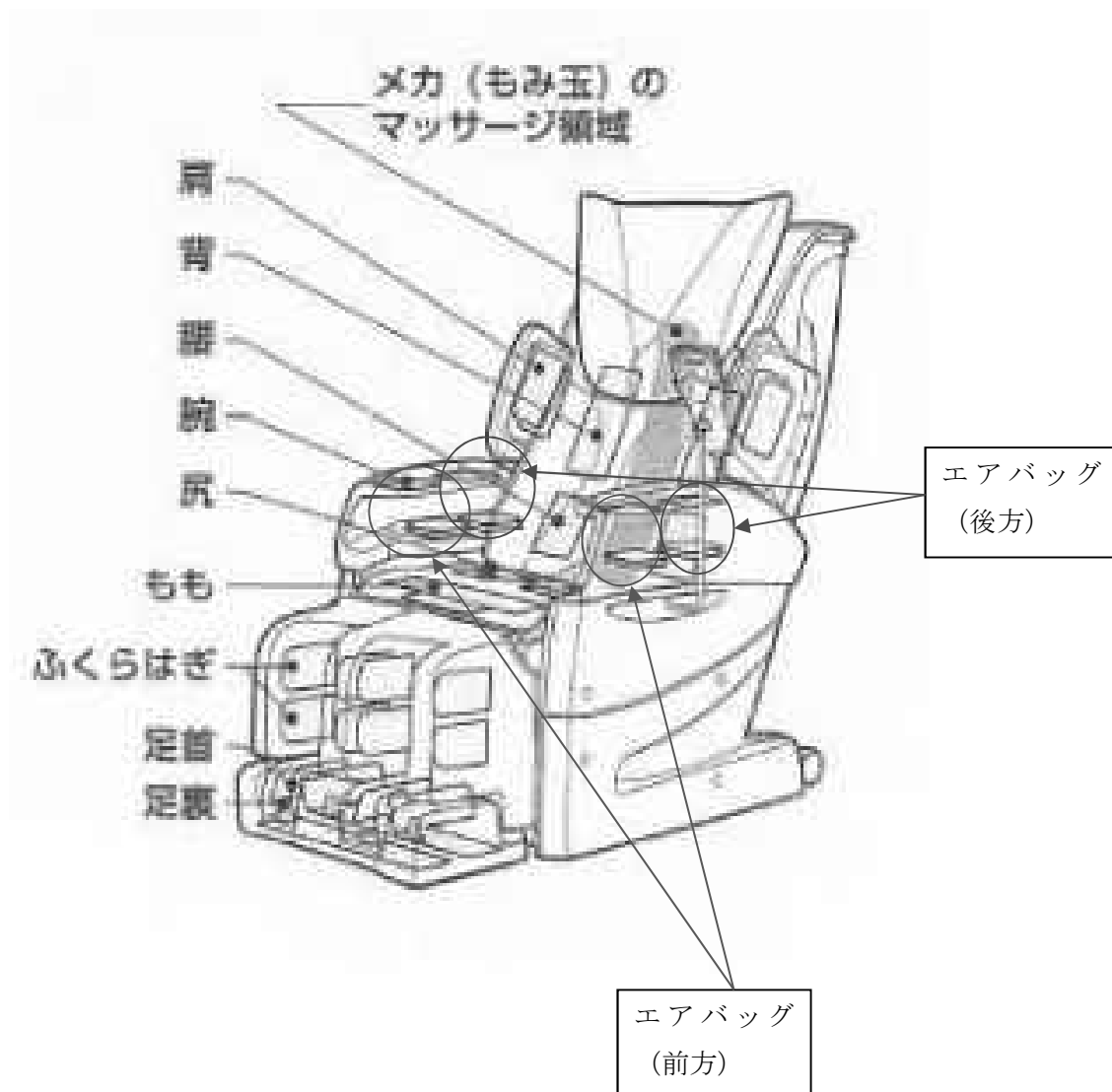


図 2

以上

別 紙 IV

(別紙Ⅳ)

第 1 前提事実

1 原告は、平成 29 年 7 月 31 日、本訴訟に係る訴えを提起した。

2 被告は、令和 2 年 2 月 27 日の第 11 回弁論準備手続期日において、原告に
5 対し、本件特許Ⅱに関する損害論の対象となっている被告製品Ⅱのうち、被告製品
8、9、12 及び 13 について、本件特許Ⅲに関する損害論の対象となっている被
告製品Ⅲのうち、被告製品 7～9、12、13、28、30～32、34、37、
39、40 について、平成 26 年 7 月 30 日以前の期間の本件特許Ⅱ及びⅢの侵害
に基づく損害賠償請求権に関し、消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

10 被告は、令和 2 年 11 月 9 日の第 14 回弁論準備手続期日において、原告に対し、
本件特許Ⅱに関する損害論の対象となっている被告製品Ⅱのうち、被告製品 59 に
ついて、本件特許Ⅲに関する損害論の対象となっている被告製品Ⅲのうち、被告製
品 59、60、62 について、平成 26 年 7 月 30 日以前の期間の本件特許Ⅱ及び
Ⅲの侵害に基づく損害賠償請求権に関し、消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

15 3 別紙Ⅰ～Ⅲのとおり、本件各特許権を侵害する被告の製品（以下「対象被告
製品」という。）は次のとおりである。

特許権	請求項	対象被告製品
Ⅱ	1	1、8、9、12、13、46、48～50、59、61
	2	1、8、9、12、13、46、48～50、59、61
	3	1、8、9、12、13、46、48～50、59、61
Ⅲ	1	7～9、12、13、25～40、42、44、45、47、 59、60、62
	2	7～9、12、13、25～40、42、44、45、47、 59、60、62
	3	7～9、12、13、25～40、42、44、45、47、

		59、60、62
	4	7～9、12、13、25～40、42、44、45、47、 59、60、62
	5	8、9、12、13、25～30、33、34、36、38～ 40、42、44、45、47、59
	6	7、25～27、30、33～38、40、42、44、45、 47、62

4 争点

- (1) 損害等の発生及びその額（争点1）
- (2) 消滅時効の成否（争点2）
- (3) 不当利得返還請求の可否及びその損失額（争点3。予備的主張）
- 5 (4) 差止め・廃棄の必要性（争点4）

第2 争点についての当事者の主張

1 損害等の発生及びその額（争点1）

（原告の主張）

(1) 対象被告製品の売上げ等

10 ア 平成26年7月30日以前（以下「不当利得期間」という。）

●（省略）●対象被告製品の売上げの合計は●（省略）●である。

●（省略）●対象被告製品の売上げは、別紙「（訂正後）修正別紙1」の「販売金額」欄記載のとおりであり、その合計は●（省略）●である。

15 イ 平成26年7月31日から令和2年3月31日まで（以下「損害賠償期間」という。）

●（省略）●対象被告製品の売上げの合計は●（省略）●である。

●（省略）●対象被告製品の売上げは、別紙「（訂正後）修正別紙2－3」の「販売金額」欄記載のとおりであり、その合計は●（省略）●である。

ウ 合計

●（省略）●

(2) 損害賠償請求（特許法 102 条 2 項に基づくもの）

ア 経費

(ア) 原価

5 被告は、原価のうち、●（省略）●%が従業員の労務費、交通費、電話料等の諸経費となる旨の主張をするが、従業員の労務費（人件費）が経営管理からみて常識的に低額すぎる。また、●（省略）●

内製品の原価の費目のうち、●（省略）●は、対象被告製品の売上げの変動に関
係しない固定費である。なお、倉庫荷役料については、具体的にどのような費用か
10 不明である。

(イ) ●（省略）●

●（省略）●は、侵害製品の販売に直接関連して追加的に必要になったといえず、
売上げから控除すべき経費とみるのは相当でない。

(ロ) ●（省略）●

15 ●（省略）●は、被疑侵害製品であろうとなかろうと製品を配送・配置するのに
必要なものであるから、特に被疑侵害製品の製造販売に直接関連して追加的に必要
となった経費ではない。

(ハ) ●（省略）●

20 ●（省略）●は、被疑侵害製品であろうとなかろうと製品を保管するのに必要な
ものであるから、特に被疑侵害製品の製造販売に直接関連して追加的に必要となっ
た経費ではない。

(ニ) ●（省略）●

25 ●（省略）●は、対象被告製品の売上げの変動に関係しない費用であり、対象被
告製品の製造販売に直接的・追加的に個別に結び付く経費ではなく、限界利益の控
除対象とならない。よって、●（省略）●は、製品の売上げから控除すべき経費と
するのは相当でない。

(カ) その他の経費

その他の経費は、被疑侵害製品であろうとなかろうと、被告は、製品の数量に応じて振り分け計算しただけで、被疑侵害製品でなくとも必要であった経費であって、特に被疑侵害製品の製造販売に直接関連して追加的に必要となった経費とはいえない。

イ 限界利益額

(ア) 損害賠償期間

原告は、特許法 102 条 2 項に基づく損害額の主張との関係に限り、●（省略）

●

これを前提として、前記アの経費のうち、原価率を修正した上で、●（省略）●
その他経費を控除せずに対象被告製品の利益額を計算すると、別紙「（訂正後）修正別紙 2－3」の「（修正）限界利益」欄記載のとおりであり、その合計は●（省略）●となる。

また、仮に前記アの経費のうち、被告主張の原価率を前提とし、各経費を控除した場合の対象被告製品の利益額を計算すると、その合計は●（省略）●となる。

(イ) 不当利得期間

損害賠償期間において、被告が開示した対象被告製品ごとの限界利益率を前提として、不当利得期間における対象被告製品ごとの限界利益を計算すると、別紙「（訂正後）修正別紙 1」の各「限界利益」欄記載のとおりであり、その合計は●（省略）

●となる。

また、損害賠償期間において、被告が開示した経費の費目について、原告が追加的、直接的な経費とは認められないとしてその費目を控除せずに算出した対象被告製品ごとの限界利益率を前提として、不当利得期間における対象被告製品ごとの限界利益を計算すると、別紙「（訂正後）修正別紙 1」の各「（修正）限界利益」欄記載のとおりであり、その合計は●（省略）●となる。

(ウ) 損害賠償期間及び不当利得期間を通じた限界利益額

被告が開示した限界利益率をそのまま前提とした場合の限界利益額は●（省略）
●である。

また、被告が開示した経費の費目について、原告が追加的な直接的な経費とは認められないとして、その費目を控除せずに算出した場合の限界利益額は●（省略）

5 ●である。

ウ 覆滅割合

(ア) 市場の同一性

原告と被告は、マッサージチェア分野でシェアを競い合う企業でマッサージチェアという需要者を共通にする同種製品を取り扱う同一の市場で競業している。

10 被告の主張は、具体的な被告の製品と原告の製品とを比較し、個別の販売相手先や販売ルート进行細かく分断して、これらが異なるから「市場の非同一性」があるなどと主張している。しかし、このような立論が成り立つのであれば、個別の販売相手先や販売ルートが共通の場合でない限り、市場は無意味に細分化されてしまう。同種製品で共通する需要者層を対象にして潜在的に影響を受ける競争の場が想定で
15 きるのであれば、市場が同一性を有しているといえる。

また、本件特許Ⅱ及びⅢの実施品である原告の製品（以下「原告製品」という。）には対象被告製品と同じような価格帯の製品も複数存在するから、この点からも市場の同一性は否定されない。

(イ) 市場における競合品の不存在

20 侵害訴訟の損害論においては、特許権を侵害する製品が販売されることによって、特許権者の特許実施製品の販売が減少するという関係があるか否かを問題とすべきであるから、侵害関係のない製品についての適法な同種製品のシェア自体は、推定覆滅事由としては関係がない。

また、競合品の範囲は、本件特許Ⅱ及びⅢの特許権の技術的構成を踏えて、その
25 目的・作用効果を把握した上で、当該目的・作用効果が同じで原告製品の販売数量に影響を与える製品という前提に立脚して考察されるべきであって、「背メカで被

施療者の首元から背中、腰にかけてマッサージを行うマッサージチェア」であるか否かによって範囲を画し、これを前提とすると、殊更に本件特許Ⅱ及びⅢの具体的な構成や解決手段をその考慮対象から一切捨象することになる。

(ウ) 侵害者の努力（ブランド力、宣伝広告）

5 原告は、古くから一貫してマッサージチェアを製造販売している老舗であり、被告ともシェアを常に争う信用力のある会社である。また、原告は、世界で各種の受賞実績のある国際的にも認知された会社であり、被告に劣らずグッドデザイン賞を受賞するデザイン性を備える複数の原告製品を販売している。

したがって、原告企業より被告企業の方が格別に信用力を有し、原告のブランド
10 力に比して侵害品が利用者にとって購買動機となるなどということはない。

また、開発段階において開発に携わる従業員を配することは、ごく通常のことであり、原告においても日々機械によるマッサージを人間の揉み心地に近づけるべく開発努力を重ねている。営業段階において、マッサージチェアの魅力を伝える為の営業活動は、原告においても常時行っており、被告だけに特別の活動ではない。

15 (エ) 侵害品の性能

対象被告製品のカタログ等には、対象被告製品の仕様（発明の構成）が明記されており、本件発明Ⅱ及びⅢの作用の発現が示唆されていることから、需要者に一切訴求されていない本件特許Ⅱ及びⅢの作用効果に関連する仕様、機能は、対象被告製品の購入動機になり得ない旨の被告の主張は失当である。

20 被疑侵害品である対象被告製品の具体的な実施態様に関するパンフレット等には、利用者へ訴求する記載が多数ある。本件特許Ⅱ及びⅢの技術的構成を採用するからこそ、各種コースのマッサージや腕を含む人体全体のマッサージ効果を高めるマッサージチェアを提供できるのであり、これらの技術的構成を回避してマッサージチェアを提供することは製品の性能に大きな影響を及ぼし、仮に回避し得たと考えて
25 も、その代替的構成を採用するには無視できない費用がかかる。

(オ) 特許発明が侵害品の部分のみに実施されているものではないこと

本件特許Ⅱ及びⅢは、椅子式のマッサージチェアにあって身体のマッサージに関する構成、構造に係る基本的な技術である。被疑侵害品である対象被告製品の一部に本件特許Ⅱ又は本件特許Ⅲの発明が実施されていたとしても、対象被告製品は、この実施部分を除いてしまえば、全体としての製品構成が成り立たない。すなわち、
5 本件特許Ⅱは、椅子式マッサージ機にあって肩を側方からマッサージする「肩または上腕の側部」の技術的構成に関する重要な特許であり、本件特許Ⅲは、「腕部」をマッサージする技術的構成に関する重要な特許であって、この実施部分があるからこそ利用者の需要が喚起されているといえる。

本件特許Ⅱに関し、被疑侵害品である被告製品Ⅱを利用する利用者は、様々な自動コースを自由に判断して設定するのであり、その際に、「肩または上腕の側部」
10 に効果的なマッサージを行うことができる構成を有している製品か否かが製品選択には重要である。本件特許Ⅱの構成の内容は、取扱説明書の中でもこれを織り込んでしばしば説明されており、それが被疑侵害品である被告製品Ⅱの全般に亘ることも明らかで、本件特許Ⅱの構成を抜きにしては、被告製品Ⅱの多くの自動コースも
15 成り立たないことも一見して明らかである。

本件特許Ⅲに関して、開口の向きを考慮しつつ、腕のエアマッサージを行う本件特許Ⅲの技術的構成の具体的な実施態様は、これを採用する製品の外観にもマッサージ効果にも大きな影響を及ぼす。

(カ) まとめ

20 以上を総合的に考慮すると、推定覆滅される割合は、少なくとも55%以上にはならない。

エ 損害額

(ア) 特許法102条2項に基づく損害額の算出ができる対象被告製品について
不当利得期間及び損害賠償期間を通じた限界利益の額（前記イ(ウ)）について、前
25 記ウのとおり、推定覆滅される割合は、55%以上にはならないから、被告が開示した限界利益率を前提とした場合は、●（省略）●を下らず、原告が主張する限界

利益額を前提とした場合は、●（省略）●を下らない。

(イ) 特許法 102 条 2 項に基づく算出ができない対象被告製品について

被告の開示によれば、被告製品 12、30 及び 32 の限界利益はマイナスであつて、赤字が計上される製品であるので、これには特許法 102 条 2 項に基づく算出
5 ができない。前記 3 製品について、●（省略）●そして、前記 3 製品について、この
限度で特許法 102 条 3 項の主張を行う。

被告製品 12 につき ●（省略）●

被告製品 30 につき ●（省略）●

被告製品 32 につき ●（省略）●

10 また、被告製品 9、59 及び 60 については、限界利益率は不明であり、限界利益額を算出できない。前記 3 製品についても、●（省略）●そして、前記 3 製品について、この限度で特許法 102 条 3 項の主張を行う。

被告製品 9 につき ●（省略）●

被告製品 59 につき ●（省略）●

15 被告製品 60 につき ●（省略）●

(ウ) まとめ

前記(ア)及び(イ)を総合すると、被告の開示した限界利益額による場合、特許法 102 条 3 項の併用適用の算出額の加算を除いても合計●（省略）●となり、原告が主張する修正限界利益額による場合、同条 3 項の併用適用の算出額の加算を除いても合計●（省略）●となり、少なく見積もっても 50 億円を下らない。
20

(3) 特許法 102 条 2 項及び 3 項に基づく主張

ア 特許法 102 条 1 項と同条 3 項の関係と同条 2 項

特許法 102 条 1 項と 3 項の併用に関する令和元年法律第 3 号による改正（以下「令和元年改正」という。）後の特許法に関する考え方として、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会の報告書（「実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方」）において、わざわざ 2 項との関係でも「同様の扱いが認め
25

られることと解釈されることが考えられる」と記載されており、その解釈可能性があることへの言及があるから、2項と3項の併用については、条文に明示されなかったとはいえ、全面的に併用適用が否定されたわけではなく、解釈に任されることを明らかにしている。

したがって、特許法102条2項に基づき主張された損害のうち推定が覆滅された部分について、同条3項の重畳適用が認められるべきである。

イ 被告の主張への反論

被告は、特許法102条各項がそれぞれ別の損害算定方法を定めていることから、同条2項と3項の併用を認めるべきではない旨を主張する。しかし、同条1項と2項のいずれもが、「権利者の売上げの減少による得べかりし利益（逸失利益）」の損害の填補という点では、同質の損害を賠償させるものであり、令和元年改正後の特許法が「販売数量の減少による逸失利益」とともに「ライセンスの機会の喪失による逸失利益」を含め、同条1項に3項の併用適用を認めた趣旨は、同条2項と3項の関係においても、同様に解されるべきものである。

また、被告は、特許法102条2項の適用によって算出された「利益の額」をもって侵害行為（特許発明の実施行為）に対する損害評価は尽きているから、覆滅された部分（控除対象部分）については、もはや、侵害者の実施行為を観念することはできない旨を主張する。しかし、特許法102条2項の推定の覆滅が認められた侵害者の「利益の額」に関する同条3項の適否については、少なくとも令和元年改正後の同条1項1号の「実施相応数量を超える数量」又は「特定数量」と同じ事由に照応する2項の推定覆滅事由については、1項と同様に考えるのが自然である。

被告は、国会議事録での関係者の立法過程に関する発言に言及して、令和元年改正後の特許法で102条1項2号が設けられたのは、製造販売能力の乏しい中小企業・ベンチャー企業において、その製造販売能力を超える部分についても損害を認めることで、賠償額の適正化を図る点にあることを強調する。しかし、特許法102条1項は、中小零細ベンチャー企業の救済のための損害賠償規定ではなく、条文

にもそのような趣旨の文言はない。特許権者は、企業の規模に関係なく、他人の無権限使用に対して「ライセンス機会の喪失による逸失利益」を請求できると解すべきである。

ウ 覆滅事由との関係について

5 (ア) 特許法 102 条 1 項又は 2 項の推定覆滅と 3 項の適用

特許法 102 条 1 項又は 2 項の推定覆滅は、いずれも侵害行為を原因とする原告の売上げ減少（販売数量減少）による逸失利益の推定が覆滅されることにより、侵害行為を原因として原告の実施品を購入しなかったであろう当該数量分の相当因果関係が認められないと評価されることを意味するにすぎないから、「販売数量減少
10 による逸失利益」が否定された他の販売数量については、当該数量分について、相当実施料額（3 項の適用）が認められるべきである。

(イ) 特許発明が侵害品の部分のみに実施されている場合、特許発明が実施されていない部分について

本件特許Ⅱは、マッサージをする箇所として最も需要の大きい上半身の全体に効
15 果的にマッサージを行う発明であって、椅子型マッサージ機の付加価値の大部分を占めるものである。また、本件特許Ⅲは、身体の腕部のマッサージと保持に関わる発明であり、さらには椅子式マッサージ機への着座(腕部のマッサージ機への挿入)にも効果を発揮する椅子式マッサージ機への寄与が大きい発明で、そのデザイン性にも影響を与えている。本件特許Ⅱ又はⅢの実施がなければ、対象被告製品そのものを被告が販売できなかったことは明らかであり、事実、無断実施製品が販売され
20 ている以上、推定覆滅による対象被告製品に対して実施料相当額分の「ライセンス機会喪失に伴う逸失利益」の 3 項適用は認められるべきである。

(ロ) 侵害品の性能（機能デザイン等特許発明以外の特徴）について

原告の本件特許Ⅱ及びⅢの実施がなければ対象被告製品を販売することはできなかったのであるから、仮にカタログ等に記載の仕様、機能、デザイン等が対象被告
25 製品の売上げに独立して寄与した事実があったとしても、無断の実施製品が現実

販売されている以上、推定覆滅部分の当該販売数量には、ライセンスしたと擬制して「ライセンス機会の喪失による逸失利益」を認めるべきである。

(エ) 競合品の存在やシェアの状況

原告に特許発明の使用許諾権限がある以上、競合品やシェアの状況がどうあれ現
5 に販売された被疑侵害製品たる対象被告製品に許諾できることは明らかであって、
「ライセンス機会の喪失による逸失利益」の損害は観念できる。また、現実には被告
が販売した対象被告製品の販売に上記理由によって実施料相当額の損害が認められ
なければ、被告は、第三者による競合品の存在によって「侵害し得」となり不当で
ある。

10 イ 以上から、特許法 102 条 2 項に基づく推定が覆滅された部分について、同
条 3 項の併用適用は認められるべきである。

(4) 特許法 102 条 3 項に基づく主張 ((2) とは選択的關係)

ア 実施料率

本件で認定される実施料率は、「事前に算定された実施料率」でなく、「事後的
15 に算定される実施料率」という場面での算定であること、原告による実施許諾の判
断機会が全く無かった（喪失していた）という場面での算定であること、被告は契
約上の制約を一切負わないで実施しているという場面での算定（契約上の最低保証
料の支払い、契約解除事由の制限、無効の場合の既払返還請求の制限、支払期限、
違反の場合の違約金や損害賠償の予定等々の制約が一切なく侵害者が実施している
20 という場面）であることが十分斟酌されるべきである。

特に、本件において、被告は、平成 29 年 7 月に本件訴えが提起され、裁判所か
ら侵害心証が開示された後も、本件特許Ⅲについては、現在に至るまで侵害を継続
し、本件特許Ⅱについても、その存続期間が満了するまでの間、侵害行為を中止し
ようとはせず、無断実施を続けてきた。これらの事実は、対象被告製品に本件特許
25 Ⅱ又はⅢの技術的構成を装備しなければ、対象被告製品の売上げに大きく影響する
ことを示すものである。

株式会社帝国データバンクが作成した「知的財産の価値評価を踏まえた特許等の活用の在り方に関する調査研究報告書～知的財産（資産）価値及びロイヤルティ料率に関する実態把握～（平成２２年３月）」（以下「本件報告書」という。）の表Ⅲ－１０には、国内企業のロイヤルティ料率に関するアンケート結果として、産業分野を一般機械とする特許のロイヤルティは４．２％と記載されている。また、本件報告書の日本の司法決定（１９９７～２００８年累計）を示す箇所では、「機械」の産業分野においては、件数を２５件とし、平均値が４．４％、中央値が５．０％、最高値が１０．０％として紹介されている。さらに、本件マッサージ機は、医療機器であるところ、特許権の技術分類別では、技術分類を「医療機器」とする分野において、平均ロイヤルティ料率は５．０％、最大値は１４．５％などとされる。

以上の実施料率の相場、対象被告製品や本件特許発明が医療機器に関するものであること、原告と被告とが、激しい競業関係にあること、対象被告製品のラインナップの多くの機種が本件特許Ⅱ及びⅢの技術的構成を装備し、その特徴的部分の構成を正に「売り」にして顧客吸引力を利用しており、本件各特許発明の技術的な貢献や売上げ・収益への貢献が大きいこと、その他本件各特許発明の技術的内容や重要性、代替技術が見当たらないことなどに鑑みれば、ライセンス料率は１０．０％を下らない。

イ 損害額

前記(1)ウのとおり、不当利得期間及び損害賠償期間を通じた期間のリベート等を含む値引額控除「前」の対象被告製品の売上げの合計は、●（省略）●であるから、これに実施料率１０％を乗じた●（省略）●が損害額となる。

(5) 消費税

ア 原告は、本件の損害賠償請求の損害額（利益額）の算出にあたり、特許法１０２条２項又は同条３項の推定規定に基づく選択的主張を行っているところ、特許法１０２条２項又は３項のいずれの推定規定に基づく場合であっても被疑侵害品である対象被告製品の売上げから認定される損害額（利益額又は使用料相当額）

に対し、別途 10%の「消費税」相当額が加算された金額が認定されるべきである。

イ 消費税相当額の加算については、損害賠償額が確定するのは判決確定時であること、判決確定時を基準にすることは権利者（特許権者）の侵害行為により被った損害の填補による損害額の回復という特許法上の目的にも合致すること、個別の取引行為時を基準とすると、不法行為があった場合となかった場合との利益状態の差額の補填により不公平を均すという目的を達することはできず、個別の取引行為時を基準に消費税額加算の合理的な試算を行うことは著しく困難（不可能）であること、そもそも、消費税の名目において被告が支払う金額の多寡によって、被告に利益・不利益が生じるものではないことから、適用される消費税率は、被告における個別の取引行為時（侵害行為時）ではなく、輸出取引を含め本件訴訟の損害賠償金としての原告が支払を受けられる金額が確定する判決確定時（すなわち損害賠償金が認定される口頭弁論終結時）の認定額を基準として、別途一律 10%の消費税相当額が加算された金額が認定されるべきである。

(6) 弁護士費用等

本件訴訟に係る相当な弁護士及び弁理士費用は、本件侵害行為によって原告が被った積極的損害であり、その額は、50億円の10%相当額である5億円である。

(7) 遅延損害金の起算点

本件訴えに係る訴状の送達日である平成29年8月16日までの期間（以下「甲」という。）と同月17日から令和2年3月31日までの期間（以下「乙」という。）に跨って販売されている対象被告製品について、各期間の日数の割合に応じて被告が開示した対象被告製品の限界利益額を甲の期間の限界利益額と乙の期間の限界利益額とを分けて算出した結果、甲の期間の損害額と乙の期間の損害額の割合は、概ね●（省略）●となる。

したがって、原告主張の損害額50億円（弁護士費用等を除く。）のうち約●（省略）●は甲の期間の損害額で、●（省略）●は乙の期間の損害額となり、甲の期間の損害額である●（省略）●の損害額の遅延損害金の起算点は、本件訴えに係る訴

状送達の日翌日である平成29年8月17日からとなる。

(8) 小括

以上から、被告による本件特許権Ⅱ及びⅢの侵害行為により原告が被った損害額は50億円を下らないから、原告は、被告に対し、これに弁護士費用等を加えた55億円及びうち●(省略)●に対する平成29年8月17日から支払済みまで年5分の割合による金員並びにうち●(省略)●に対する令和3年3月2日(同年2月26日付け請求の趣旨拡張の申立書送達の日翌日)から支払済みまで年3分の割合による金員の支払を求める。

(被告の主張)

(1) 対象被告製品の売上げ等

ア 対象被告製品の売上げ

●(省略)●

(2) 損害賠償請求(特許法102条2項に基づくもの)

ア 経費

(ア) 原価

対象被告製品の製造、仕入れ等に要した費用である原価は、被告が対象被告製品を製造販売することによりその製造販売に直接関連して追加的に必要となった経費に該当し、売上げから控除される経費である。対象被告製品の製品毎の原価の金額は、別紙「被告別紙2」の「原価」欄の「被告主張金額：b₁」に記載のとおりである。

●(省略)●

●(省略)●

●(省略)●

●(省略)●

●(省略)●

●(省略)●

●（省略）●

●（省略）●

●（省略）●

また、被告の基幹システムに集計、記録されている仕入品の原価は、●（省略）

5 ●これらはいずれも被告が対象被告製品を製造販売することによりその製造販売に
直接関連して追加的に必要となった経費に該当する。よって、仕入品に該当する対
象被告製品について、被告の基幹システムに集計、記録されている仕入品の原価の
額は別紙「被告別紙2」の「原価」欄の「被告主張金額：b₁」に記載のとおりであ
る。

10 ●（省略）●

●（省略）●被告が対象被告製品を製造販売することによりその製造販売に直接
関連して追加的に必要となった経費に該当し、売上げから控除される経費である。

●（省略）●

●（省略）●

15 ●（省略）●対象被告製品の製造販売に直接関連して必要となった経費であり、
売上げから控除されるべき経費に該当する。

●（省略）●

●（省略）●

20 ●（省略）●対象被告製品の製造販売に直接関連して必要となった経費であり、
売上げから控除されるべき経費に該当する。

●（省略）●

●（省略）●

25 ●（省略）●かかる費用は、被告が対象被告製品を製造販売することによりその
製造販売に直接関連して追加的に必要となった経費に該当し、売上げから控除され
る経費である。

●（省略）●

(カ) その他の経費

以上の経費のほか、被告は、●（省略）●を負担している。これらの経費については、被告が対象被告製品を製造販売することによりその製造販売に直接関連して追加的に必要なとなった経費に該当し、売上げから控除される経費である。

5 対象被告製品の製品毎の金額は、別紙「被告別紙２」の「その他控除経費：g」欄に記載のとおりである。

イ 限界利益額

対象被告製品の売上げから前記各経費を控除した金額が、本件特許権Ⅱ及びⅢの侵害行為により被告が受けた利益の額（限界利益の額）である。対象被告製品の製品毎の限界利益の金額は、別紙「被告別紙２」の「限界利益」欄の「被告主張：X
10 1」に記載のとおりである。

ウ 覆滅割合

(ア) 市場の非同一性

a 販売先の相違

15 対象被告製品は、家電量販店のみならず、J A、商社、百貨店、通信販売及び特定企業向けに販売される製品やアウトレット品、自社販売される製品がある。具体的には、被告製品１２、１３、３５～４０、４２、４４、４５、４８は、J A、商社、百貨店、通信販売又は特定企業向けに販売されるか、アウトレット品ないし自社販売される商品である。これに対し、原告製造販売に係るマッサージチェアは、
20 主として家電量販店において販売されているから、仮にその中に本件特許Ⅱや本件特許Ⅲの実施品があるとしても、対象被告製品とは市場を異にしており、対象被告製品との間で競合して販売されることはない。

かかる流通ルートの根本的な相違によれば、少なくとも対象被告製品の売上げが原告に置換されることは観念できない。

25 b 販売価格の相違

リサーチ会社の調査（以下「本件調査」という。）によると、被疑侵害品となる

対象被告製品は、家電量販店において、ハイスペックのものは３０万円台、ミドルスペックのもので２０万円台で販売が開始され、販売開始から年数が経過して別の新製品が販売されるなどした場合には１０万円以下にまで下落する。

これに対し、原告が家電量販店において販売するマッサージチェアのうち、本件
5 特許Ⅱないし本件特許Ⅲを充足する可能性があり、かつ、比較的多くの販売実績がある製品は、約４７万円から約６８万円という高額での販売が継続されている。

かかる販売価格の相違によれば、原告と被告はそれぞれ異なる需要者層をターゲットとしており、原告製品と対象被告製品の市場が異なることは明らかであって、家電量販店で販売されている対象被告製品についても、その売上げが原告に置換さ
10 れることは観念できない。

c 輸出品

被告製品４９、５０、５９～６２は輸出品であり、少なくとも日本国内の家電量販店における程度には、市場において原告製造販売に係る製品と競合しない。

(イ) 市場における競合品の存在

15 a マッサージチェアの市場

株式会社矢野経済研究所の調査によると、マッサージチェアの市場規模は、平成
26年時点において、出荷台数ベースで約４５万台、金額ベースで約５６６億円で
あり、平成２８年時点において、出荷台数ベースで約４３万台、金額ベースで約
567億円である。いずれの年においても、被告は、出荷台数ベース及び金額ベース
20 の双方で、業界トップの約３０％のシェアを占めるところ、原告が占めるシェアは、
被告に次ぐ約２０％のシェアを占めるパナソニック株式会社(以下「パナソニック」
という。)よりも低い。

本件調査によると、家電量販店におけるマッサージチェアの市場規模は、平成
26年から令和元年にかけて販売台数ベースで約１０万台から約５万台で推移し、金
25 額ベースで約２４０億円から約１３０億円で推移している。被告は、同期間中、販
売台数ベース及び金額ベースにおいて、３１．６％～５２．８％のシェアを占める

ところ、原告が占めるシェアは、被告に次ぐ24.1%～40%のシェアを占める
パナソニックよりも低い。

かかる市場の状況からすれば、被疑侵害品となる対象被告製品の売上げが競業他
社に置換されるとしても、主としてパナソニック等に置換されると考えられ、原告
5 に置換されることは観念できない。

b 競合品

パナソニックは、被疑侵害品となる対象被告製品の販売中、マッサージチェアを
販売しているところ、パナソニック製のマッサージチェアは、肩から上腕を左右方
向からエアによって押圧するとともに、首から尻に至るまでをメカによって施療す
10 る点で、本件特許Ⅱ類似の技術を提供し、腕全体を掴み揉みする点で、本件特許Ⅲ
類似の技術を提供する。したがって、パナソニック製のマッサージチェアは被疑侵
害品となる対象被告製品の競合品である。

本件調査によると、パナソニック製のマッサージチェアは、平成26年以降、家
電量販店において、毎年約1万台から約2.7万台の販売実績があり、原告から提
15 示されている被疑侵害品となる対象被告製品の家電量販店における販売数量ともそ
ん色ない。

以上から、仮に被告によって被疑侵害品となる対象被告製品が販売されなかった
とすれば、対象被告製品に対する需要の大半は、パナソニック製のマッサージチェ
アが吸収したと考えられるから、原告に置換されることは観念できない。

20 (ウ) 侵害者の営業努力（ブランド力、宣伝広告）

a 被告のブランド力

被告は、昭和29年から一貫してマッサージチェアの製造販売を継続しており、
同年に被告が販売した第一号機は機械遺産に認定されている。その後、被告は、世
界初の技術を搭載した製品や、グッドデザイン賞を受賞するデザイン性を備える製
25 品を継続して製造販売し、マッサージチェア業界では、トップのシェアを占め続け
ている。被告は、比較サイト等においても「マッサージチェアのパイオニア的メー

カー」であると紹介されるなど、そのブランド力が確立されており、被告製のマッサージチェアは、例えばヨドバシ. c o m のランキングにおいて、上位 6 0 機種の大半をパナソニック製のものと分け合うように占めている。

被告は、長年の間に蓄積されたブランド力によって売上げを継続的に維持してきたのであり、被疑侵害品となる対象被告製品の売上げも、本件特許Ⅱや本件特許Ⅲに係る技術とは無関係に、被告のブランド力によるところが大きい。

b 被告独自の宣伝広告

被告は、「マッサージチェアマイスター」という特別な従業員を配置し、開発段階において、機械によるマッサージを人間によるマッサージに近づけるため、0.1 秒単位で体感を調整するなど努めている。また、被告は「マッサージチェアソムリエ」という特別な従業員を配置し、営業段階において、マッサージチェアの魅力を伝えるため、顧客向けの講座を開設するなどしている。

このように、被告は、競業他社にはない特別な従業員を配置し、競業他社にはない特別の開発及び営業活動を行っている。被疑侵害品となる対象被告製品の売上げも、本件特許ⅡやⅢに係る技術とは無関係に、このような独自の従業員による独自の活動によるところが大きい。

c 上記の各事情からすれば、被疑侵害品となる対象被告製品の売上げは、被告独自のブランド力や宣伝広告によるから、これが原告に置換されることは観念できない。

(エ) 侵害品の性能

a 本件特許Ⅱ及びⅢの作用効果

本件明細書Ⅱには、「左右一対のマッサージ具 4 1 によって人体が左右に動かないように固定することができ、これによって、マッサージ器 8 によるマッサージ効果を高めることができる」と記載されているから、本件特許Ⅱの作用効果は、前記記載をもって認定するよりない。

本件明細書Ⅲには、「本発明に係るマッサージ機によれば、空気袋によって被施

療者の腕部を施療することが可能となる。」と記載されているから、本件特許Ⅲの作用効果は、前記記載をもって認定するよりない。

b 対象被告製品との対比

被疑侵害品となる対象被告製品の仕様、機能はカタログ等に詳細に説明されているところ、同カタログ等を俯瞰しても、本件特許Ⅱ及びⅢの作用効果に関連する仕様、機能は一切訴求されていない。被疑侵害品となる対象被告製品は、本件特許Ⅱ及びⅢの作用効果とは無関係の仕様、機能等を多数有しており、マッサージ機の購入者にとって、これらの仕様、機能等が、その購入動機となっていることは明らかである。

このように、被疑侵害品となる対象被告製品は、すべて本件特許Ⅱ及びⅢの作用効果とは無関係の仕様、機能、デザイン等の特徴が訴求されて販売されているから、その販売に際して当該作用効果が寄与した事実は、一切認められない。

(オ) 特許発明が侵害品の部分のみに実施されていること

a 対象被告製品における本件特許Ⅱ及びⅢの位置づけ、比重

(a) 本件特許Ⅱ

被告製品Ⅱのエアバックともみ玉は、それぞれ設定された順序で所定の動作を繰り返しているにすぎず、両者の動作は連動しない。原告が本件特許Ⅱの侵害であると特定する場面は、多数存在するコースのうち、手動コースと自動コースという限定されたコースにおいて、手動コースにおいては、もみ玉につき「たたき」、エアバッグにつき「肩エアー」のみの動作となるように設定し、自動コースにおいては、「極 疲労回復」を選択し、さらに「オプション」によってエアを「パルス」から「てもみ」に変更するという、意図的な設定がなされた場面に限り、手動コースにおいては、●（省略）●

しかるに、被告製品Ⅱにおいて実現されるマッサージの種類やコースは、その組み合わせを考慮すれば無限であるといっても過言ではなく、上記のような現象が同時に生じる場面は、それらの組合せのうち、ごく僅かの場面及び時間にすぎない。し

かも、かかる現象は、専門業者である原告が、前記操作を意図的に行った結果、ようやく発見できる偶然の産物にすぎないから、被告製品Ⅱの需要者において、かかる現象の存在を認識することはないし、仮に認識したとしても、かかる現象が生じるように操作することもできない。さらに、原告が述べる同時発現が生じ得るとしても、「左右一対のマッサージ具４１によって人体が左右に動かないように固定することができ、これによって、マッサージ器８によるマッサージ効果を高めることもできる」という本件特許Ⅱの作用効果自体は、被告製品Ⅱにおいては全く発揮されない。

以上より、本件特許Ⅱの被疑侵害品となる被告製品Ⅱにおいて、本件特許Ⅱがその売上げに寄与しているとは、到底考えられない。

(b) 本件特許Ⅲ

被告製品Ⅲは、背もたれ部、肩部、腕部、座部、脚部等から構成され、肩、背、腰、脚（ふくらはぎ及び足裏）を対象とするメカと、肩、腕、もも横、座を対象とするエアにより、マッサージを行う。

これに対し、本件特許Ⅲは、腕のエアマッサージを行うに際しての開口の向きを問題とするものであり、原告が主張する作用効果を参酌するとしても、腕の挿入、載置、曲げなど、マッサージ効果とは無関係のものばかりであり、これらの作用効果はマッサージ機の需要者の購入動機に繋がるようなものではない。被告製品２５～３０、３３、３４、３６、３８～４０、４２、４４、４５、４７に至っては、内壁の存在により、腕の挿入や曲げといった作用効果を奏しない構造にもなっている。被告製品Ⅲはマッサージ機であり、その売上げには、得られるマッサージ効果こそが重要であるから、腕の挿入、載置、曲げなど、マッサージ効果とは無関係の作用効果がその売上げに寄与しているとは、到底考えられない。

また、本件明細書Ⅲ記載の本件特許Ⅲの作用効果は、「空気袋によって被施療者の腕部を施療することが可能となる」ことであるが、この作用効果は本件特許Ⅲの特有の構成を有するか否かにかかわらず奏する作用効果であるから、本件特許Ⅲが

その売上げに寄与しているとは到底考えられない。

b 本件特許Ⅱ及びⅢの技術的意義と顧客吸引力

(a) 本件特許Ⅱ

5 本件特許Ⅱの出願当時、人体が動かないように固定してマッサージを行うことによつてマッサージ効果を高めるとの作用効果は、既に周知になっていたから、顧客吸引力を有する作用効果であるとは認められない。

(b) 本件特許Ⅲ

10 本件特許Ⅲの出願当時、空気袋によって被施療者の腕部を施療するマッサージ機は多数存在し、既に周知になっていた。したがって、本件明細書Ⅲに記載されている作用効果は、顧客吸引力を有するものとは認められない。

原告は、本件特許Ⅲの審査時において、本件発明Ⅲ－１の作用効果（別紙Ⅲの第３の３(２)イ参照）がある旨を主張したが、これらの作用効果は、本件明細書Ⅲには何らの記載もないから、損害額の評価においては特許権者に有利に参酌されることなどあつてはならない。

15 以上を総合すれば、本件特許Ⅲには、従来技術との関係で特筆すべき作用効果は一切認められない。

c 小括

20 被疑侵害品となる対象被告製品において、本件特許Ⅱ及びⅢが実施されている部分は、肯定するとしてもごく僅かであり、その販売に際し、本件特許Ⅱ及びⅢが占める比重は皆無といってよい。また、本件特許Ⅱ及びⅢには、顧客吸引力を有する作用効果が一切認められない。そもそも、本件特許Ⅱ関係の被疑侵害品となる被告製品Ⅱは本件特許Ⅱの作用効果を奏していない。また、本件特許Ⅲ関係の被疑侵害品となる被告製品Ⅲについても、仮に、本件特許Ⅲの作用効果を奏するとしても、そのことは需要者の購入動機とはなり得ない。

25 かかる観点からすれば、被疑侵害品となる対象被告製品の販売によって原告が被る損害は観念できない。

(カ) まとめ

以上の各事情を総合すれば、本件特許Ⅱ及びⅢの被疑侵害品となる対象被告製品の売上げは、本件特許Ⅱ及びⅢとは全く無関係であることが明らかであり、特許法
10 102条2項に基づく損害額の推定は、被告が得た全利益につき覆滅されるべきで
5 ある。仮に一部の覆滅にとどまるとしても、同じくマッサージチェアに係る特許権
侵害に基づく損害額が争点となった裁判例に照らせば、覆滅される割合は99%を
上回るというべきである。

(3) 特許法102条2項及び3項に基づく主張

ア 特許法102条3項は、「特許発明の実施に対して受けるべき金銭の額に相
10 当する額」を損害とするものであるから、同項を適用するためには侵害者による特
許発明の実施行為が観念できる必要がある。しかるところ、同条2項の適用に際し
ては、侵害者が侵害行為（特許発明の実施行為）によって得た「利益の額」を損害
として推定すると規定しているから、同項の適用によって算出された「利益の額」
をもって侵害行為（特許発明の実施行為）に対する損害評価は尽きている。すなわ
15 ち、「利益の額」が覆滅対象とされ、覆滅された部分（控除対象部分）については、
もはや、侵害者の実施行為を観念することはできない。このように、同項の推定が
覆滅される場合、覆滅部分に関して無許諾の実施行為を観念できないことから、同
条3項を適用する余地はない。

令和元年改正後の特許法で102条1項2号が設けられた趣旨は、製造販売能力
20 の乏しい中小企業・ベンチャー企業において、その製造販売能力を超える部分につ
いても損害を認めることで、賠償額の適正化を図る点にある。これに対し、本件で
は、原告は自ら製造販売をする能力を十分有しており、製造販売能力の乏しい中小
企業・ベンチャー企業ではないし、ライセンス料により利益を上げていたといった
事実は存在しない。原告においては、改正に際して想定されていたライセンス機会
25 の喪失による逸失利益は認められないのであり、令和元年改正後の特許法を踏まえ
ても、特許法102条3項の併用は許容されるものではない。

産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会の報告書（「実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方」）に示されるのは、特許法１０２条１項と３項の併用に関する令和元年改正後の特許法に関する考え方のみであり、同条２項と３項の併用については、議論がなされていたものの改正がなされていない。このように、従前の議論及び令和元年改正後の特許法の規定を踏まえれば、同条２項と３項の併用は認められないと解すべきである。

イ 立法解説をみても、少なくとも、①市場における競合品の存在、②侵害品の性能（機能、デザイン等特許発明以外の特徴）、③特許発明が侵害品の部分のみに実施されていることを理由として推定が覆滅された部分については、特許法１０２条３項の併用は否定すべきである。特許法１０２条１項２号は、ライセンス機会喪失による逸失利益が観念できる場合に、当該部分において実施料相当額の損害を認めるものであり、「特許権者又は専用実施権者が、当該特許権者の特許権についての専用実施権の設定若しくは通常実施権の許諾又は当該専用実施権者の専用実施権についての通常実施権の許諾をし得たと認められない場合」には、実施料相当額による損害賠償を許容していない。

これを、本件の覆滅事由との関係で検討するに、まず、③特許発明が侵害品の部分のみに実施されている場合、特許発明が実施されていない部分については当然にライセンスの付与を認めることはできない。前記(2)ウ(㍑)のとおり、対象被告製品において、本件特許ⅡないしⅢが実施されている部分は肯定するとしてもごくわずかであり、対象被告製品の販売実績に対する本件特許ⅡないしⅢの寄与は一切認められず、原告が被告に対しライセンスを付与することは想定されない。

また、②侵害品の性能（機能デザイン等特許発明以外の特徴）について、本件発明Ⅱ及びⅢ以外の侵害品の性能が顧客誘引に寄与している場合には、当該部分における推定は覆滅されるところ、当該覆滅部分については、本件発明Ⅱ及びⅢが寄与していない以上、権利者によるライセンス付与を想定することはできない。前記(2)ウ(㍑)のとおり、対象被告製品の仕様、機能、デザイン等が顧客誘引に繋がっている

といえ、本件特許Ⅱ及びⅢに係る発明の作用効果が対象被告製品の販売に際して寄与しているとは認められず、原告がライセンス付与をし得たとは認められない。

さらに、①市場における競合品の存在により推定が覆滅される場合とは、侵害品が存在しない代わりに競合品が流通することを意味する。前記(2)ウ(イ)のとおり、
5 マッサージチェアの市場における各社のシェア状況からすれば、被疑侵害品となる対象被告製品が販売されなかった場合には、当該対象被告製品に対する需要の大半はパナソニック製のマッサージチェアが吸収したと考えられ、原告製品に置換されることは観念できない。

よって、本件特許Ⅱ及びⅢに係る発明が対象被告製品の売上げに貢献したとはお
10 よそ考えられないから、原告が被告に対しライセンスを付与し得た場合を想定することはできず、原告のライセンス機会喪失に伴う逸失利益は認められない。

ウ まとめ

特許法102条2項と3項が規定する損害算定方法はそもそも異なっており、また、この点を措くとしても、令和元年改正の趣旨からすれば、本件において特許法
15 102条2項と3項の併用が認められないことは明らかである。さらに、前記イの①ないし③を理由として推定が覆滅された部分については、特許法102条3項の適用はないから、同条2項の覆滅部分について一律に同条3項の適用があるとする原告の主張は失当である。

(4) 損害賠償請求（特許法102条3項に基づくもの）

20 以下のとおり、実施料率が10%を下らないとする原告の主張は根拠を欠く。

ア 特許発明の重要性、代替可能性

前記(2)ウ(ウ)のとおり、本件特許Ⅱ及びⅢの作用効果は、周知技術であり、これらには極めて多数の代替技術が存在し、特段の顧客吸引力を有するものではない。

イ 特許発明の売上げ・利益への貢献、侵害の態様

25 前記(2)ウ(ウ)のとおり、被告製品Ⅱの売上げにおいて、本件特許Ⅱが何らかの寄与ないし貢献をしているという事実はなく、被告製品Ⅲの売上げにおいて、本件特

許Ⅲが何らかの寄与ないし貢献をしているという事実はない。

ウ 原告・被告の協業関係、その他の事情

前記(2)ウ(ア)のとおり、少なくとも被告製品12、13、35～40、42、44、45、48については、原告と被告では流通ルートが大きく相違し、被告製品
5 49、50、59～62は輸出品であり、市場において原告製品と競合する程度は必ずしも高くなく、家電量販店で競合する製品についても、販売価格において著しい相違がある。

前記(2)ウ(イ)のとおり、被告はマッサージチェアの業界においてパイオニア的メーカーとして認知されており、マッサージチェアの上位60機種の大半をパナソニック製のものと分け合うなど、同業界におけるトップのシェアを占め続けているの
10 に対し、原告のシェアは、被告と比べて低い。

(5) 消費税

損害賠償期間の対象被告製品について、消費税を反映させた限界利益額は、別紙「被告別紙3」の「限界利益+消費税額合計」欄記載のとおりである。

15 損害賠償期間に販売された対象被告製品のうち輸出取引に係る販売分については消費税が免税となることから、消費税の算出に当たって輸出取引は考慮していない。

課税対象となる取引における消費税の反映手順については次のとおりである。すなわち、対象被告製品の1台あたりの消費税反映前の限界利益額を算定し、損害賠償期間の始期である平成26年7月31日から令和元年9月30日までの消費税率
20 が8%であった期間の取引に係る各対象被告製品の販売数量（免税分を除く）、及び、同年10月1日以降の消費税率が10%である期間の取引に係る各対象被告製品の販売数量（免税分を除く）を算出した上で、対象被告製品について、限界利益額の単価に8%及び10%の各期間の販売数量を乗じることで各期間に販売された課税対象となる対象被告製品の限界利益額（消費税反映前）を算出し、こうして算
25 出された限界利益額（消費税反映前）に消費税率8%及び10%を乗じて、各期間に販売された課税対象となる各対象被告製品の限界利益額（消費税反映前）に対す

る消費税額を算出した（小数点以下は切り捨て）。

なお、以上の算定方法によると、被告が支出した課税取引に係る経費についての消費税が加算されず、当該経費に係る消費税額分を売上げから控除していないことになる。この点で原告に有利な算定となっているが、売上げから控除すべき経費に係る取引を一つ一つ精査し、消費税の課税の有無や課税される消費税率等を精査することは實際上不可能であることから、前記計算方法を用いた。

2 消滅時効の成否（争点2）

（被告の主張）

（1） 本件特許Ⅱの侵害に基づく損害賠償請求権の消滅時効

原告と被告との間には平成21年4月頃から平成24年7月30日に至るまで、本件同様にマッサージ機を被疑侵害品とする特許紛争（以下「別件訴訟」という。）が生じていたところ、被疑侵害品の中には本件の被告製品9が含まれていた。被疑侵害品の構成が審理の対象となることが想定される特許侵害訴訟においては、通常、原告は、訴え提起の段階で被疑侵害品を入手する等して被疑侵害品の構成を調査し、把握しているところ、実際、原告は、別件訴訟にて被告製品9のカタログを提出するなどしていたから、平成21年4月22日の時点において、被告製品9の構成を把握していたといえる。

また、対象被告製品の販売開始に関する情報は、被告のウェブサイト、家電量販店等における販促活動、その他の宣伝広告活動（パンフレット、カタログ等を含む）によって誰でも極めて容易に知ることができ、対象被告製品の実機を市場で入手したり、調査したりすることも容易である。現に、原告は、本件特許Ⅱの出願過程において提出した平成21年6月11日付け手続補正書（甲B14）において、被告が製造販売するマッサージ機8機種を挙げ、それらのカタログを証拠として、「背もたれの左右両側に突起体を有するなどの本願発明（本件特許Ⅱ）の構成を具備しており、本願発明の実施品である」と主張している。原告が挙げる「本願発明の実施品」には、本件における被告製品9が含まれており、遅くとも、同日時点で、被

原告が被告製品 9 を製造販売しており、本件特許Ⅱの技術的範囲に属していることを知っていた。

原告は、マッサージ機市場において被告と正面から競業する事業者であり、別件訴訟を経験した企業であるから、被告が製造販売するマッサージ機に関する情報を当然に把握しており、被告が製造販売するマッサージ機が本件特許Ⅱの技術的範囲に属することも把握していた。したがって、遅くとも、本件訴えが提訴された平成 29 年 7 月 31 日から 3 年を遡った平成 26 年 7 月 31 日の時点で、原告が、被告に対する賠償請求が事実上可能な状況のもとに、その可能な程度に、被告製品 8、9、12 及び 13 が本件特許Ⅱの技術的範囲に属し、損害が発生していることを認識していたといえる。また、被告製品 59 は被告製品 9 に対応する海外向け製品であるところ、そのことは原告も認識していたから、被告製品 9 に対応する被告製品 59 が本件特許Ⅱの技術的範囲に属することも当然に認識していたといえる。

(2) 本件特許Ⅲの侵害に基づく損害賠償請求権の消滅時効

前記(1)のとおり、原告は、被告が製造販売するマッサージ機に関する情報を把握していたことは明らかであり、実際、原告は、甲 B 14 において、被告製品 9 及び被告製品 32 を挙げている。本件特許Ⅲは、マッサージ機の腕部の構成（特に、保持部に形成された被施療者の腕を挿入する開口が横を向き、左右の保持部の開口同士が対向する構成）に関するものであり、被告製品Ⅲのカタログ等によって、構成要件充足性の調査・判断を容易に行うことができたものであるから、原告は、遅くとも、本件訴えが提訴された平成 29 年 7 月 31 日から 3 年を遡った平成 26 年 7 月 31 日の時点で、市場において販売されていた被告製品 7～9、12、13、28、30～32、34、37、39 及び 40 が本件特許Ⅲの技術的範囲に属することを把握しており、同時点で、被告に対する賠償請求が事実上可能な状況のもとに、その可能な程度に、これらの被告製品が本件特許Ⅲの技術的範囲に属し、損害が発生していることを認識していた。また、被告製品 59 は被告製品 9、被告製品 60 は被告製品 32、被告製品 62 は被告製品 37 に対応する海外向け製品であるところ

ろ、そのことは原告も認識していたから、それらに対応する被告製品 59、60 及び 62 が本件特許Ⅲの技術的範囲に属することも当然に認識していたといえる。

(3) 前提事実 2 のとおり、被告は、令和 2 年 2 月 27 日の第 11 回弁論準備手続期日において、原告に対し、本件特許Ⅱに関する損害論の対象となっている被告製品Ⅱのうち被告製品 8、9、12 及び 13 について、本件特許Ⅲに関する損害論の対象となっている被告製品Ⅲのうち被告製品 7～9、12、13、28、30～32、34、37、39、40 について、平成 26 年 7 月 30 日以前の期間の本件特許Ⅱ及びⅢの侵害に基づく損害に関し、消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

また、前提事実 2 のとおり、被告は、令和 2 年 1 月 9 日の第 14 回弁論準備手続期日において、原告に対し、本件特許Ⅱに関する損害論の対象となっている被告製品Ⅱのうち被告製品 59 について、本件特許Ⅲに関する損害論の対象となっている被告製品Ⅲのうち、被告製品 59、60、62 について、平成 26 年 7 月 30 日以前の期間の本件特許Ⅱ及びⅢの侵害に基づく損害に関し、消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

(原告の主張)

(1) 本件特許Ⅱの侵害に基づく損害賠償請求権の消滅時効

民法 724 条前段の「損害及び加害者を知った」というには、違法行為による損害の発生及び加害者を現実的に了知したことを要すると解される。本件のような特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求の事案については、違法行為による損害の発生及び加害者を現実的に了知したと評価するためには、被害者である特許権者が、加害者による当該物の製造販売の事実及びそれによる損害発生的事実を認識したことに加え、当該物が当該特許権に係る特許発明の技術的範囲に属することを認識したことも必要であるものと解する。

別件訴訟では、本件特許Ⅱ及びⅢに関する権利侵害は問題となっておらず、別の特許発明の技術的範囲に属するかを検討する上で、必要な範囲で過不足なく被疑侵害製品の構成を調査したにすぎない。

また、被告のウェブサイトやカタログ、家電量販店における販促活動から得ることができる情報には限りがあることが明らかであり、対象被告製品はいずれも、「マッサージチェア」という一般に販売価格が「高額」かつそのサイズも「大型」の製品であるから、購入費や保管場所の維持管理費用の負担も大きく、原告が対象被告
5 製品の情報を取得することが容易とはいえない。

被告が指摘する手続補正書（甲 B 1 4）は、本件特許Ⅱの出願に関する拒絶査定不服審判時の書面であるところ、同書面提出時点では、未だ本件特許Ⅱは登録に至っておらず、その後の補正なども想定される状況のなか、当時の請求項の記載を勘案すれば実施品と考えられる、という程度のものにすぎない。したがって、同書面
10 の記載を理由に、同書面提出時点で、被告製品 9 が「本件特許Ⅱ」に係る発明の技術的範囲に属することを原告が知っていたとはいえない。

（2） 本件特許Ⅲの侵害に基づく損害賠償請求権の消滅時効

原告において被告が製造販売する全ての製品について、原告が自己の保有する特許の技術的範囲に属するか否かを判断・検討することはできないし、このような対応を求めることは現実的でない。
15

被告は、手続補正書（甲 B 1 4）において、被告製品 9 及 3 2 が挙げられていることを指摘するが、これは本件特許Ⅱの出願に関する拒絶査定不服審判内での書面での記載であり、本件特許Ⅲとは全く無関係である。まして、同補正書は、平成 2 1 年 6 月 1 1 日付けであるところ、本件特許Ⅲの出願日は、平成 2 4 年 3 月 1 9 日
20 であり、両者には約 3 年近いタイムラグがある。このような事情をも考慮すれば、原告において、平成 2 1 年 6 月 1 1 日当時に被告製品 9 及び 3 2 の製造販売の認識があるからといって、当該被告製品が本件特許Ⅲの技術的範囲に属すると認識していたとはいえないことは明らかである。

また、被告は、原告が、被告が製造販売する製品ごとに、逐一、原告が保有する
25 多数の特許権の技術的範囲に属するか否かの判断や検討を行っているかのような状況を前提として、原告が、構成要件充足性の調査・判断を容易に行うことができた

旨を主張するが、そのような前提はない。

3 不当利得返還請求の可否及びその損失額（争点3。予備的主張）

（原告の主張）

特許法103条3項所定の「受けるべき金銭の額に相当する額」は、本来、侵害
5 者がその特許発明の実施に当たり特許権者に対して支払うべきであった実施料相当
額であるから、侵害者がこれを支払うことなく特許発明を実施した場合は、その実
施により、侵害者は同額の利得を得、特許権者は同額の損失を受けたものと評価す
ることが可能であり、実施料相当額が、不当利得における受益者の利得の額に相当
し、かつ、権利者の「損失」の額に相当する。

10 また、被告は、遅くとも、本件訴えに係る訴状送達の日には、対象被告製品が本
件特許Ⅱ及びⅢを侵害し、支払うべき実施料相当額を支払っていないことを知った
のであるから、「悪意の受益者」（民法704条）に当たる。

したがって、仮に、対象被告製品の全部又は一部について、不法行為に基づく損
害賠償請求権の時効消滅の完成が認められる場合、原告は、その消滅時効の完成し
15 た範囲につき、被告に対し、予備的に、民法703条及び704条に基づき、当該
消滅時効が完成した期間に係る対象被告製品の売上げに実施料率10%を乗じた額
の不当利得金返還及びこれに対する本件訴えに係る訴状送達の日翌日である平成
29年8月17日から支払済みまで改正前民法所定年5分の割合による利息の支払
を求める。

20 （被告の主張）

争う。

4 差止め・廃棄の必要性（争点4）

（原告の主張）

被告は、対象被告製品を製造、販売等し、原告の本件特許権Ⅱ及びⅢを侵害して
25 いるから、侵害行為の差止め及び対象被告製品の廃棄を求める必要がある。

（被告の主張）

争う。

第3 当裁判所の判断

1 損害等の発生及びその額（争点1）について

(1) 特許法102条2項に基づく主張

5 ア 特許法102条2項の適用

特許法102条2項は、特許権を侵害した者がその侵害行為により利益を受けているときは、その利益の額は特許権者が受けた損害の額と推定すると定めるところ、特許権者に、侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情が存在する場合には、同項の適用が認められる。

10 原告が本件特許権Ⅱ及びⅢの実施品又は対象被告製品の競合品を製造販売していることは当事者間に争いがないから、本件において、原告に、被告による本件特許権Ⅱ及びⅢの侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情が存在し、同項の適用が肯定される。

イ 被告が受けた利益

15 (ア) 対象被告製品の売上げ

特許法102条2項所定の侵害行為により侵害者が受けた利益の額は、侵害者の売上げから、侵害者において侵害品を販売等することによりその販売等に直接関連して追加的に必要となった経費を控除した利益（いわゆる限界利益）の額である。

●（省略）●

20 以上を踏まえると、●（省略）●対象被告製品の売上げは、別紙「裁判所認定額（不当利得期間）」及び同「裁判所認定額（損害賠償期間）」の各「販売金額」欄記載のとおりであると認められる。

(イ) 損害賠償期間の利益

a 原価

25 被告は、基幹システムを使用して、被告が製造販売する全ての製品の販売台数、売上げ、返品数、返品金額、原価、その他の経費等の情報を集計し記録していると

ころ、かかる情報を利用して、平成26年8月1日以降に製造実績がある内製品全機種(●)(省略)●原告は、その金額を争うが、被告の開示する原価の金額が不自然・不合理であると判断すべき具体的な事情は認められないから、内製品の原価について、被告の開示する金額をもって相当と認める。

5 また、証拠(乙17)及び弁論の全趣旨によれば、被告の基幹システムに集計、記録されている損害賠償期間の原価を仕入品の原価としていることが認められ、同金額は相当なものと認定できる。

b ●(省略)●

10 ●(省略)●これらの費用は、被告製品の販売等に直接関連して追加的に必要となった経費として売上げから控除することとする。

また、●(省略)●について、証拠(乙17)及び弁論の全趣旨によれば、●(省略)●侵害品を販売等することによりその販売等に直接関連して追加的に必要となった経費であると認められ、売上げから控除するのが相当である。

15 これに対し、●(省略)●は、対象被告製品の販売等に直接関連して必要になったとはいえない上、その具体的内容等が明らかでなく、また、●(省略)●は、その具体的内容や各費目の内訳等が明らかでないから、侵害品を販売等することによりその販売等に直接関連して追加的に必要となった経費であるとは認めるに足りない。

20 c 以上から、損害賠償期間において被告が受けた利益は、前記(ア)の売上げから、前記(イ)において控除すべきものと認められた原価その他の諸経費を控除して得られ、その金額は、別紙「裁判所認定額(損害賠償期間)」の各「限界利益」欄記載のとおり(ただし、限界利益額がマイナスとなるものは0円としている。)であると認められる。

(ウ) 不当利得期間の利益

25 原告は、被告が損害賠償期間において開示した経費の費目について、原告が追加的、直接的な経費とは認められないとしてその費目を控除せずに算出した対象被告

製品の限界利益率を前提として、不当利得期間における対象被告製品の限界利益の金額を算出しているところ、被告は、不当利得期間における原価その他の諸経費について明らかにしていないから、前記原告の算出した金額をもって、不当利得期間における被告の限界利益の額と認めるのが相当である。その金額は、別紙「裁判所
5 認定額（不当利得期間）」の各「限界利益」欄記載のとおり（ただし、限界利益額がマイナスとなるものは0円としている。）である。

ウ 推定覆滅

(7) 特許法102条2項は損害額の推定規定であるから、侵害者の側で、侵害者が得た利益の一部又は全部について、特許権者が受けた損害との相当因果関係が欠けることを主張立証した場合には、その限度で前記の推定は覆滅される。
10

(イ) 推定覆滅事由

a 侵害品の性能、本件発明Ⅱ及びⅢの貢献の程度

(a) 本件発明Ⅱについて

別紙Ⅱのとおり、本件発明Ⅱの効果は、機械式マッサージ器8による強いマッ
15 ーサージ動作と、空気式マッサージ具41によるソフトなマッサージ動作とが同時発現することにより、両者のマッサージ効果を同時に受けることができることにある。

本件発明Ⅱは、椅子型マッサージ機に関する発明であり、同マッサージ機を選択する需要者にとって、マッサージの機能や施療部位、方法、マッサージ機のデザイン・サイズ、価格等がマッサージ機選択の主要な動機となり得るものと認められる
20 (乙20、21の1～3)。本件発明Ⅱは、このうちマッサージの機能や施療部位、方法に関するものではあるものの、機械式マッサージ器によるマッサージ動作と空気式マッサージ具によるマッサージ動作が同時発現する場面に限定されたものであり、現に、被告製品Ⅱについて同時発現が起こる場合についてみるに、多数のコースを選択することが可能な中で、①手動コースを設定した上で、もみ玉につき「たたき」、肩エアバッグにつき「肩エアー」を選択した場合において、●（省略）●
25 両者が同時に動作した場合、又は、②自動コースを設定した上で、肩エアバッグの

動作につき、初期設定の「パルス」から「オプション」によって「てもみ」を選択した場合において、●（省略）●使用者が、積極的に選択をするなどして同時発現を発生させるような仕様にはなっていない。

また、被告製品Ⅱのパンフレット（甲１０、２４、２６、３２等）をみても、「肩
5 ぐうマッサージ」などとの記載があり、肩部に空気式マッサージ具によりマッサージを行うことを訴求していることが認められるものの、機械式マッサージ器による「たたき」との同時発現が可能であることや同時発現によるマッサージ効果等を訴求する記載はない。

(b) 本件発明Ⅲについて

10 別紙Ⅲのとおり、本件発明Ⅲの効果は、空気袋によって被施療者の腕部を施療することが可能となることにあり、本件特許Ⅲの出願経過において原告が提出した「早期審査に関する事情説明書」の記載内容を考慮すると、これに加え、肘を曲げ、前腕部を水平に動かすことで腕を保持部に挿入することができること、腕を保持部内に位置させた状態であっても内側に曲げることができること、腕部のマッサージを
15 行わない場合、保持部の上に腕を載せることができることがある。

本件発明Ⅲはマッサージ機に関する発明であるところ、前記効果は、マッサージ機を選択する需要者の主要な動機になるとは直ちにはいい難いものの、マッサージ機をより快適に使用することが可能となるものであって、マッサージ機を選択する動機の一つになるものと認められる。

20 また、被告製品Ⅲのパンフレット（甲２２、２４、２６、３２等）をみると、腕全体に対するマッサージが可能である旨の記載があるにとどまり、前腕部を水平に動かすことで腕を保持部に挿入することができること等に関する訴求はないものの、保持部の開口が横を向いていることは外観上明らかであるから、実機やパンフレット等で被告製品Ⅲを見た需要者や試用した需要者に対して、本件発明Ⅲの効果につ
25 いて、限定的ではあるものの一定程度の訴求力があるものと認められる。

b 市場の同一性、競合品の存在

証拠（甲 105、109の1～114）及び弁論の全趣旨によれば、原告及び被告は、家電量販店、通信販売、百貨店等に対して、原告製品及び対象被告製品を販売しており、その限りで販売ルートを共通にしていること、原告製品及び対象被告製品の一部を輸出していること、原告製品と対象被告製品の大部分は、その価格帯を共通にしていることが認められ、原告製品と対象被告製品の市場の同一性が認められる。

また、証拠（甲 114、乙 4～6、19）及び弁論の全趣旨によれば、平成26年及び平成28年のマッサージチェアのシェアは、1位が被告（約30%）、2位がパナソニック（約20%）であり、原告は約13%～15%を占めていること、対象被告製品の競合品として、パナソニック製の製品が多数存在することが認められる。

c 侵害者の努力

被告は、被告には長年蓄積してきたブランド力があること、競業他社にはない特別な従業員を配置するなどしていることを指摘して、これらが対象被告製品の売上げに貢献している旨を主張する。

確かに、前記bのとおり、被告はマッサージチェアのシェア第1位であるなど、ブランド力を有しているものと認められるが、一方、原告も、マッサージチェアを製造販売する老舗であり（甲 115の1・2）、シェアの約13%～15%を有しているなど、ブランド力を有しているものと認められる。マッサージチェアは、比較的高額の家電製品であることから、企業のブランド力等は、需要者のマッサージ機選択の動機となり得るものではあるが、前記原告と被告の企業としてのブランド力等に照らすと、覆滅事由になり得るとしても、限定的なものにとどまるというべきである。

(ウ) 推定覆滅の程度

以上の諸事情を総合すれば、対象被告製品のうち本件発明Ⅱに係るものは、本件発明Ⅱの貢献の程度がわずかであり、同被告製品の大部分は、本件発明Ⅱの特徴と

原告が本件特許権Ⅱ及びⅢの実施を許諾した例があることを認めるに足りる証拠はなく、椅子型マッサージ機に関する特許発明の実施許諾料に関する業界相場は明らかでない。もっとも、証拠（甲１３７、１３８）及び弁論の全趣旨によれば、本件報告書では、産業分野を「一般機械」とする特許のロイヤルティにつき、国内企業に対するアンケート結果は３．４％、先行文献に基づく国内データは４．２％であり、日本の司法決定において、産業分野を「機械」とするものは、平均値が４．４％、中央値が５．０％、最高値が１０．０％とされていること、「ロイヤルティ料率データハンドブック」では、技術分類を「医療機器」とするものは、平均値が５．０％、標準偏差が３．１％、最大値が１４．５％、最小値が０．５％とされていることが認められる。

対象被告製品のうち被告製品Ⅱに係るものに関しては、前示のとおり、売上げに対する本件発明Ⅱの貢献の程度は極めて小さいものであるから、原告と被告がマッサージチェア市場において激しい競争関係にあること等の諸事情を考慮しても、本件発明Ⅱの実施に対して受ける料率としては０．２％が相当である。

他方で、対象被告製品のうち被告製品Ⅲに係るものの売上げに対する本件発明Ⅲの貢献の程度は限定的ではあるものの、本件発明Ⅲは、マッサージチェアの構造にかかわるもので、外観上も明らかであるから、需要者に対して一定の顧客訴求力を生じさせるものといえる。その他、前記ロイヤルティ料率の平均値や原告と被告が競争関係にあること等の諸事情を考慮すると、本件発明Ⅲの実施に対して受ける料率としては５％をもって相当と認める。

なお、対象被告製品のうち本件発明Ⅱ及びⅢに係るものは、本件発明Ⅲに係るものと同様に、その実施に対して受ける料率として５％をもって相当と認める。

ウ 売上げ等

不当利得期間及び損害賠償期間の対象被告製品の売上げは、別紙「裁判所認定額（不当利得期間）」及び同「裁判所認定額（損害賠償期間）」の各「販売金額」欄記載のとおりであるところ、対象被告製品のうち被告製品Ⅱに係るものは、特許法

102条2項の推定は98%覆滅され、同条3項の実施料率は0.2%であり、対象被告製品のうち被告製品Ⅲに係るものは、同条2項の推定は85%覆滅され、同条3項の実施料率は5%であり、対象被告製品のうち被告製品Ⅱ及びⅢに係るものは、同条2項の推定は85%覆滅され、同条3項の実施料率は5%である。

5 エ 以上から、特許法102条2項の推定が覆滅された部分について同条3項が適用されることによる損害額は、別紙「裁判所認定額（不当利得期間）」及び同「裁判所認定額（損害賠償期間）」の各「2項3項損害」欄記載のとおりであると認められる。

(3) 特許法102条2項に基づく算出ができない対象被告製品について

10 原告は、限界利益額がマイナス又は不明である対象被告製品9、12、30、32、59及び60については、特許法102条3項に基づく主張をしている。

被告製品9、12、30、32、59及び60について、別紙「裁判所認定額（不当利得期間）」及び同「裁判所認定額（損害賠償期間）」の各「販売金額」欄記載の売上げに実施料率5%（本件発明Ⅱ及びⅢを侵害する場合、又は、本件発明Ⅲを
15 侵害する場合）を乗じて、同項に基づく損害額を計算すると、同各「3項損害」欄記載のとおりであると認められる。

(4) 消費税について

原告は、損害賠償額が確定するのは判決確定時であること、判決確定時を基準にすることは権利者（特許権者）の侵害行為により被った損害の填補による損害額の
20 回復という特許法上の目的にも合致すること、個別の取引行為時を基準とすると、不法行為があった場合となかった場合との利益状態の差額の補填により不公平を均すという目的を達することはできないこと等を指摘して、判決確定時（すなわち損害賠償金が認定される口頭弁論終結時）の認定額を基準として、別途一律10%の消費税相当額が加算された金額が認定されるべきである旨を主張する。

25 しかし、特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償金に対して消費税が課せられるのは、損害賠償金の実質が資産の譲渡等の対価に該当すると認められることによる

ものであるところ（消費税法４条１項、消費税法基本通達５－２－５）、本件では、特許権侵害行為が、資産の譲渡等に相当する行為に該当するものと解される。また、消費税法基本通達９－１－２１では、「工業所有権等又はノウハウを他の者に使用させたことにより支払いを受ける使用料の額を対価とする資産の譲渡等の時期は、
5 その額が確定した日とする。」とされている。そうすると、特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償金は、特許権侵害行為時に直ちに発生して金額が確定するものであるから、特許権侵害行為時、すなわち、対象被告製品の販売時を基準として、適用される消費税率を決定すべきであると解するのが相当である。また、後記３のとおり、特許法１０２条３項所定の実施料相当額は、不当利得における受益者の利得
10 の額に相当し、かつ、権利者の損失の額に相当するから、被告の不当利得額（原告の損失の額）も、特許発明の実施に対し受けるべき金銭として、資産の譲渡等に該当し、その利得時を基準として、消費税相当分を含む金額として算定するのが相当である。さらに、消費税法７条１項１号は「本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け」を消費税免除の対象としていることから、輸出取引に係る販売分
15 については、消費税が免税となると解するのが相当である。

そこで、本件において消費税額の算定方法を検討するに、対象被告製品の１台あたりの消費税反映前の限界利益額を算定し、損害賠償期間の始期である平成２６年
7月３１日から令和元年９月３０日までの消費税率が８％であった期間の取引に係る対象被告製品の販売数量（免税分を除く）、及び、同年１０月１日以降の消費税率が１０％である期間の取引に係る対象被告製品の販売数量（免税分を除く）を算
20 出した上で、対象被告製品について、限界利益額の単価に８％及び１０％の各期間の販売数量を乗じることで各期間に販売された課税対象となる対象被告製品の限界利益額（消費税反映前）を算出し、こうして算出された限界利益額（消費税反映前）に消費税率８％及び１０％を乗じて、各期間に販売された課税対象となる対象被告
25 製品の限界利益額（消費税反映前）に対する消費税額を算出（小数点以下は切り捨て）するのが合理的である（被告が乙６９において示した算定方法に特段不合理な

点は見当たらない。) 。

したがって、損害賠償期間については、弁論の全趣旨から輸出分と認められる部分（別紙「裁判所認定額（消費税）」の「販売台数」の「免税」欄に記載されている。）を対象被告製品から除いた上で、前記算定方法に従って計算をし、不当利得期間については、輸出分であることに争いのない被告製品 6 2 を除いた上で、消費税率を 8 % として消費税を加算するのが相当である。以上を踏まえ、消費税を加算すると、損害賠償期間については、別紙「裁判所認定額（消費税）」の各「2 項損害」、「2 項 3 項損害」及び「3 項損害」欄記載のとおりとなり（合計は「損害合計」欄記載のとおり）、不当利得期間については「裁判所認定額（不当利得期間）」の「損害合計（消費税）」欄記載のとおりとなる。

なお、損害賠償請求権の時効消滅部分に係る不当利得返還請求については、消費税率を 8 % として消費税を加算するのが相当であるところ、別紙「裁判所認定額（消費税）」及び別紙「裁判所認定額（不当利得期間）」の「損害合計（消費税）」は、いずれも、この点に加え後記 2 及び 3 の結論をも反映したものである。

(5) 弁護士費用等について

原告が被った損害及び損失は、後記 2 及び 3 をも踏まえると、不当利得期間の合計●（省略）●と損害賠償期間の合計●（省略）●とを加えた●（省略）●となる
ところ、本件と相当因果関係のある弁護士費用及び弁理士費用は、●（省略）●をもって相当と認める。

(6) 特許法 102 条 3 項に基づく選択的請求について

原告は、特許法 102 条 2 項に基づく請求と選択的に同条 3 項に基づく請求をしているが、同請求による認容額は、同条 2 項に基づく請求による認容額を超えないことは明らかであるから、原告の特許法 102 条 3 項に基づく請求には理由がない。

2 消滅時効の成否（争点 2）について

(1) 被告製品 9 に係る本件特許権Ⅱ及びⅢの侵害に基づく損害賠償請求権

証拠（甲 B 14、乙 14、15、37、38）及び弁論の全趣旨によれば、原告

は、本件特許Ⅱの出願過程で提出した平成21年6月11日付け手続補正書（甲B14）において、被告製品9が本件発明Ⅱの実施品である旨を主張していること、同年4月22日に訴えが提起された別件訴訟では、マッサージ機の肘掛け部の構成等に関する特許権の侵害が問題となっていたところ、原告は、被告製品9が被疑侵害品であるとして、そのカタログを証拠提出するとともに、被告製品9の実機を撮影した写真を証拠提出していることが認められる。このような事実関係に照らすと、原告は、遅くとも同年6月頃までの間において、被告製品9のマッサージ機能や腕部の構造等を具体的に把握し、被告製品9が本件発明Ⅱ及びⅢの技術的範囲に属することを認識していたものと認められる（なお、被告製品59は被告製品9の海外向け製品であるから、同様に考えられる。）。）。
5
10

（2） 被告製品32に係る本件特許権Ⅲの侵害に基づく損害賠償請求権

証拠（甲B14、乙14、16）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、前記手続補正書（甲B14）において、被告製品32が本件発明Ⅱの実施品ではない旨を主張していること、原告は、別件訴訟において、被告製品32が被疑侵害品であるとして、そのカタログを証拠提出していることが認められる。このような事実関係に照らすと、原告は、遅くとも平成21年6月頃までの間において、被告製品32の腕部の構造等を具体的に把握し、被告製品32が本件発明Ⅲの技術的範囲に属することを認識していたものと認められる（なお、被告製品60は被告製品32の海外向け製品であるから、同様に考えられる。）。）。
15

（3） その余の対象被告製品に係る本件特許権Ⅱ及びⅢの侵害に基づく損害賠償請求権
20

被告は、原告がマッサージ機市場において被告と正面から競業する事業者であり、被告との間で別件訴訟をしていた企業であること、対象被告製品の販売開始に関する情報は、被告のウェブサイト、家電量販店等、その他の宣伝広告活動によって極めて容易に知ることができる情報であり、対象被告製品の実機を市場で入手したり、調査したりすることも容易であることを指摘して、その余の対象被告製品について
25

も、本件発明Ⅱ又はⅢの技術的範囲に属することを認識していた旨を主張する。

しかし、被告が指摘する事情は、いずれも、原告がその余の対象被告製品が販売されている事実を知り得る機会があったことを指摘するものにとどまり、原告がその余の対象被告製品のマッサージ機能や構造等を具体的に認識し得たことを裏付け
5 るものではなく、その他、これを認めるに足りる証拠はない。

したがって、被告製品7、8、12、13、28、30、31、34、37、39、40及び62について、本件訴えを提起した時点において、消滅時効期間が経過したものとは認められない。

(4) 前提事実2のとおり、被告は、原告に対し、被告製品9、32、59及び6
10 0に係る損害賠償請求権についての消滅時効の援用の意思表示をしたことから、前記1の原告の損害（被告製品9、32、59及び60に係るもの）のうち、本件訴え提起日である平成29年7月31日までにその発生から3年を経過した部分については、時効によって消滅したものと認められる。

3 不当利得返還請求の可否及びその損失額（争点3。予備的請求）について
15 原告は、不法行為に基づく損害賠償請求権の時効消滅の完成が認められた範囲について、予備的に、民法703条及び704条に基づき、不当利得金の返還を求めるところ、前記2のとおり、被告製品9、32、59及び60に係る損害賠償請求権のうち平成29年7月31日までにその発生から3年を経過した部分については時効消滅したことから、この点について検討する。

20 特許法102条3項所定の「受けるべき金銭の額に相当する額」は、本来、侵害者が当該特許発明の実施に当たり特許権者に対して支払うべきであった実施料相当額であるから、侵害者がこれを支払うことなく特許発明を実施した場合は、その実施により、侵害者は同額の利得を得、特許権者は同額の損失を受けたものと評価することが可能である。したがって、実施料相当額が、不当利得（民法703条）に
25 おける受益者の利得の額に相当し、かつ、権利者の「損失」の額に相当すると認められる。

そうであるところ、被告製品 9 の売上げは、別紙「裁判所認定額（不当利得期間）」の「販売金額」欄記載のとおり●（省略）●であり、その実施料率は 5 %（本件特許Ⅱ及びⅢを侵害する場合）であるから、不当利得金額は●（省略）●となる。

被告製品 3 2 の売上げは、前記「販売金額」欄記載のとおり●（省略）●であり、
5 その実施料率は 5 %（本件特許Ⅲを侵害する場合）であるから、不当利得金額は●（省略）●となる。

被告製品 5 9 の売上げは、前記「販売金額」欄記載のとおり●（省略）●であり、その実施料率は 5 %（本件特許Ⅱ及びⅢを侵害する場合）であるから、不当利得金額は●（省略）●となる。

10 被告製品 6 0 の売上げは、前記「販売金額」欄記載のとおり●（省略）●であり、その実施料率は 5 %（本件特許Ⅲを侵害する場合）であるから、不当利得金額●（省略）●となる。

なお、別紙「裁判所認定額（不当利得期間）」の「損害合計（消費税）」欄記載の●（省略）●には前記不当利得金に消費税率 8 % による消費税を加算した金員が
15 含まれている。

4 差止め・廃棄の必要性（争点 4）について

原告は、本件特許権Ⅱ及びⅢに基づく対象被告製品の差止め及び廃棄を求めているが、本件特許Ⅱの原出願日は平成 1 1 年 5 月 1 9 日であり、本件特許Ⅲの原出願日は平成 1 4 年 4 月 1 9 日であって、その存続期間が満了していることは当裁判所
20 に顕著であるから、本件特許Ⅱ及びⅢに基づく対象被告製品の差止め及び廃棄請求には理由がない。

5 結論

以上によれば、原告の請求は、本件特許権Ⅱ及びⅢの侵害に係る損害賠償金等 2 7 億 7 9 8 3 万 1 9 0 7 円並びにうち 1 4 億 7 3 3 1 万 0 9 1 1 円に対する平成 2 9 年 8 月 1 7 日から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金及びうち 1 3 億 0
25 6 5 2 万 0 9 9 6 円に対する令和 3 年 3 月 2 日から支払済みまで年 3 分の割合によ

る遅延損害金の支払を求める限度で理由がある（なお、損害額の割り付け方法については、原告主張の方法（前記第２の１（原告の主張）（7））によった。）。

以上

※次の頁については記載省略による行数減少のため省略されています。

P 1 6 4、1 6 5、2 4 5、2 4 6

※次の別紙については全体が記載省略のため添付を省略しています。

1 (訂正後) 修正別紙 1

5 2 (訂正後) 修正別紙 2－3

3 被告別紙 1

4 被告別紙 2

5 被告別紙 3

6 裁判所認定額 (不当利得期間)

10 7 裁判所認定額 (損害賠償期間)

8 裁判所認定額 (消費税)

以 上